

道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案 参照条文 目次

○道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）（抄）	1
○道路法（昭和二十七年法律第八十号）（抄）	40
○道路法等の一部を改正する法律（令和二年法律第三十一号）（抄）	76
○道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）（抄）	87
○道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）（抄）	88
○道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）（抄）	112
○道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和三十四年政令第十七号）（抄）	123
○道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和三十三年法律第三十四号）（抄）	128
○高速自動車国道法施行令（昭和三十一年政令第二百五号）（抄）	131
○高速自動車国道法（昭和三十一年法律第七十九号）（抄）	135
○地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（抄）	136
○宅地建物取引業法施行令（昭和三十一年政令第三百八十三号）（抄）	137
○交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行令（昭和四十一年政令第三百三号）（抄）	137
○阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第七十六条の都市施設を定める政令（平成七年政令第四十六号）（抄）	141
○日本道路公団等の民営化に伴う経過措置及び関係政令の整備等に関する政令（平成十七年政令第二百三号）（抄）	142
○東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の国土交通省関係規定の施行等に関する政令（平成二十三年政令第三十四号）（抄）	143
○特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第二百二十四号）（抄）	157
○山村振興法施行令（昭和四十年政令第三百三十一号）（抄）	158
○豪雪地帯対策特別措置法施行令（昭和四十六年政令第三百六十七号）（抄）	159
○半島振興法施行令（昭和六十一年政令第二百四十三号）（抄）	160
○過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第七十五号）（抄）	161
○都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第九十号）（抄）	162
○独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第六十号）（抄）	163
○東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律施行令（平成二十三年政令第一百四号）（抄）	163
○福島復興再生特別措置法施行令（平成二十四年政令第一百五号）（抄）	167
○大規模災害からの復興に関する法律施行令（平成二十五年政令第二百三十七号）（抄）	168

○道路の修繕に関する法律の施行に関する政令（昭和二十四年政令第六十一号）（抄）
○中心市街地の活性化に関する法律施行令（平成十年政令第二百六十三号）（抄）
○国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号）（抄）
○沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第二百二号）（抄）
○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）（抄）

道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案 参照条文

○道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）（抄）

（都道府県又は指定市による指定区間内の国道の管理）

第一条の二 法第十三条第二項の規定により都道府県又は指定市が行うこととすることができる指定区間内の国道の管理は、次に掲げる管理（第一号から第四号まで及び第六号から第十四号までに掲げる管理については、国土交通大臣が新設、改築、修繕又は災害復旧に関する工事を行つてい
る区間に係るものを除く。）とする。

- 一 法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可を与えること。
 - 二 法第三十四条の規定により工事の調整のための条件を付すること。
 - 三 法第三十五条の規定により国と協議し、同意すること。
 - 四 法第三十六条第一項の規定により提出する工事の計画書を受理すること。
 - 五 法第三十九条第一項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により占用料を徴収すること。
 - 六 法第三十九条の二第一項の規定により入札占用指針を定め、及び同条第六項の規定により意見を聴くこと。
 - 七 法第三十九条の四第一項又は第五項の規定により通知し、同条第三項の規定により占用入札を実施し、及び同条第四項の規定により落札者を決定すること。
 - 八 法第三十九条の五第一項の規定により道路の場所を指定し、及び入札占用計画が適当である旨の認定をすること。
 - 九 法第三十九条の六第一項の規定により変更の認定をすること。
 - 十 法第三十九条の九の規定により必要な措置を講ずべきことを命ずること。
 - 十一 法第四十条第二項の規定により必要な指示をすること。
 - 十二 法第四十八条の二十七の規定により道路協力団体と協議（当該協議が成立することをもつて、法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされるものに限る。）をすること。
 - 十三 道路の占用に係る事項について法第七十一条第一項に規定する処分をし、又は措置を命ずること。
 - 十四 道路の占用に係る事項について法第七十二条の二第一項の規定により必要な報告をさせ、又はその職員に立入検査をさせること。
 - 十五 法第七十三条（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により法第三十九条（同項において準用する場合を含む。）の規定に基づく占用料の納付を督促し、並びに当該占用料並びに当該占用料に係る手数料及び延滞金を徴収すること。
- 2 都道府県又は指定市は、前項第一号から第三号まで、第六号（法第三十九条の二第一項の規定による入札占用指針の策定に係る部分に限る。）及び第十一号から第十三号までに掲げる権限（道路の構造又は交通に及ぼす支障が少なく認められる道路の占用で国土交通省令で定めるものに
係るものを除く。）を行つたときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に報告しなければならない。

(国土交通大臣が権限を行う場合の意見の聴取等)

第一条の三 国土交通大臣は、都道府県又は指定市が前条第一項に規定する管理を行つている道路の区間(国土交通大臣が新設、改築、修繕又は災害復旧に関する工事を行つている区間を除く。)について次に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、関係都道府県又は指定市の意見を聴かなければならない。

- 一 法第三十七条第一項の規定により道路の占用を禁止し、又は制限すること。
- 二 法第三十二条第一項若しくは第三項(これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による許可又は法第三十九条の五第一項若しくは第三十九条の六第一項(これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による認定を受けた者に対し、法第七十一条第二項に規定する処分をし、又は措置を命ずること。

2 国土交通大臣は、都道府県又は指定市が前条第一項に規定する管理を行つている道路の区間(国土交通大臣が新設、改築、修繕又は災害復旧に関する工事を行つている区間に限る。)について次に掲げる権限を行つたときは、遅滞なく、その旨を関係都道府県又は指定市に通知しなければならない。

- 一 法第三十二条第一項又は第三項(これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による許可を与えること。
- 二 法第三十五条(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により国と協議し、同意すること。
- 三 法第四十八条の二十七の規定により道路協力団体と協議(当該協議が成立することをもつて、法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされるものに限る。)をすること。
- 四 法第七十一条第二項(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により法第三十二条第一項若しくは第三項(これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による許可若しくは法第三十九条の五第一項若しくは第三十九条の六第一項(これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による認定を取り消し、又はその許可若しくは認定の効力を停止すること。

(管理の特例の場合の読替規定)
 第一条の七 法第十七条第一項又は第二項の場合における同条第七項の規定による法の規定の適用についての技術的読替は、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句(法第十七条第一項の場合)	読み替える字句(法第十七条第二項の場合)
第十三条第三項、第十八条第一項、第五十条第一項、第四項及び第五項	都道府県	指定市	指定市以外の市

第十三条第四項	第一項 関係都道府県	第十七条第一項	第十七条第二項 関係する指定市以外の市、都道府県又は指定市
第十三条第四項、第五十三條第二項	都道府県が	指定市が	指定市以外の市が
第十三条第四項、第十九条第二項	都道府県の	指定市の	指定市以外の市の
第十七条第六項及び第七項、第二十五条第一項、第四十八条の十九第一項、第五十一条、第五十三條第一項、第九十条第一項、第九十六條第二項	都道府県又は	指定市又は	指定市以外の市又は
第十九条第二項、第十九条の二第二項、第二十条第三項、第二十六條第一項、第七十六條、第九十六條第二項及び第三項	都道府県である	指定市である	指定市以外の市である
第十九条第三項、第十九条の二第三項、第二十条第四項、第三十一条第三項	都道府県の議会上に	指定市の議会上に	指定市以外の市の議会上に

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	第二十六条第一項、第七十六条、第九十六条第二項	市町村	市（指定市を除く。）町村	市（指定市以外の市を除く。）町村
			第五十条第六項及び第七項、第五十三条第二項	他の都道府県	都道府県	都道府県
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	第五十条第六項	当該国道の所在する都道府県	当該国道の所在する指定市	指定市以外の市で当該国道の所在するもの
			第五十条第七項	国道の所在する都道府県	国道の所在する指定市	指定市以外の市で国道の所在するもの
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	第五十三条第二項	当該都道府県	当該指定市	当該指定市以外の市
			第九十四条第五項	都道府県である	指定市、都道府県、指定市以外の市又は町村（第十七条第三項の規定により管理を行う町村をいう。）である	指定市以外の市、都道府県、指定市又は町村（第十七条第三項の規定により管理を行う町村をいう。）である
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	第九十六条第二項	都道府県の知事	指定市の長	指定市以外の市の長

法第十七条第三項の場合における同条第八項の規定による法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第九十条第一項、第九十六条第二項					
第十九条第二項		都道府県の		町村の	
第十九条第二項、第十九条の二第二項、第二十条第三項、第二十六条第一項、第七十六条、第九十六条第二項及び第三項		都道府県である		町村である	
第二十六条第一項、第七十六条、第九十六条第二項		市町村		市町村（町村を除く。）	
第五十三条第一項		都道府県又は		都道府県又は町村若しくは	
第九十四条第五項		都道府県である		町村、都道府県、指定市又は指定市以外の市（第十七条第二項の規定により管理を行う市をいう。）である	
第九十六条第二項		都道府県の知事		町村の長	

法第十七条第四項の場合における同条第八項の規定による法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二条第二項第二号、第六号及び第七号	道路管理者	道路管理者又は指定市以外の市町村
第十三条第四項	第一項の規定により都道府県が維持、修繕、災害復旧その他の管理 修繕又は災害復旧	第十七条第四項の規定により指定市以外の市町村が国道の修繕 修繕

<p>第二十一条、第二十二条第一項、第二十二條の二、第二十三条第一項、第二十四条、第二十四条の二第一項及び第三項、第二十四条の三、第二十八条の二第一項、第三十二条、第三十三条第一項、第三十四条から第三十六条まで、第三十八条、第三十九条第一項、第三十九条の二第一項、第三十九条の三第一項、第三十九条の四、第三十九条の五第一項、第三十九条の六第一項から第三項まで、第三十九条の七第二項及び第四項、第三十九条の九、第四十条第二項、第四十一条、第四十二条第一項、第四十四条の二第一項から第五項まで及び第八項、第四十五条第一項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条の七第一項、第四十七条の八第一項、第四十八条の二十第一項、第四十八条の二十三第一項及び第三項、第四十八条の二十四、第四十八条の二十</p>	<p>第十八条第一項</p>		<p>都道府県の 関係都道府県</p>	<p>都道府県の 指定市以外の市町村の</p>
	<p>道路管理者</p>	<p>第十六条又は 道路管理者」という。 ）</p>		
<p>道路管理者等</p>	<p>決定して</p>	<p>道路管理者」という。）又は指定市以外の市町村（以下「道路管理者等」と総称する。）</p>	<p>第十六条若しくは</p>	<p>指定市以外の市町村の</p>
<p>道路管理者等</p>	<p>決定し、道路管理者は</p>	<p>道路管理者」という。）又は指定市以外の市町村（以下「道路管理者等」と総称する。）</p>	<p>第十六条若しくは</p>	<p>指定市以外の市町村の</p>

<p>五第一項から第三項まで、第四十八条の二十六から第四十八条の二十八まで、第五十六条、第五十七条、第五十八条第一項、第五十九条第三項、第六十条、第六十一条第一項、第六十二条、第六十六条第一項、第六十七条の二、第六十八条、第六十九条第一項、第七十条第一項、第三項及び第四項、第七十一条第一項から第五項まで、第七十二条第一項及び第三項、第七十二条の二第一項、第七十三条第二項及び第三項、第八十六条第二項、第八十七条第一項、第九十一条第一項から第三項まで、第九十二条第四項、第九十三条、第九十五条の二第一項及び第二項前段、第九十六条第五項</p>		
<p>第二十四条の二第一項</p>	<p>道路の 駐車料金</p>	<p>道路管理者にあつては道路の 指定市以外の市町村にあつては道路の附属物である自転車駐車場に自転車を駐車させる者から、駐車料金</p>
<p>第三十九条第二項、第三十九条の二第五項</p>	<p>道路管理者</p>	<p>当該占用料を徴収する道路管理者等</p>
<p>第三十九条の二第七項</p>	<p>入札占用指針</p>	<p>道路管理者等が入札占用指針</p>
<p>第三十九条の五第二項</p>	<p>道路管理者は、 道路管理者は、</p>	<p>道路管理者は、道路管理者等が</p>
<p>第四十七条の五第一項</p>	<p>道路管理者は、 第四十六条第一項</p>	<p>第四十六条第一項</p>
<p>場合においては</p>	<p>道路管理者等は</p>	

	、道路管理者	、道路管理者等
第四十七条の八第二項	協定を	道路管理者等が協定を
第四十八条の十四第一項	道路管理者は、	道路管理者等は、道路管理者が
第四十八条の二十一第一項及び第三項	、利便施設協定を	、道路管理者等が利便施設協定を
第四十九条	道路の管理に関する	第十七条第四項に規定する歩道の新設等に関する
	当該道路の道路管理者	指定市以外の市町村
第五十条第一項	都道府県が当該	指定市以外の市町村が当該
	当該都道府県	当該指定市以外の市町村
第五十条第六項及び第七項、第五十三条第二項	他の都道府県	都道府県
第五十条第六項	当該国道の所在する都道府県	指定市以外の市町村で当該国道の所在するもの
第五十条第七項	国道の所在する都道府県	指定市以外の市町村で国道の所在するもの
	関係都道府県	当該指定市以外の市町村及び関係都道府県
第五十三条第二項	都道府県が	指定市以外の市町村が

	都道府県に	指定市以外の市町村に
第六十一条第二項	道路管理者	当該負担金を徴収する道路管理者等
第六十四条第一項	連結料並びに 負担金は、道路管理者の収入とし、第三十九条の規定に基づく占用料は、政令で定める区分に従い、道路管理者又は第十三条第二項の規定により指定区間内の国道の維持、修繕及び災害復旧以外の管理を行う都道府県若しくは指定市	連結料、 負担金並びに第三十九条の規定に基づく占用料で、第十七条第五項の規定に基づき公示される国道又は都道府県道の新設、改築、維持又は修繕の開始の日から国道又は都道府県道の新設、改築、維持又は修繕の完了の日までに指定市以外の市町村が徴収すべきものは、当該指定市以外の市町村
第七十三条第一項	道路管理者	負担金等を徴収すべき道路管理者等
第七十四条	道路管理者は、当該国道を新設し、又は改築しようとする場合において	新設又は改築をしようとする指定市以外の市町村
第七十五条第一項	当該指定区間外の国道の道路管理者	指定市以外の市町村
第七十五条第二項	都道府県道及び指定市の市道に関し、都道府県知事は指定市の市道以外の市町村道に関し、次の各号に掲げる場合においては、それぞれ当該道路の道路管理者	、都道府県道に関し、次の各号に掲げる場合においては、指定市以外の市町村
第七十五条第四項及び第五項、第七十六条、第八十五条第三項	道路管理者	指定市以外の市町村

第七十六条	次に掲げる事項を都道府県である場合にあっては国土交通大臣に、市町村である場合にあっては都道府県知事	第一号、第二号及び第四号に掲げる事項（同号に掲げる事項にあつては、第三十九条第二項の規定により定めた条例に限る。）を国土交通大臣
第九十六条第二項	又は市町村である道路管理者 又は当該市町村の長 都道府県である道路管理者	若しくは市町村である道路管理者又は指定市以外の市町村 若しくは当該市町村の長又は当該指定市以外の市町村の長 都道府県である道路管理者又は指定市以外の市町村
法第十七条第六項の場合における同条第八項の規定による法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。	読み替える規定	読み替える字句
第二条第二項第二号、第六号及び第七号	道路管理者	道路管理者又は国土交通大臣
第十八条第一項	第十六条又は 道路管理者」という。）	第十六条若しくは 道路管理者」という。）又は国土交通大臣（以下「道路管理者等」と総称する。）
第二十一条、第二十二条第一項、第二十三条第一項、第二十四条、第三十二条、第三十三条第一項、第三十四条から第三十六条まで、	決定して 道路管理者	決定し、道路管理者は 道路管理者等

<p>第三十八条、第三十九条の三第一項、第三十九条の四第一項及び第三項から第五項まで、第三十九条の五第一項、第三十九条の六第一項及び第三項、第三十九条の七第二項及び第四項、第三十九条の九、第四十条第二項、第四十一条、第四十三条の二、第四十四条の二第一項から第五項まで及び第八項、第四十五条第一項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条第三項、第四十七条の二第一項及び第五項、第四十七条の四、第四十七条の五第二項、第四十七条の七第一項、第四十七条の八第一項、第四十八条の二十第一項、第四十八条の二十七、第五十七条、第六十六条第一項、第六十七条の二、第六十八条、第六十九条第一項、第七十条第一項、第三項及び第四項、第七十一条第一項から第五項まで、第七十二条第一項及び第三項、第七十二条の二第一項及び第二項、第九十二条第四項、第九十三条、第九十五条の二、第九十六条第五項前段</p>		
<p>第三十九条の二第二項</p>	<p>道路管理者は</p>	<p>道路管理者等は</p>
<p>第三十九条の二第七項</p>	<p>道路管理者（市町村である道路管理者を除く。）</p>	<p>道路管理者等（市町村である道路管理者を除く。）</p>
<p>第三十九条の五第二項</p>	<p>入札占用指針</p>	<p>道路管理者等が入札占用指針</p>
<p>道路管理者は、</p>	<p>道路管理者は、道路管理者等が</p>	

第四十七条の二第二項	道路管理者を異にする二以上の道路に係るものであるとき（国土交通省令で定める場合を除く。）は、同項	第十七条第六項の規定により国土交通大臣が改築又は修繕に関する工事を行う道路及び当該道路以外の道路に係るものときは、前項
第四十七条の二第二項及び第三項	の道路管理者	の道路管理者又は国土交通大臣
第四十七条の五第一項	道路管理者は、第四十六条第一項	第四十六条第一項
	共用管理施設関係道路管理者又は国土交通大臣及び他の道路の道路管理者 、道路管理者	道路管理者等は 、道路管理者等
第四十七条の八第二項	協定を	道路管理者等が協定を
第四十八条の十四第一項	道路管理者は、	道路管理者等は、道路管理者が
第四十八条の二十一第一項及び第三項	、利便施設協定を	、道路管理者等が利便施設協定を
第五十四条の二第一項	共用管理施設関係道路管理者	共用管理施設関係道路管理者又は国土交通大臣及び他の道路の道路管理者
法第十七条第七項の場合における同条第八項の規定による法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。	読み替える規定	読み替える字句
第二条第二項第二号、第六号及び第七号、第二十条第一項及び第二項	読み替えられる字句	道路管理者又は国土交通大臣

<p>第十九条の二第二項</p> <p>第二十条第五項、第二十一条、第二十二条第一項、第二十三条第一項、第二十四条、第三十二条、第三十三条第一項、第三十四条から第三十六条まで、第三十八条、第三十九条の三第一項、第三十九条の四第一項及び第三項から第五項まで、第三十九条の五第一項、第三十九条の六第一項及び第三項、第三十九条の七第二項及び第四項、第三十九条の九、第四十条第二項、第四十一条、第四十三条の二、第四十四条の二第一項から第五項まで及び第八項、第四十五条第一項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条第三項、第四十七条の二第二項及び第五項、第四十七条の四、第四十七条の五第二項、第四十七条の七第一項、第四十七条の八第一項、第四十八条の二十第一項、第四十八条の二十七、第五十七条、第六十六条第一項、第六十七条の二、第六</p>	<p>第十八条第一項</p>	<p>第十六条又は</p> <p>道路管理者」という。）</p> <p>決定して</p> <p>及び第五十四条の二において「共用管理施設関係道路管理者」という。）</p>
<p>道路管理者</p>	<p>第十六条若しくは</p> <p>道路管理者」という。）又は国土交通大臣（以下「道路管理者等」と総称する。）</p> <p>決定し、道路管理者は</p>	<p>道路管理者等</p> <p>において「共用管理施設関係道路管理者」という。）又は国土交通大臣及び当該の道路の道路管理者（第五十四条の二第一項において「共用管理施設関係道路管理者等」と総称する。）</p>

<p>十八条、第六十九条第一項、第七十一条第一項から第五項まで、第七十二条第一項及び第三項、第七十二条の二第一項及び第二項、第九十二条第四項、第九十三条、第九十五条の二、第九十六条第五項前段</p>		
<p>第二十条第六項</p>	<p>道路管理者と</p>	<p>道路管理者等と</p>
<p>第三十九条の二第一項</p>	<p>道路管理者は</p>	<p>道路管理者等は</p>
<p>第三十九条の二第六項</p>	<p>道路管理者（市町村である道路管理者を除く。）</p>	<p>道路管理者等（市町村である道路管理者を除く。）</p>
<p>第三十九条の二第七項</p>	<p>入札占用指針</p>	<p>道路管理者等が入札占用指針</p>
<p>第三十九条の五第二項</p>	<p>道路管理者は、</p>	<p>道路管理者は、道路管理者等が</p>
<p>第四十七条の二第二項</p>	<p>道路管理者を異にする二以上の道路に係るものであるとき（国土交通省令で定める場合を除く。）は、同項</p>	<p>第十七条第七項の規定により国土交通大臣が維持又は災害復旧に関する工事を行う道路及び当該道路以外の道路に係るものであるときは、前項</p>
<p>第四十七条の二第二項及び第三項</p>	<p>の道路管理者</p>	<p>の道路管理者又は国土交通大臣</p>
<p>第四十七条の五第一項</p>	<p>道路管理者は、第四十六条第一項 場合においては</p>	<p>第四十六条第一項 道路管理者等は</p>
	<p>、道路管理者</p>	<p>、道路管理者等</p>

第四十七条の八第二項	協定を	道路管理者等が協定を
第四十八条の十四第一項	道路管理者は、	道路管理者等は、道路管理者が
第四十八条の二十一第一項及び第三項	、利便施設協定を	、道路管理者等が利便施設協定を
第五十四条の二第一項	共用管理施設関係道路管理者	共用管理施設関係道路管理者等
法第四十八条の十九第一項の場合における同条第三項の規定による法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。		
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十一条 第二十二條第一項、第二十四條、第三十二條、第三十三條第一項、第三十四條から第三十六條まで、第三十八條、第三十九條の九、第四十條第二項、第四十一條、第四十三條の二、第四十四條の二第一項から第五項まで及び第八項、第四十五條第一項、第四十六條第一項及び第二項、第四十七條第三項、第四十七條の二第一項及び第五項、第四十七條の四、第四十七條の五第二項、第四十八條の二十第一項、第四十八條の二十七、第五十七條、第六十六條第一項、第六十七條の二、第六十八條、第六十九條第一項、第七十一條第一項から第五項まで、第七十二條第一項及び第三項、第七十二條の二第一項及び第二項、第九十	道路管理者	道路管理者又は国土交通大臣（以下「道路管理者等」と総称する。）
	道路管理者	道路管理者等

- 十 法第三十八条第一項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により道路の占用に関する工事を施行すること。
- 十一 法第三十九条の二第二項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により入札占用指針を定め、及び法第三十九条の二第六項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により意見を聴くこと。
- 十二 法第三十九条の四第一項又は第五項（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により通知し、法第三十九条の四第三項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により占用入札を実施し、及び法第三十九条の四第四項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により落札者を決定すること。
- 十三 法第三十九条の五第一項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により道路の場所を指定し、及び入札占用計画が適当である旨の認定をすること。
- 十四 法第三十九条の六第一項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により変更の認定をすること。
- 十五 法第三十九条の九（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により必要な措置を講ずべきことを命ずること。
- 十六 法第四十条第二項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により必要な指示をすること。
- 十七 法第四十三条の二の規定により必要な措置をすることを命ずること。
- 十八 法第四十四条の二第二項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により違法放置等物件を自ら除去し、又はその命じた者若しくは委任した者に除去させ、法第四十四条の二第二項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により違法放置等物件を保管し、法第四十四条の二第三項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により公示し、法第四十四条の二第四項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により違法放置等物件を売却し、及び代金を保管し、並びに法第四十四条の二第五項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により違法放置等物件を廃棄すること。
- 十九 法第四十五条第一項又は第四十七条の五の規定により道路標識又は区画線を設けること。
- 二十 法第四十六条第一項又は第四十七条第三項の規定により道路の通行を禁止し、又は制限すること。
- 二十一 法第四十七条の二第一項及び第二項前段の規定により許可をし、同項後段の規定により協議し、同意し、並びに同条第五項の規定により許可証を交付すること。
- 二十二 法第四十七条の四第一項の規定により必要な措置をすることを命じ、及び同条第二項の規定により必要な措置を講ずべきことを命ずること。
- 二十三 法第四十七条の八第一項の規定により協議し、協定を締結し、及び道路一体建物を管理すること。
- 二十四 法第四十八条の二十第一項の規定により協定を締結し、及び道路外利便施設を管理すること。
- 二十五 法第四十八条の二十七の規定により道路協力団体と協議（当該協議が成立することをもつて、法第二十四条本文の規定による承認（道路に関する工事の施行に係るものに限る。）又は法第三十二条第一項若しくは第三項の規定による許可があつたものとみなされるものに限る。）をすること。
- 二十六 法第五十四条の二第二項の規定により共用管理施設の費用の分担の方法等について協議すること。
- 二十七 法第六十六条第一項の規定により他人の土地に立ち入り、若しくは特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使

用し、又はその命じた者若しくはその委任を受けた者にこれらの行為をさせること。

二十八 法第六十七条の二第二項の規定により車両を移動し、又はその命じた者若しくはその委任を受けた者に車両を移動させ、同条第二項の規定により意見を聴き、同条第三項の規定により車両を保管し、及び必要な措置を講じ、同条第四項の規定により告知し、必要な措置を講じ、及び公示し、並びに同条第五項の規定により車両を移動すること。

二十九 法第六十八条第一項の規定により災害の現場において、必要な土地を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、収用し、若しくは処分し、及び同条第二項の規定により災害の現場に在る者又はその付近に居住する者を防御に従事させること。

三十 法第六十九条の規定により損失の補償について損失を受けた者と協議し、及び損失を補償すること。

三十一 法第七十条の規定により損失の補償について損失を受けた者と協議し、及び補償金を支払い、又は補償金に代えて工事を行うことを要求し、並びに協議が成立しない場合において収用委員会に裁決を申請すること。

三十二 法第七十一条第一項若しくは第二項（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）に規定する処分をし、若しくは措置を命じ、又は法第七十一条第三項前段（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定により必要な措置を自ら行い、若しくはその命じた者若しくは委任した者若しくは委任した者に行わせること。ただし、法第七十一条第二項又は第三号（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）に該当する場合においては、法第七十一条第二項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）に規定する処分をし、若しくは措置を命じ、又は法第七十一条第三項前段の規定により必要な措置を自ら行い、若しくはその命じた者若しくは委任した者に行わせることはできない。

三十三 法第七十二条の二第二項又は第二項の規定により必要な報告をさせ、又はその職員に立入検査をさせること。

三十四 法第九十二条第四項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により不用物件と新たに道路を構成する物件とを交換すること。

三十五 法第九十三条（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により不用物件の使用の申出をし、及びその引渡しを受けること。

三十六 法第九十五条の二第二項の規定により意見を聴き、又は通知し、及び同条第二項の規定により協議し、又は通知すること。ただし、法第四十六条第三項又は第四十八条の二第二項若しくは第二項の規定に係るものを除く。

三十七 車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第七条第二項の規定により車両の総重量、軸重又は輪荷重の限度を定め、及び同令第十条第三項の規定により通行方法を定めること。

三十八 車両制限令第十一条第一項の規定により他の道路を指定すること。

三十九 車両制限令第十二条の規定により認定すること。

2 前項に規定する国土交通大臣の権限は、第二条第一項の規定により告示する工事の開始の日から同条第二項の規定により告示する工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、前項第三十号及び第三十一号に掲げる権限は、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。

- 第四条の二 法第二十七条第二項の規定により指定市以外の市町村が道路管理者に代わつて行う権限は、次に掲げるものうち、指定市以外の市町村が道路管理者と協議して定めるものとする。この場合において、当該指定市以外の市町村は、成立した協議の内容を公示しなければならない。
- 一 前条第一項第一号、第三号から第十号まで、第十一号（法第三十九条の二第二項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による入札占用指針の策定に係る部分に限る。）、第十二号から第十六号まで、第十八号、第二十三号から第二十五号まで、第二十七号から第三十一号まで、第三十四号及び第三十五号に掲げる権限
 - 二 法第二十一条又は第二十二条第一項の規定により道路の維持を行わせること。
 - 三 法第二十二條の二の規定により協定を締結すること。
 - 四 法第二十四条本文の規定により道路の維持を行うことを承認し、及び法第八十七条第一項の規定により当該承認に必要な条件を付すること。
 - 五 法第二十四条の二第一項の規定に基づく自転車駐車場の駐車料金、同条第三項の規定に基づく割増金（自転車駐車場の駐車料金に係るものに限る。）、法第三十九条（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく占用料並びに法第四十四条の二第七項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）及び第五十八条から第六十二条までの規定に基づく負担金（第十六号において「駐車料金等」という。）を徴収すること。
 - 六 法第二十八条の二第一項の規定により協議会を組織すること。
 - 七 法第三十二条第五項、第三十九条の四第二項及び第三十九条の六第二項（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により協議すること。
 - 八 法第四十五条第一項又は第四十七条の五第一項（法第四十六条第一項の規定により道路の通行を禁止し、又は制限しようとする場合に係る部分に限る。）の規定により道路標識又は区画線を設けること。
 - 九 法第四十六条第一項の規定により道路の通行を禁止し、又は制限すること。
 - 十 法第四十八条の二十三第一項の規定により道路協力団体を指定し、及び同条第三項の規定による届出を受理すること。
 - 十一 法第四十八条の二十五第一項の規定により報告をさせ、同条第二項の規定により必要な措置を講ずべきことを命じ、及び同条第三項の規定により指定を取り消すこと。
 - 十二 法第四十八条の二十六の規定により情報の提供又は指導若しくは助言をすること。
 - 十三 法第四十八条の二十七の規定により道路協力団体と協議（当該協議が成立することをもつて、法第二十四条本文の規定による承認（道路の維持の施行に係るものに限る。）があつたものとみなされるものに限る。）をすること。
 - 十四 法第七十一条第一項若しくは第二項（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）に規定する処分をし、若しくは措置を命じ、又は法第七十一条第三項前段（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により必要な措置を自ら行い、若しくはその命じた者若しくは委任した者に行わせること。ただし、法第二十四条の規定並びに法第三十二条第一項及び第三項、第三十四条、第三十五条、第三十六条第一項、第三十九条の五第一項、第三十九条の六第一項、第三十九条の九並びに第四十条第二項（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に係るものに限る。
 - 十五 法第七十二条の二第一項の規定により必要な報告をさせ、又はその職員に立入検査をさせること。

十六 法第七十三条（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により駐車料金等の納付を督促し、並びに駐車料金等並びに駐車料金等に係る手数料及び延滞金を徴収すること。

十七 法第九十一条第一項の規定により許可をすること。

十八 法第九十五条の二第二項（法第四十六条第三項又は第四十七条第三項の規定により道路の通行を禁止し、又は制限しようとするとき及び自動車駐車場を設けようとするときに係る部分を除く。）の規定により意見を聴き、又は通知し、及び法第九十五条の二第二項本文（道路の区域を立体的区域として決定し、又は変更しようとするときに係る部分に限る。）の規定により協議すること。

十九 電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号。以下「電線共同溝整備法」という。）第四条第四項（電線共同溝整備法第八条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により申請を却下すること。

二十 電線共同溝整備法第五条第二項（電線共同溝整備法第八条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により意見を聴き、及び電線共同溝整備計画又は電線共同溝増設計画を定めること。

二十一 電線共同溝整備法第六条第二項（電線共同溝整備法第八条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）若しくは第十四条第二項又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法施行令（平成七年政令第二百五十六号）第七条第二項第一号の規定による届出を受理すること。

二十二 電線共同溝整備法第十条、第十一条第一項又は第十二条第一項の規定による許可をすること。

二十三 電線共同溝整備法第十五条第一項の規定による承認をすること。

二十四 電線共同溝整備法第十六条第二項の規定により必要な措置を講ずべきことを命ずること。

二十五 電線共同溝整備法第十八条の規定により意見を聴き、及び電線共同溝管理規程を定めること。

二十六 電線共同溝整備法第二十条第二項の規定により必要な指示をすること。

二十七 電線共同溝整備法第二十一条の規定による協議をすること。

二十八 電線共同溝整備法第二十六条の規定による処分をすること。

2 前項に規定する指定市以外の市町村の権限は、法第十七条第五項の規定に基づき公示される国道又は都道府県道の新設、改築、維持又は修繕の開始の日から国道又は都道府県道の新設、改築、維持又は修繕の完了の日までに限り行うことができる。ただし、前条第一項第三十号及び第三十一号に掲げる権限は、国道又は都道府県道の新設、改築、維持又は修繕の完了の日後においても行うことができる。

第四条の三 法第十七条第六項の規定により国土交通大臣が改築又は修繕に関する工事を行う場合において、法第二十七条第三項の規定により国土交通大臣が道路管理者に代わつて行う権限は、第四条第一項第一号及び第三号から第三十九号までに掲げるもののうち、国土交通大臣が道路管理者と協議して定めるものとする。この場合において、国土交通大臣は、成立した協議の内容を告示しなければならない。

2 前項に規定する国土交通大臣の権限は、第二条第一項の規定により告示する工事の開始の日から同条第二項の規定により告示する工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、第四条第一項第三十号及び第三十一号に掲げる権限は、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。

第四条の四 法第十七条第七項の規定により国土交通大臣が維持又は災害復旧に関する工事を行う場合において、法第二十七条第三項の規定により国土交通大臣が道路管理者に代わつて行う権限は、次に掲げるもののうち、国土交通大臣が道路管理者と協議して定めるものとする。この場合において、国土交通大臣は、成立した協議の内容を告示しなければならない。

一 第四条第一項第一号から第三十号まで、第三十二号から第三十五号まで及び第三十七号から第三十九号までに掲げる権限

二 第四条の二第一項第二号、第四号及び第十三号に掲げる権限

三 法第九十五条の二第二項（法第四十六条第三項の規定により道路の通行を禁止し、又は制限しようとするとき並びに法第九十五条の二第一項の政令で定める道路の交差部分及びその付近の道路の部分の改築又は歩行安全改築を行おうとするときに係る部分を除く。）の規定により意見を聴き、又は通知し、及び同条第二項（法第四十八条の二第一項又は第二項の規定による自動車専用道路の指定をしようとするとき及び法第四十六条第三項の規定により自動車専用道路の通行を禁止し、又は制限しようとするときに係る部分を除く。）の規定により協議し、又は通知すること。

2 前項に規定する国土交通大臣の権限は、第二条第一項の規定により告示する工事等の開始の日から同条第二項の規定により告示する工事等の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、第四条第一項第三十号に掲げる権限は、工事等の完了又は廃止の日後においても行うことができる。

第五条 一の道路管理者がその地方公共団体の区域外にわたつて道路を管理する場合又は他の工作物の管理者が道路を管理する場合において、これらの者が法第二十七条第四項の規定により当該道路の道路管理者に代わつて行う権限は、道路管理者の権限のうち、次に掲げるもの以外のものでこれらの者が道路管理者と協議して定めるものとする。

一 法第十八条第一項の規定により道路の区域を公示すること。

二 法第二十八条第一項の規定により道路台帳を調製し、及びこれを保管すること。

三 法第四十四条（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により沿道区域を指定し、及びこれを公示すること。

四 法第四十七条の八第二項又は第四十八条の二十一第三項の規定により協定を締結した旨を公示し、当該協定の写しを一般の閲覧に供し、及びこれを閲覧に供している旨を掲示すること。

五 法第四十七条の十一（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により道路保全立体区域を指定し、及びこれを公示すること。

六 法第五十二条第一項の規定により市町村に対し、工事又は維持に要する費用の一部を負担させること。

第五条の二 法第四十八条の十九第二項の規定により国土交通大臣が道路管理者に代わつて行う権限は、次に掲げるもののうち、国土交通大臣が道路管理者と協議して定めるものとする。この場合において、国土交通大臣は、成立した協議の内容を告示しなければならない。

一 第四条第一項第六号から第十号まで、第十五号から第二十二号まで、第二十四号、第二十七号から第三十号まで、第三十二号、第三十三号及び第三十七号から第三十九号までに掲げる権限

二 第四条の二第一項第二号、第四号及び第十三号に掲げる権限

三 法第九十五条の二第一項（法第四十五条第一項の規定により道路に区画線を設けようとするとき及び法第四十六条第三項の規定により道路の通行を禁止し、又は制限しようとするときに係る部分に限る。）の規定により意見を聴き、及び法第九十五条の二第二項（法第四十五条第一項の規定により自動車専用道路に区画線を設けようとするとき及び法第四十六条第一項の規定により自動車専用道路の通行を禁止し、又は制限しようとするときに係る部分に限る。）の規定により協議し、又は通知すること。

2 前項に規定する国土交通大臣の権限は、第二条第一項の規定により告示する維持の開始の日から同条第二項の規定により告示する維持の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、第四条第一項第三十号に掲げる権限は、維持の完了又は廃止の日後においても行うことができる。

（国土交通大臣等が道路管理者の権限を代行する場合における意見の聴取等）

第六条 国土交通大臣は、次の各号に掲げる規定により道路管理者に代わつて当該各号に定める協定を締結しようとするときは、あらかじめ、道路管理者の意見を聴かなければならない。

一 法第二十七条第一項又は第三項 法第四十七条の八第一項又は第四十八条の二十第一項の規定による協定

二 法第四十八条の十九第二項 法第四十八条の二十第一項の規定による協定

2 指定市以外の市町村は、法第二十七条第二項の規定により道路管理者に代わつて法第二十二条の二、第四十七条の八第一項若しくは第四十八条の二十第一項の規定による協定を締結し、法第二十八条の二第一項の規定による協議会を組織し、又は法第四十八条の二十三第一項の規定による指定若しくは法第四十八条の二十五第三項の規定による指定の取消しをしようとするときは、あらかじめ、道路管理者の意見を聴かなければならない。

3 国土交通大臣は、法第二十七条第一項若しくは第三項又は第四十八条の十九第二項の規定により道路管理者に代わつて次に掲げる権限を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。ただし、同項の規定による場合において、第一号、第四号、第五号（法第四十七条の八第一項に係る部分に限る。）又は第七号（法第三十九条の五第一項又は第三十九条の六第一項（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認定の取消し、その効力の停止又はその条件の変更に係る部分に限る。）に掲げる権限を行つたときは、この限りでない。

一 第四条第一項第一号に掲げる権限

二 法第三十二条第一項又は第三項（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による許可を与えること。

三 法第三十五条（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により同意すること。

四 法第三十九条の二第一項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により入札占用指針を定めること。

五 法第四十七条の八第一項又は第四十八条の二十第一項の規定により協定を締結すること。

六 法第四十八条の二十七の規定により道路協力団体と協議（当該協議が成立することをもつて、法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされるものに限る。）をすること。

七 法第七十一条第一項又は第二項（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により法第三十二条第一項若しくは第三項（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による許可若しくは法第三十九条の五第一項若しくは第三十九条の六第一項（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認定を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は当該許可に係る物件の改築、移転若しくは除却を命ずること。

4 指定市以外の市町村は、法第二十七条第二項の規定により道路管理者に代わつて次に掲げる権限を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。

一 第四条第一項第一号、第七号及び第十六号、第四条の二第一項第三号、第六号、第八号、第九号、第十号（法第四十八条の二十三第一項の規定による指定に係る部分に限る。）、第十一号（法第四十八条の二十五第三項の規定による指定の取消しに係る部分に限る。）、第十九号、第二十一号から第二十四号まで及び第二十八号並びに前項第二号から第七号までに掲げる権限

二 電線共同溝整備法第五条第二項（電線共同溝整備法第八条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により電線共同溝整備計画又は電線共同溝増設計画を定めること。

三 電線共同溝整備法第十八条の規定により電線共同溝管理規程を定めること。

四 電線共同溝整備法第二十一条の規定による協議を成立させること。

5 一の道路管理者がその地方公共団体の区域外にわたつて道路を管理する場合又は他の工作物の管理者が道路を管理する場合において、これらの者は、法第二十七条第四項の規定により道路管理者に代わつて第四条の二第一項第三号若しくは第六号に掲げる権限又は第三項各号に掲げる権限を行つたときは、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。

6 指定市以外の市町村が法第十七条第四項の規定により道路の附属物である電線共同溝の新設又は改築を行う場合において、道路管理者が当該電線共同溝について電線共同溝整備法第七条第一項（電線共同溝整備法第八条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）、第十三条第一項又は第十九条の規定による負担金を徴収したときは、当該道路管理者は、当該負担金に相当する額を当該負担金の徴収後直ちに当該市町村に支払わなければならない。

（一般工作物等の占用の場所に関する基準）

第十条 法第三十二条第二項第三号に掲げる事項についての同条第一項各号に掲げる工作物、物件又は施設（電柱、電線、公衆電話所、水管、下水道管、ガス管、石油管、第七条第二号に掲げる工作物、同条第三号に掲げる施設、同条第六号に掲げる仮設建築物、同条第七号に掲げる施設、同条第八号に掲げる施設、同条第十一号に掲げる応急仮設建築物及び同条第十二号に掲げる器具を除く。以下この条において「一般工作物等」という。）に関する法第三十三条第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 一般工作物等（鉄道の軌道敷を除く。以下この号において同じ。）を地上（トンネルの上又は高架の道路の路面下の道路がない区域の地上を除く。次条第一項第二号、第十一条の二第一項第一号、第十一条の三第一項第一号、第十一条の六第一項、第十一条の七第一項及び第十一条の八第一項において同じ。）に設ける場合においては、次のいずれにも適合する場所（特定連絡路附属地の地上に設ける場合にあつては、口及びハのいずれにも適合する場所）であること。

イ 一般工作物等の道路の区域内の地面に接する部分は、次のいずれかに該当する位置にあること。

(1) 法面

(2) 側溝上の部分

(3) 路端に近接する部分

(4) 歩道（自転車歩行者道を含む。第十一条の六第一項第二号及び第十一条の九第一項第二号を除き、以下この章において同じ。）内の車道（自転車道を含む。第十一条の六第一項第一号、第十一条の九第一項第一号及び第十一条の十第一項第一号を除き、以下この章において同じ。）に近接する部分

(5) 一般工作物等の種類又は道路の構造からみて道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのない場合にあつては、分離帯、ロータリーその他これらに類する道路の部分

ロ 一般工作物等の道路の上空に設けられる部分（法敷、側溝、路端に近接する部分、歩道内の車道に近接する部分又は分離帯、ロータリーその他これらに類する道路の部分の上空にある部分を除く。）がある場合においては、その最下部と路面との距離が四・五メートル（歩道上にあつては、二・五メートル）以上であること。

ハ 一般工作物等の種類又は道路の構造からみて道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのない場合を除き、道路の交差し、接続し、又は屈曲する部分以外の道路の部分であること。

二 一般工作物等を地下に設ける場合には、次のいずれにも適合する場所であること。

イ 一般工作物等の種類又は道路の構造からみて、路面をしばしば掘削し、又は他の占用物件と錯そうするおそれのない場所であること。

ロ 保安上又は工事実施上の支障のない限り、他の占用物件に接近していること。

ハ 道路の構造又は地上にある占用物件に支障のない限り、当該一般工作物等の頂部が地面に接近していること。

三 一般工作物等をトンネルの上に設ける場合においては、トンネルの構造の保全又はトンネルの換気若しくは採光に支障のない場所であること。

四 一般工作物等を高架の道路の路面下に設ける場合においては、高架の道路の構造の保全に支障のない場所であること。

五 一般工作物等を特定連結路附属地に設ける場合においては、連結路及び連結路により連結される道路の見通しに支障を及ぼさない場所であること。

（電柱又は公衆電話所の占用の場所に関する基準）

第十一条 法第三十二条第二項第三号に掲げる事項についての電柱又は公衆電話所に関する法第三十三条第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 道路の敷地外に当該場所に代わる適当な場所がなく、公益上やむを得ないと認められる場所であること。

二 電柱（鉄道を除く。）を地上に設ける場合においては次のいずれにも適合する場所であり、鉄道の電柱又は公衆電話所を地上に設ける場合においてはイに適合する場所であること。

イ 電柱又は公衆電話所の道路の区域内の地面に接する部分は、次のいずれかに該当する位置にあること。

(1) 法面（法面のない道路にあつては、路端に近接する部分）
(2) 歩道内の車道に近接する部分

ロ 同一の線路に係る電柱を道路（道路の交差し、接続し、又は屈曲する部分を除く。以下この号において同じ。）に設ける場合においては、道路の同じ側であること。

ハ 電柱を歩道を有しない道路に設ける場合において、その反対側に占用物件があるときは、当該占用物件との水平距離が八メートル以上であること。

2 前条第二号から第五号までの規定は電柱について、同条第一号（ハに係る部分に限る。）及び第二号から第五号までの規定は公衆電話所について準用する。

（電線の占用の場所に関する基準）

第十一条の二 法第三十二条第二項第三号に掲げる事項についての電線に関する法第三十三条第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 電線を地上に設ける場合においては、次のいずれにも適合する場所であること。

イ 電線の最下部と路面との距離が五メートル（既設の電線に附属して設ける場合その他技術上やむを得ず、かつ、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれの少ない場合にあつては四・五メートル）以上であること。

ロ 電線を既設の電線に附属して設ける場合においては、保安上の支障がなく、かつ、技術上やむを得ないとき又は公益上やむを得ない事情があると認められるときを除き、当該既設の電線に、これと錯さうするおそれがなく、かつ、保安上の支障のない程度に接近していること。

二 電線を地下（トンネルの上又は高架の道路の路面下の道路がない区域の地下を除く。次条第一項第二号及び第十一条の四第一項において同じ。）に設ける場合においては、次のいずれにも適合する場所であること。

イ 道路を横断して設ける場合及び車道（歩道を有しない道路にあつては、路面の幅員の三分の二に相当する路面の中央部。以下この号及び第十一条の七第一項第二号において同じ。）以外の部分に当該場所に代わる適当な場所がなく、かつ、公益上やむを得ない事情があると認められるときに電線の本線を車道の部分に設ける場合を除き、車道以外の部分であること。

ロ 電線の頂部と路面との距離が、保安上又は道路に関する工事の実施上の支障のない場合を除き、車道にあつては〇・八メートル、歩道（歩道を有しない道路にあつては、路面の幅員の三分の二に相当する路面の中央部以外の部分。次条第一項第二号イ並びに第十一条の七第一項第二号及び第三号において同じ。）にあつては〇・六メートルを超えていること。

三 電線を橋又は高架の道路に取り付ける場合においては、桁の両側又は床版の下であること。
2 第十条第二号から第五号まで及び前条第一項第一号の規定は、電線について準用する。

（水管又はガスパ管の占用の場所に関する基準）

第十一条の三 法第三十二条第二項第三号に掲げる事項についての水管又はガスパ管に関する法第三十三条第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 水管又はガスパ管を地上に設ける場合においては、道路の交差し、接続し、又は屈曲する部分以外の道路の部分であること。

二 水管又はガスパ管を地下に設ける場合においては、次のいずれにも適合する場所であること。

イ 道路を横断して設ける場合及び歩道以外の部分に当該場所に代わる適当な場所がなく、かつ、公益上やむを得ない事情があると認められるときに水管又はガスパ管の本線を歩道以外の部分に設ける場合を除き、歩道の部分であること。

ロ 水管又はガスパ管の本線の頂部と路面との距離が一・二メートル（工事実施上やむを得ない場合にあつては、〇・六メートル）を超えていること。

2 第十条第一号（ロに係る部分に限る。）及び第二号から第五号まで、第十一条第一項第一号並びに前条第一項第三号の規定は、水管又はガスパ管について準用する。

（下水道管の占用の場所に関する基準）

第十一条の四 法第三十二条第二項第三号に掲げる事項についての下水道管に関する法第三十三条第一項の政令で定める基準は、下水道管の本線が地下に設ける場合において、その頂部と路面との距離が三メートル（工事実施上やむを得ない場合にあつては、一メートル）を超えていることとする。

2 第十条第一号（ロに係る部分に限る。）及び第二号から第五号まで、第十一条第一項第一号、第十一条の二第一項第三号並びに前条第一項第一号及び第二号（イに係る部分に限る。）の規定は、下水道管について準用する。

（石油管の占用の場所に関する基準）

第十一条の五 法第三十二条第二項第三号に掲げる事項についての石油管に関する法第三十三条第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 トンネルの上の道路がない区域に設ける場合及び地形の状況その他特別の理由によりやむを得ないと認められる場合を除き、地下であること。

二 石油管を地下に設ける場合においては、次のいずれにも適合する場所であること。

イ 道路を横断して設ける場合及びトンネルの上又は高架の道路の路面下の道路がない区域に設ける場合を除き、原則として車両の荷重の影響の少ない場所であり、かつ、石油管の導管と道路の境界線との水平距離が保安上必要な距離以上であること。

ロ 道路の路面下に設ける場合においては、高架の道路の路面下の道路がない区域に設ける場合を除き、次に定めるところによる深さの場所であること。

(1) 市街地においては、防護構造物により石油管の導管を防護する場合にあつては当該防護構造物の頂部と路面との距離が一・五メートルを、その他の場合にあつては石油管の導管の頂部と路面との距離が一・八メートルを超えていること。

(2) 市街地以外の地域においては、石油管の導管の頂部（防護構造物によりその導管を防護する場合にあつては、当該防護構造物の頂部）と路面との距離が一・五メートルを超えていること。

ハ 道路の路面下以外の場所に設ける場合においては、トンネルの上の道路がない区域に設ける場合を除き、当該石油管の導管の頂部と路面との距離が一・二メートル（防護工又は防護構造物によりその導管を防護する場合においては、市街地にあつては〇・九メートル、市街地以外

の地域にあつては〇・六メートル)を超えていること。

二 高架の道路の路面下に設ける場合においては、道路を横断して設ける場合を除き、当該石油管の導管と道路の境界線との水平距離が保安上必要な距離以上であること。

三 石油管を地上に設ける場合においては、次のいずれにも適合する場所であること。
イ トンネルの中でないこと。

ロ 高架の道路の路面下の道路のない区域にあつては、当該高架の道路の桁げたの両側又は床版の下であり、かつ、当該石油管を取り付けることができる場所であること。

ハ 石油管の最下部と路面との距離が五メートル以上であること。

2 第十条第二号から第五号まで、第十一条の二第一項第三号及び第十一条の三第一項第一号の規定は、石油管について準用する。この場合において、第十条第二号中「適合する場所」とあるのは、「適合する場所（高架の道路の路面下の地下に設ける場合にあつては、イ及びロに適合する場所）」と読み替えるものとする。

(太陽光発電設備等の占用の場所に関する基準)

第十一条の六 法第三十二条第二項第三号に掲げる事項についての第七条第二号に掲げる工作物、同条第三号に掲げる施設又は同条第八号に掲げる施設（以下この条において「太陽光発電設備等」という。）に関する法第三十三条第一項の政令で定める基準は、太陽光発電設備等を地上に設ける場合においては、次のいずれにも適合する場所であることとする。

一 太陽光発電設備等の道路の区域内の地面に接する部分は、車道以外の道路の部分にあること。

二 自転車道、自転車歩行者道又は歩道上に設ける場合においては、道路の構造からみて道路の構造又は交通に著しい支障のない場合を除き、当該太陽光発電設備等を設けたときに自転車又は歩行者が通行することができる部分の一方の側の幅員が、国道にあつては道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）第十条第三項本文、第十条の二第二項又は第十一条第三項に規定する幅員、都道府県道又は市町村道にあつてはこれらの規定に規定する幅員を参酌して法第三十条第三項の条例で定める幅員であること。

2 第十条第一号（ロ及びハに係る部分に限る。）及び第二号から第五号までの規定は、太陽光発電設備等について準用する。

(特定仮設店舗等の占用の場所に関する基準)

第十一条の七 法第三十二条第二項第三号に掲げる事項についての第七条第六号に掲げる仮設建築物又は同条第七号に掲げる施設（以下「特定仮設店舗等」という。）に関する法第三十三条第一項の政令で定める基準は、特定仮設店舗等を地上に設ける場合において、次のいずれにも適合する場所であることとする。

一 道路の一方の側に設ける場合にあつては十二メートル以上、道路の両側に設ける場合にあつては二十四メートル以上の幅員の道路であること。
二 法面、側溝上の部分又は歩道上の部分（道路の構造又は道路の周辺の状況上やむを得ないと認められる場合において、当該道路の交通に著しい支障を及ぼさないときにあつては、これらの部分及び車道内の歩道に近接する部分）であること。

- 三 歩道上の部分に設ける場合においては、特定仮設店舗等を設けたときに歩行者がその一方の側を通行することができる場所であること。
 - 四 特定仮設店舗等を設けることによつて通行することができなくなる路面の部分の幅員が道路の一方の側につき四メートル以下であること。
- 2 第十条第一号（ハに係る部分に限る。）及び第二号から第五号までの規定は、特定仮設店舗等について準用する。

（応急仮設住宅の占用の場所に関する基準）

第十一条の八 法第三十二条第二項第三号に掲げる事項についての第七条第十一号に掲げる応急仮設建築物（以下「応急仮設住宅」という。）に関する法第三十三条第一項の政令で定める基準は、応急仮設住宅を地上に設ける場合においては、次の各号のいずれかに該当する位置にあることとする。

- 一 法面
 - 二 側溝上の部分
 - 三 路端に近接する部分（車両又は歩行者の通行の用に供する部分及び路肩の部分を除く。）
- 2 第十条第一号（ロ及びハに係る部分に限る。）及び第二号から第五号までの規定は、応急仮設住宅について準用する。

（自転車駐車器具の占用の場所に関する基準）

第十一条の九 法第三十二条第二項第三号に掲げる事項についての第七条第十二号に規定する自転車を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具（以下この条において「自転車駐車器具」という。）に関する法第三十三条第一項の政令で定める基準は、次のいずれにも適合する場所であることとする。

- 一 車道以外の道路の部分（分離帯、ロータリーその他これらに類する道路の部分を除く。次条第一項第一号において同じ。）であること。
 - 二 法面若しくは側溝上の部分又は自転車道、自転車歩行者道若しくは歩道上に設ける場合においては、道路の構造からみて道路の構造又は交通に著しい支障のない場合を除き、当該自転車駐車器具を自転車の駐車のために供したときに自転車又は歩行者が通行することができる部分の一方の側の幅員が、国道にあつては道路構造令第十条第三項本文、第十条の二第二項又は第十一条第三項に規定する幅員、都道府県道又は市町村道にあつてはこれらの規定に規定する幅員を参酌して法第三十条第三項の条例で定める幅員であること。
- 2 第十条第一号及び第五号の規定は、自転車駐車器具について準用する。この場合において、同条第一号中「地上」とあるのは「地面」と、「地上を」とあるのは「地面を」と、「次のいずれにも適合する場所（特定連絡路附属地の地上に設ける場合にあつては、ロ及びハのいずれにも適合する場所）」とあるのは「ロ及びハのいずれにも適合する場所」と読み替えるものとする。

（原動機付自転車等駐車器具の占用の場所に関する基準）

第十一条の十 法第三十二条第二項第三号に掲げる事項についての第七条第十二号に規定する原動機付自転車又は二輪自動車を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具（以下この条において「原動機付自転車等駐車器具」という。）に関する法第三十三条第一項の政令で定める基準は、次のいずれにも適合する場所であることとする。

- 一 車道以外の道路の部分内の車道に近接する部分であること。
- 二 道路の構造からみて道路の構造又は交通に著しい支障のない場合を除き、当該原動機付自転車等駐車器具を原動機付自転車（側車付きのものを除く。）又は二輪自動車の駐車のために供したときに自転車又は歩行者が通行することができる部分の幅員が、国道にあつては道路構造令第十条第三項本文、第十条の二第二項又は第十一条第三項に規定する幅員、都道府県道又は市町村道にあつてはこれらの規定に規定する幅員を参酌して法第三十条第三項の条例で定める幅員であること。
- 2 第十条第一号及び第五号の規定は、原動機付自転車等駐車器具について準用する。この場合において、同条第一号中「地上」とあるのは「地面」と、「地上を」とあるのは「地面を」と、「次のいずれにも適合する場所（特定連絡路附属地の地上に設ける場合にあつては、口及びハのいずれにも適合する場所）」とあるのは「口及びハのいずれにも適合する場所」と読み替えるものとする。

（道路の管理上当該道路の区域内に設けることが必要な工作物又は施設）

第十七条 法第三十三条第二項第三号の政令で定める工作物又は施設は、次に掲げるものとする。

- 一 歩行者の休憩の用に供するベンチ又はその上屋
- 二 花壇その他道路の緑化のための施設
- 三 高架の道路の路面下に設ける自転車駐車場であつて、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和五十五年法律第八十七号）第七条第一項に規定する総合計画にその整備に関する事業の概要が定められたもの

（指定区間内の国道に係る占用料の額）

第十九条 指定区間内の国道に係る占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額（第七条第八号に掲げる施設のうち特定連絡路附属地に設けるもの及び同条第十三号に掲げる施設にあつては、同表占用料の欄に定める額及び道路の交通量等から見込まれる当該施設において行われる営業により通常得られる売上収入額に応じて国土交通省令で定めるところにより算定した額を勘案して占用面積一平方メートルにつき一年当たりの妥当な占用の対価として算定した額。以下この項及び次項において同じ。）に、法第三十二条第一項若しくは第三項の規定により許可をし、法第三十五条の規定により同意をし、又は法第四十八条の二十七の規定により協議が成立した占用の期間（電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝整備法第十条、第十一条第一項若しくは第十二条第一項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第二十一条の規定により協議が成立した日とすることができる期間（当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占有することができる期間の末日までの期間）。以下この項、次項、次条第一項及び別表の備考第九号において同じ。）に相当する期間を同表占用料の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が百円に満たない場合に於ては、百円）とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表占用料の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が百円に満たない場合に於ては、百円）の合計額とする。

2 前項の規定にかかわらず、指定区間内の国道に係る道路の占用のうち占用の期間が一月未満のものについての占用料の額は、別表占用料の欄に

定める金額に、当該占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に、当該道路を占用させることにつき課されるべき消費税に相当する額及び当該課されるべき消費税の額を課税標準として課されるべき地方消費税に相当する額の合計額を加えた額（その額が百円に満たない場合にあつては、百円）とする。ただし、当該占用の期間が翌年度にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に、当該各年度において当該道路を占用させることにつき課されるべき消費税に相当する額及び当該課されるべき消費税の額を課税標準として課されるべき地方消費税に相当する額の合計額を加えた額（その額が百円に満たない場合にあつては、百円）の合計額とする。

3 国土交通大臣は、指定区間内の国道に係る占用料で次に掲げる占用物件に係るものについて、特に必要があると認めるときは、前二項の規定にかかわらず、前二項に規定する額の範囲内において別に占用料の額を定め、又は占用料を徴収しないことができる。

一 応急仮設住宅

二 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第六条に規定する公営企業に係るもの

三 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設し、又は災害復旧工事を行う鉄道施設及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が管理を行う鉄道施設並びに鉄道事業法による鉄道事業者又は索道事業者がその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に應ずるものの用に供する施設

四 公職選挙法（昭和二十五年法律第九号）による選挙運動のために使用する立札、看板その他の物件

五 街灯、公共の用に供する通路及び駐車場法（昭和三十二年法律第六号）第十七条第一項に規定する都市計画において定められた路外駐車場

六 前各号に掲げるもののほか、前二項に規定する額の占用料を徴収することが著しく不相当であると認められる占用物件で、国土交通大臣が定めるもの

4 指定区間内の国道に係る占用料で指定区間の指定の日の前日までに道路管理者である都道府県又は指定市が徴収すべきものの額は、前三項の規定にかかわらず、当該指定区間の指定の際現に当該指定区間の存する都道府県又は指定市が法第三十九条第二項の規定に基づく条例で定めている占用料の額とする。

（指定区間内の国道に係る占用料の徴収方法）

第十九条の二 指定区間内の国道に係る占用料は、法第三十二条第一項若しくは第三項の規定により許可をし、法第三十五条の規定により同意をし、又は法第四十八条の二十七の規定により協議が成立した占用の期間に係る分を、当該占用の許可をし、同意をし、又は協議が成立した日（電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝整備法第十条、第十一条第一項若しくは第十二条第一項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第二十一条の規定により協議が成立した日（当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日））から一月以内に納入告知書（法第十三条第二項の規定により都道府県又は指定市が占用料を徴収する事務を行っている場合にあつては、納入通知書）により一括して徴収するものとする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の占用料は、毎年度、当該年度分を四月三十日までに徴収するものとする。

2 前項の占用料で既に納めたものは、返還しない。ただし、国土交通大臣が法第七十一条第二項の規定により道路の占用の許可を取り消した場合

において、既に納めた占用料の額が当該占用の許可の日から当該占用の許可の取消しの日までの期間につき算出した占用料の額を超えるときは、その超える額の占用料は、返還する。

3 指定区間内の国道に係る占用料で指定区間の指定の日の前日までに道路管理者である都道府県又は指定市が徴収すべきものは、前二項の規定にかかわらず、当該指定区間の指定の際現に当該指定区間の存する都道府県又は指定市が法第三十九条第二項の規定に基づく条例で定めている占用料の徴収方法により徴収するものとする。

(指定区間内の国道に係る占用料の額の最低額)

第十九条の三の二 法第三十九条の二第五項の政令で定める額については、第十九条第一項本文及び第三項の規定を準用する。この場合において、同条第一項本文中「法第三十二条第一項若しくは第三項の規定により許可をし、法第三十五条の規定により同意をし、又は法第四十八条の二十七の規定により協議が成立した占用の期間（電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝整備法第十条、第十一条第一項若しくは第十二条第一項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第二十一条の規定により協議が成立した占用することができる期間（当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占用することができる期間の末日までの期間）。以下この項、次項、次条第一項及び別表の備考第九号において同じ。）に相当する期間」とあるのは「入札対象施設等の種類その他の事項を勘案して国土交通大臣が定める期間」と、同条第三項中「前二項の規定にかかわらず、前二項」とあるのは「第十九条の三の二において準用する第一項の規定にかかわらず、同項」と、「占用料の額を定め、又は占用料を徴収しない」とあるのは「占用料の額の最低額の下限の額を定める」と、同項第六号中「前二項」とあるのは「第十九条の三の二において準用する第一項」と、「の占用料を徴収する」とあるのは「を占用料の額の最低額の下限の額とする」と読み替えるものとする。

(違法放置等物件に関する規定の指定市以外の市町村が道路管理者の権限を代行する場合等についての準用)

第十九条の十一 第十九条の五から前条までの規定は、法第二十七条第二項の規定により指定市以外の市町村が第四条第一項第十八号に掲げる権限を道路管理者に代わつて行う場合について準用する。

2 第十九条の五から前条まで及び前項の規定は、道路予定区域に係る違法放置等物件について準用する。

(国道新設等都道府県負担額等に関する規定の指定市が国道の管理を行う場合等についての準用)

第二十六条 第二十条、第二十一条第一項及び第二項、第二十二條並びに第二十三条第一項から第三項まで、第七項及び第八項の規定は、法第十七条第一項の規定により指定市が国道の管理を行う場合又は同条第二項の規定により指定市以外の市が国道の管理を行う場合の費用の負担について準用する。この場合において、第二十条、第二十一条第一項及び第二十三條第二項中「他の都道府県」とあるのは「都道府県」と、第二十条及び第二十三條第一項中「当該国道の所在する都道府県」とあるのはそれぞれ「当該国道の所在する指定市」又は「指定市以外の市で当該国道の所在するもの」と、第二十一条第一項及び第二項中「都道府県が法」とあるのはそれぞれ「指定市が法」又は「指定市以外の市が法」と、同条第一項中「都道府県の」とあるのはそれぞれ「指定市の」又は「指定市以外の市の」と、同項並びに第二十三條第一項、第二項、第七項及び第八項中「

国道新設等都道府県負担額」とあるのはそれぞれ「国道新設等指定市以外の市負担額」と、第二十一条第二項及び第二十三条第三項中「指定区間外国道維持等都道府県負担額」とあるのはそれぞれ「指定区間外国道維持等指定市負担額」又は「指定区間外国道維持等指定市以外の市負担額」と、第二十一条及び第二十三条第三項中「都道府県に」とあるのはそれぞれ「指定市に」又は「指定市以外の市に」と、同条第二項中「関係都道府県」とあるのはそれぞれ「関係指定市及び都道府県」又は「関係指定市以外の市及び都道府県」と、同条第七項及び第八項中「指定区間外国道維持等都道府県負担額、都道府県道等維持等都道府県等負担額、施設等改築都道府県等負担額又は施設等修繕都道府県等負担額」とあるのはそれぞれ「又は指定区間外国道維持等指定市負担額」又は「又は指定区間外国道維持等指定市以外の市負担額」と、同項中「都道府県が」とあるのはそれぞれ「指定市が」と読み替えるものとする。

2 第二十一条第三項から第五項まで及び第二十三条第四項から第七項までの規定は、法第十七条第一項の規定により指定市が都道府県道の管理を行う場合又は同条第二項の規定により指定市以外の市が都道府県道の管理を行う場合の費用の負担について準用する。この場合において、第二十一条第三項から第五項まで及び第二十三条第四項から第六項までの規定中「都道府県又は」とあるのはそれぞれ「指定市又は」又は「指定市以外の市又は」と、第二十一条第三項及び第二十三条第四項中「都道府県道等維持等都道府県等負担額」とあるのはそれぞれ「都道府県道等維持等指定市等負担額」又は「都道府県道等維持等指定市以外の市等負担額」と、第二十一条第四項並びに第二十三条第五項及び第七項中「施設等改築都道府県等負担額」とあるのはそれぞれ「施設等改築指定市以外の市等負担額」と、第二十一条第五項及び第七項中「施設等修繕指定市以外の市等負担額」と、第二十三条第六項及び第七項中「施設等修繕都道府県等負担額」とあるのはそれぞれ「施設等修繕指定市等負担額」又は「施設等修繕指定市以外の市等負担額」と、同項中「国道新設等負担基本額、国道新設等都道府県負担額、分担額、指定区間外国道維持等都道府県負担額、都道府県道等維持等都道府県等負担額」とあるのはそれぞれ「都道府県道等維持等指定市等負担額」又は「都道府県道等維持等指定市以外の市等負担額」と読み替えるものとする。

3 第二十条及び第二十一条の規定は、法第十七条第四項の規定により指定市以外の市町村が国道の新設又は改築を行う場合の費用の負担について準用する。この場合において、第二十条中「他の都道府県」とあるのは「都道府県」と、「当該国道の所在する都道府県」とあるのは「指定市以外の市町村で当該国道の所在するもの」と、第二十一条中「都道府県」とあるのは「指定市以外の市町村」と読み替えるものとする。

4 前条の規定は、法第十七条第一項、第二項又は第四項の規定により指定市、指定市以外の市又は指定市以外の市町村の行う国道の新設又は改築に関する工事について準用する。この場合において、前条中「都道府県」とあるのは、それぞれ「指定市」、「指定市以外の市」又は「指定市以外の市町村」と読み替えるものとする。

(道路に関する費用の補助額)

第二十八条 法第五十六条の規定による道路管理者に対する道路の新設、改築若しくは修繕に要する費用又は道路の調査に要する費用に関する補助金の額は、当該費用の額(道路の新設、改築又は修繕の場合において収入金があるときは、当該費用の額から当該収入金の額を控除した額)に、同条に定める補助率をそれぞれ乗じて得た額とする。

2 前項の規定は、法第十七条第四項の規定により歩道の新設等を行う指定市以外の市町村に対する国道若しくは都道府県道の調査に要する費用又は当該歩道の新設等に係る国道若しくは都道府県道の調査に要する費用に関する補助金の額について準用する。

(中間検査及び完了認定の申請)

第三十条 第二十五条の規定は、法第五十六条の規定による補助を受ける工事又は調査の中間検査又は完了認定の申請について準用する。この場合において、第二十五条第二項中「都道府県」とあるのは、「道路管理者又は法第十七条第四項の規定により国道若しくは都道府県道の新設、改築若しくは修繕に関する工事を行う指定市以外の市町村」と読み替えるものとする。

(長時間放置された車両に関する規定の指定市以外の市町村が道路管理者の権限を代行する場合についての準用)

第三十条の五 前三条の規定は、法第二十七条第二項の規定により指定市以外の市町村が第四条第一項第二十七号に掲げる権限を道路管理者に代わつて行う場合について準用する。

第三十四条 国土交通大臣は、開発道路の新設及び改築並びに開発道路に係る法第二十四条の二第一項の規定に基づく駐車料金、同条第三項の規定に基づく割増金、法第三十九条の規定に基づく占用料(電線共同溝に係るものを除く。)並びに法第四十四条の二第七項、第五十八条から第六十条まで及び地方道路公社法第二十九条の規定に基づく負担金を徴収する権限を行う。

2 国土交通大臣は、開発道路の新設又は改築を行う場合においては、当該開発道路に係る第四条第一項各号に掲げる権限を行う。

3 国土交通大臣は、開発道路の維持を行うことができる。この場合においては、国土交通大臣は、当該開発道路に係る第四条第一項各号に掲げる権限その他の管理(第一項に掲げる権限並びに修繕及び災害復旧を除く。)を行う。

4 国土交通大臣は、開発道路の修繕又は災害復旧を行うことができる。この場合においては、国土交通大臣は、当該開発道路に係る第四条第一項各号に掲げる権限を行う。

5 第二条の規定は、第一項、第三項又は前項の規定により国土交通大臣が開発道路に関する工事又は維持を行い、完了し、又は廃止しようとする場合について準用する。

6 道路管理者は、開発道路の維持、修繕又は災害復旧を行う場合においては、その実施計画について、国土交通大臣に協議しなければならない。

(道路の附属物)

第三十四条の三 法第二条第二項第八号の政令で定める道路の附属物は、次に掲げるものとする。

一 道路の防雪又は防砂のための施設

二 ベンチ又はその上屋で道路管理者又は法第十七条第四項の規定により歩道の新設等を行う指定市以外の市町村が設けるもの

三 車両の運転者の視線を誘導するための施設

四 他の車両又は歩行者を確認するための鏡

五 地点標

六 道路の交通又は利用に係る料金の徴収施設

(法定受託事務から除かれる事務)

第三十九条 法第九十七条第一項第二号の政令で定める事務は、第一条の二第一項第五号及び第十五号に掲げるものとする。

2 法第九十七条第一項第三号の政令で定める事務は、第四条の二第一項第五号及び第十六号に掲げるものとする。

(事務の区分)

第四十条 この政令の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二項第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

一 都道府県、指定市又は法第十七条第二項の規定により都道府県の同意を得た市が指定区間外の国道の道路管理者として処理することとされている事務（第二十三条第八項（第二十六条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）において読み替えて準用する第二十三条第一項及び第二項（これらの規定を第二十六条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定並びに第三十五条の四の規定により処理することとされているものを除く。）

二 指定市以外の市町村が法第十七条第四項の規定により歩道の新設等を行う者として国道に関し処理することとされている事務（第三十五条の四の規定により処理することとされているものを除く。）

別表（第十九条関係）

占用物件						単位					所在地					占用料						
第一種電柱	第二種電柱	第三種電柱	第一種電話柱	第二種電話柱	第三種電話柱	一本につき き一年					第一 級地	第二 級地	第三 級地	第四 級地	第五 級地	第一 級地	第二 級地	第三 級地	第四 級地	第五 級地		
一、七〇〇	二、六〇〇	三、五〇〇	一、五〇〇	二、四〇〇	三、四〇〇	一五〇	七三〇	一、一〇〇	一、五〇〇	一、〇〇〇	六五〇	一、四〇〇	一、〇〇〇	七三〇	四六〇	一、〇〇〇	七三〇	四六〇	八三〇	六五〇	四二〇	三八〇
一、七〇〇	二、六〇〇	三、五〇〇	一、五〇〇	二、四〇〇	三、四〇〇	一五〇	七三〇	一、一〇〇	一、五〇〇	一、〇〇〇	六五〇	一、四〇〇	一、〇〇〇	七三〇	四六〇	一、〇〇〇	七三〇	四六〇	八三〇	六五〇	四二〇	三八〇
一、七〇〇	二、六〇〇	三、五〇〇	一、五〇〇	二、四〇〇	三、四〇〇	一五〇	七三〇	一、一〇〇	一、五〇〇	一、〇〇〇	六五〇	一、四〇〇	一、〇〇〇	七三〇	四六〇	一、〇〇〇	七三〇	四六〇	八三〇	六五〇	四二〇	三八〇
一、七〇〇	二、六〇〇	三、五〇〇	一、五〇〇	二、四〇〇	三、四〇〇	一五〇	七三〇	一、一〇〇	一、五〇〇	一、〇〇〇	六五〇	一、四〇〇	一、〇〇〇	七三〇	四六〇	一、〇〇〇	七三〇	四六〇	八三〇	六五〇	四二〇	三八〇

		法第三十二條 第一項第一号 に掲げる工作 物									
外径が〇・一メートル 未満のもの	外径が〇・〇七メートル 以上〇・一メートル 未満のもの	外径が〇・〇七メートル 未満のもの	その他のもの	広告塔	郵便差出箱及び信書便 差出箱	変圧塔その他これに類 するもの及び公衆電話 所	地下に設ける変圧器	路上に設ける変圧器	他の線類	地下に設ける電線その 他の線類	共架電線その他上空に 設ける線類
	九二	六四	三、一〇〇	二五、〇〇〇	一、三〇〇	三、一〇〇	九二〇	一、五〇〇	九	一五	
	三九	二七	一、三〇〇	四、三〇〇	五五〇	一、三〇〇	三九〇	六四〇	四	七	
	二七	一九	九一〇	一、九〇〇	三八〇	九一〇	二七〇	四五〇	三	五	
	二三	一六	七六〇	九六〇	三二〇	七六〇	二三〇	三七〇	二	四	
	二〇	一四	六八〇	六七〇	二八〇	六八〇	二〇〇	三三〇	二	三	

法第三十二条第一項第二号に掲げる物件		法第三十二条第一項第三号及び第四号に掲げる施設		法第三十二条第一項第五号に掲げる施設	
以上〇・一五メートル未満のもの	外径が〇・一五メートル以上〇・二メートル未満のもの	外径が〇・二メートル以上〇・三メートル未満のもの	外径が〇・三メートル以上〇・四メートル未満のもの	外径が〇・四メートル以上〇・七メートル未満のもの	外径が一メートル以上のもの
長さ一メートルにつき一年		占用面積一平方メートルにつき一年		階数が一のもの	
階数が二のもの		階数が三以上のもの		地下街及び地下室	
上空に設ける通路					
一四〇	一八〇	二八〇	三七〇	六四〇	九二〇
五九	七八	一二〇	一六〇	二七〇	三九〇
四一	五五	八二	一一〇	一九〇	二七〇
三四	四五	六八	九一	一六〇	二三〇
三〇	四一	六一	八一	一四〇	二〇〇
三三〇	四一〇	六一〇	八一〇	一四〇〇	二〇〇〇
四八〇	五二〇	六八〇	九一〇	一三〇〇	一八〇〇
九三〇	一〇〇〇	一三〇〇	一七〇〇	二二〇〇	二九〇〇
一三、〇〇〇	一七、〇〇〇	二二、〇〇〇	二八、〇〇〇	三六、〇〇〇	四七、〇〇〇
Aに〇・〇〇五を乗じて得た額		Aに〇・〇〇八を乗じて得た額		Aに〇・〇一を乗じて得た額	

第七号第一号		法第三十二条 第一項第六号 に掲げる施設		地下に設ける通路		その他のもの	
				占用面積	占用面積	その他のもの	その他のもの
旗ざお	標識	看板（ア） 一チであ るものを 除く。）		一時的に 設けるも の	その他のもの	祭礼、縁日その他の催 しに際し、一時的に設 けるもの	
		表示面積 一平方メ ートルに つき一年	表示面積 一平方メ ートルに つき一月			占用面積 一平方メ ートルに つき一日	占用面積 一平方メ ートルに つき一月
二、五〇〇	二、四〇〇	二五、〇〇〇	二、五〇〇	二、五〇〇	二、五〇〇	二五〇	七、六〇〇 三、一〇〇
四三〇	一、〇〇〇	四、三〇〇	四三〇	四三〇	四三〇	四三	一、三〇〇 一、三〇〇
一九〇	七三〇	一、九〇〇	一九〇	一九〇	一九〇	一九	五六〇 九一〇
九六	六一〇	九六〇	九六	九六	九六	一〇	二九〇 七六〇
六七	五四〇	六七〇	六七	六七	六七	七	二〇〇 六八〇

第七号第三号に掲げる施設	第七号第四号に掲げる工事用施設及び同条第五号に掲げる工事用材料	第七号第六号に掲げる仮設建築物及び同条第七号に掲げる施設	第七号第八号 トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの	第七号第九号 上空に設けるもの	第七号第十号 地下（ト）階数が一 ンネルのもの	第七号第二号に掲げる工作物		第七号第一号に掲げる物件	
						アーチ	その他	幕（第七号第四号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他
占用面積 一平方メートルにつき一年	占用面積 一平方メートルにつき一年	占用面積 一平方メートルにつき一月	占用面積 一平方メートルにつき一月	占用面積 一平方メートルにつき一月	占用面積 一平方メートルにつき一月	占用面積 一平方メートルにつき一月	占用面積 一平方メートルにつき一月	占用面積 一平方メートルにつき一月	占用面積 一平方メートルにつき一月
Aに○・○三三を乗じて得た額	Aに○・○三三を乗じて得た額	Aに○・○三三を乗じて得た額	Aに○・○三三を乗じて得た額	Aに○・○三三を乗じて得た額	Aに○・○三三を乗じて得た額	Aに○・○三三を乗じて得た額	Aに○・○三三を乗じて得た額	Aに○・○三三を乗じて得た額	Aに○・○三三を乗じて得た額
二、五〇〇	四三〇	一九〇	九六	六八	三二〇	一三〇	九一	七六	六八
二五〇	四三	一九	一〇	七	二五〇	四三〇	一九〇	九六	六七
一三、〇〇〇	二、一〇〇	九三〇	四八〇	三三〇	一三、〇〇〇	二、一〇〇	九三〇	四八〇	三三〇
二五、〇〇〇	四、三〇〇	一、九〇〇	九六〇	六七〇	二五、〇〇〇	四、三〇〇	一、九〇〇	九六〇	六七〇
二、五〇〇	四三〇	一九〇	九六	六七	二、五〇〇	四三〇	一九〇	九六	六七

に掲げる施設	上の地下階数が二	占用面積 一平方メ ートルに つき一年	Aに〇・〇〇八を乗じて得た額
	を除く。 に設け るもの の		Aに〇・〇〇一を乗じて得た額
第七条第九号 に掲げる施設	建築物	Aに〇・〇二三を乗じて得た額	Aに〇・〇〇一を乗じて得た額
	その他のもの		Aに〇・〇一四を乗じて得た額
第七条第十号 に掲げる施設 及び自動車駐 車場	建築物	Aに〇・〇二三を乗じて得た額	Aに〇・〇一六を乗じて得た額
	その他のもの		Aに〇・〇一九を乗じて得た額
第七条第十一号 に掲げる応 急仮設建築物	トンネルの上又は高架 の道路の路面下に設け るもの	Aに〇・〇二三を乗じて得た額	Aに〇・〇一三を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに〇・〇一六を乗じて得た額
第七条第十二号 に掲げる器具	その他のもの	Aに〇・〇二三を乗じて得た額	Aに〇・〇一九を乗じて得た額
	トンネルの上又は高速 自動車国道若しくは自 動車専用道路（高架の ものに限る。）の路面 下に設けるもの		Aに〇・〇二三を乗じて得た額
第七条第十三号 に掲げる施設	上空に設けるもの	Aに〇・〇二三を乗じて得た額	Aに〇・〇一九を乗じて得た額
	その他のもの		Aに〇・〇二三を乗じて得た額

○道路法（昭和二十七年法律第八十号）（抄）

（用語の定義）

第二条 この法律において「道路」とは、一般交通の用に供する道で次条各号に掲げるものをいい、トンネル、橋、渡船施設、道路用エレベーター等道路と一体となつてその効用を全うする施設又は工作物及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを含むものとする。

2 この法律において「道路の附属物」とは、道路の構造の保全、安全かつ円滑な道路の交通の確保その他道路の管理上必要な施設又は工作物で、次に掲げるものをいう。

一 道路上のさく又は駒止こまどめ

二 道路上の並木又は街灯で第十八条第一項に規定する道路管理者の設けるもの

三 道路標識、道路元標又は里程標

四 道路情報管理施設（道路上の道路情報提供装置、車両監視装置、気象観測装置、緊急連絡施設その他これらに類するものをいう。）

五 道路に接する道路の維持又は修繕に用いる機械、器具又は材料の常置場

六 自動車駐車場又は自転車駐車場で道路上に、又は道路に接して第十八条第一項に規定する道路管理者が設けるもの

七 共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和三十八年法律第八十一号）第三条第一項の規定による共同溝整備道路又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第四条第二項に規定する電線共同溝整備道路に第十八条第一項に規定する道路管理者の設ける共同溝又は電線共同溝

八 前各号に掲げるものを除くほか、政令で定めるもの

3 この法律において「自動車」とは、道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第二条第二項に規定する自動車をいう。

4 この法律において「駐車」とは、道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第十八号に規定する駐車をいう。

5 この法律において「車両」とは、道路交通法第二条第一項第八号に規定する車両をいう。

（国道の新設又は改築）

第十二条 国道の新設又は改築は、国土交通大臣が行う。ただし、工事の規模が小であるものその他政令で定める特別の事情により都道府県がその工事を施行することが適当であると認められるものについては、その工事に係る路線の部分の存する都道府県が行う。

（国道の維持、修繕その他の管理）

第十三条 前条に規定するものを除くほか、国道の維持、修繕、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）の規定の適用を受ける災害復旧事業（以下「災害復旧」という。）その他の管理は、政令で指定する区間（以下「指定区間」という。）内については国土交通大臣が行い、その他の部分については都道府県がその路線の当該都道府県の区域内に存する部分について行う。

2 国土交通大臣は、政令で定めるところにより、指定区間内の国道の維持、修繕及び災害復旧以外の管理を当該部分の存する都道府県又は指定市

が行うことができ。

3 国土交通大臣は、工事が高度の技術を要する場合、高度の機械力を使用して実施することが適当であると認める場合又は都道府県の区域の境界に係る場合においては、都道府県に代わって自ら指定区間外の国道の災害復旧に関する工事を行うことができる。この場合においては、国土交通大臣は、あらかじめその旨を当該都道府県に通知しなければならない。

4 第一項の規定により都道府県が維持、修繕、災害復旧その他の管理を行う場合において、その行おうとする国道の修繕又は災害復旧に関する工事が都道府県の区域の境界に係るときは、関係都道府県は、あらかじめ修繕又は災害復旧に関する工事の設計及び実施計画について協議しなければならない。

5 第七条第五項及び第六項前段の規定は、前項の規定による協議が成立しない場合について準用する。

6 前項において準用する第七条第五項及び第六項前段の規定により国土交通大臣が裁定をした場合においては、第四項の規定による協議が成立したものとみなす。

(市町村道の管理)

第十六条 市町村道の管理は、その路線の存する市町村が行う。

2 第八条第三項の規定により市町村長が当該市町村の区域をこえて市町村道の路線を認定した場合においては、その道路の管理は、当該路線を認定した市町村長の統轄する市町村が行う。但し、当該路線が他の市町村の市町村道の路線と重複する場合においては、その重複する部分の道路の管理の方法については、関係市町村長がそれぞれ議会の議決を経て協議しなければならない。

3 第七条第五項及び第六項の規定は、前項但書の規定による協議が成立しない場合について準用する。この場合において、これらの規定中「関係都道府県知事」とあるのは「関係市町村長」と、「国土交通大臣」とあるのは「都道府県知事」と、同条第六項中「当該都道府県の議会」とあるのは「当該市町村の議会」と読み替えるものとする。

4 前項において準用する第七条第五項及び第六項の規定により都道府県知事が裁定をした場合においては、第二項但書の規定の適用については、関係市町村長の協議が成立したものとみなす。

5 第二項但書の規定による関係市町村長の協議が成立した場合（前項の規定により関係市町村長の協議が成立したものとみなされる場合を含む。）においては、関係市町村長は、成立した協議の内容を公示しなければならない。

(管理の特例)

第十七条 指定市の区域内に存する国道の管理で第十二条ただし書及び第十三条第一項の規定により都道府県が行うこととされているもの並びに指定市の区域内に存する都道府県道の管理は、第十二条ただし書、第十三条第一項及び第十五条の規定にかかわらず、当該指定市が行う。

2 指定市以外の市は、第十二条ただし書、第十三条第一項及び第十五条の規定にかかわらず、都道府県に協議し、その同意を得て、当該市の区域内に存する国道の管理で第十二条ただし書及び第十三条第一項の規定により当該都道府県が行うこととされているもの並びに当該市の区域内に存する都道府県道の管理を行うことができる。

3 町村は、第十五条の規定にかかわらず、都道府県に協議し、その同意を得て、当該町村の区域内に存する都道府県道の管理を行うことができる。

4 指定市以外の市町村は、地域住民の日常生活の安全性若しくは利便性の向上又は快適な生活環境の確保を図るため、当該市町村の区域内に存する国道若しくは都道府県道の新設、改築、維持若しくは修繕又は国道若しくは都道府県道に附属する道路の附属物の新設若しくは改築のうち、歩道の新設、改築、維持又は修繕その他の政令で定めるものであつて第十二条ただし書、第十三条第一項、第十五条並びに第八十五条第一項及び第二項の規定により都道府県が行うこととされているもの（前三項の規定により指定市、指定市以外の市又は町村が行うこととされているものを除く。第二十七条第二項において「歩道の新設等」という。）を都道府県に代わつて行うことが適当であると認められる場合には、第十二条ただし書、第十三条第一項、第十五条並びに第八十五条第一項及び第二項の規定にかかわらず、都道府県に協議し、その同意を得て、これを行うことができる。

5 指定市以外の市町村は、前三項の規定により国道又は都道府県道の新設、改築、維持又は修繕を行おうとするとき、及び当該国道又は都道府県道の新設、改築、維持又は修繕の全部又は一部を完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

6 国土交通大臣は、都道府県又は市町村から要請があり、かつ、当該都道府県又は市町村における道路の改築又は修繕に関する工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、当該都道府県又は市町村が管理する都道府県道又は市町村道（地域における安全かつ円滑な交通の確保のために適切な管理の必要性が特に高いと認められるものに限る。）を構成する施設又は工作物のうち政令で定めるものの改築又は修繕に関する工事（高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるものに限る。）を当該都道府県又は市町村に代わつて自ら行うことが適当であると認められる場合には、前二条及び第一項から第三項までの規定にかかわらず、その事務の遂行に支障のない範囲内で、これを行うことができる。

7 国土交通大臣は、災害が発生した場合において、都道府県又は市町村から要請があり、かつ、当該都道府県又は市町村における道路の維持又は災害復旧に関する工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、当該都道府県又は市町村が管理する次の各号に掲げる道路について当該各号に定める管理（高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるものに限る。）を当該都道府県又は市町村に代わつて自ら行うことが適当であると認められるときは、第十三条第一項、前二条及び第一項から第三項までの規定にかかわらず、その事務の遂行に支障のない範囲内で、これを行うことができる。

一 指定区間外の国道、都道府県道又は市町村道（道路の啓開のために行うものに限る。）

二 都道府県道又は市町村道 災害復旧に関する工事

8 第一項から第四項まで及び前二項の場合におけるこの法律の規定の適用についての必要な技術的読替へは、政令で定める。

（道路の区域の決定及び供用の開始等）

第十八条 第十二条、第十三条第一項若しくは第三項、第十五条、第十六条又は前条第一項から第三項までの規定によつて道路を管理する者（指定区間内の国道にあつては国土交通大臣、指定区間外の国道にあつては都道府県。以下「道路管理者」という。）は、路線が指定され、又は路線の認定若しくは変更が公示された場合においては、遅滞なく、道路の区域を決定して、国土交通省令で定めるところにより、これを公示し、かつ、これを表示した図面を関係地方整備局若しくは北海道開発局又は関係都道府県若しくは市町村の事務所（以下「道路管理者の事務所」という。）

において一般の縦覧に供しなければならない。道路の区域を変更した場合においても、同様とする。

2 道路管理者は、道路の供用を開始し、又は廃止しようとする場合においては、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示し、かつ、これを表示した図面を道路管理者の事務所において一般の縦覧に供しなければならない。ただし、既存の道路について、その路線と重複して路線が指定され、認定され、又は変更された場合においては、その重複する道路の部分については、既に供用の開始があつたものとみなし、供用開始の公示をすることを要しない。

(境界地の道路の管理)

第十九条 地方公共団体の区域の境界に係る道路については、関係道路管理者（国土交通大臣である道路管理者を除く。以下本条及び第五十四条中同じ。）は、第十三条第一項及び第三項並びに第十五条から第十七条までの規定にかかわらず、協議して別にその管理の方法を定めることができる。

2 前項の規定による協議が成立しない場合においては、関係道路管理者は、当該道路が都道府県の区域の境界に係るとき、又は関係道路管理者のいずれかが都道府県であるときは国土交通大臣に、その他のときは都道府県知事に裁定を申請することができる。

3 第七条第六項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第七条第六項中「国土交通大臣」とあるのは「国土交通大臣又は都道府県知事」と、「関係都道府県知事」とあるのは「関係道路管理者」と、「当該都道府県の議会の議決を経なければならない。」とあるのは「指定区間外の国道にあつては道路管理者である都道府県の議会に諮問し、その他の道路にあつては道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならない。」と読み替えるものとする。

4 第二項及び前項において準用する第七条第六項の規定により国土交通大臣又は都道府県知事が裁定をした場合においては、第一項の規定の適用については、関係道路管理者の協議が成立したものとみなす。

5 第一項の規定による協議が成立した場合（前項の規定により関係道路管理者の協議が成立したものとみなされる場合を含む。）においては、関係道路管理者は、成立した協議の内容を公示しなければならない。

(共用管理施設の管理)

第十九条の二 道路交通騒音により生ずる障害の防止又は軽減、道路の排水その他の道路の管理のための施設又は工作物で、当該道路と隣接し、又は近接する他の道路から発生する道路交通騒音により生ずる障害の防止又は軽減、当該他の道路の排水その他の当該他の道路の管理に資するもの（第五十四条の二第一項において「共用管理施設」という。）の管理については、当該道路の道路管理者及び当該他の道路の道路管理者（以下この条及び第五十四条の二において「共用管理施設関係道路管理者」という。）は、第十三条第一項及び第三項並びに第十五条から第十七条までの規定にかかわらず、協議して別にその管理の方法を定めることができる。

2 前項の規定による協議が成立しない場合においては、共用管理施設関係道路管理者は、そのいずれかが国土交通大臣である場合を除き、共用管理施設関係道路管理者のいずれかが都道府県であるときは国土交通大臣に、その他のときは都道府県知事に裁定を申請することができる。

3 第七条第六項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第七条第六項中「国土交通大臣」とあるのは「国土交通大臣又は都

道府県知事」と、「関係都道府県知事」とあるのは「共用管理施設関係道路管理者」と、「当該都道府県の議会の議決を経なければならない。」とあるのは「指定区間外の国道にあつては道路管理者である都道府県の議会に諮問し、その他の道路にあつては道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならない。」と読み替えるものとする。

4 第二項及び前項において準用する第七条第六項の規定により国土交通大臣又は都道府県知事が裁定をした場合においては、第一項の規定の適用については、共用管理施設関係道路管理者の協議が成立したものとみなす。

5 第一項の規定による協議が成立した場合（前項の規定により共用管理施設関係道路管理者の協議が成立したものとみなされる場合を含む。）においては、共用管理施設関係道路管理者は、成立した協議の内容を公示しなければならない。

（兼用工作物の管理）

第二十条 道路と堤防、護岸、ダム、鉄道又は軌道用の橋、踏切道（道路と独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構若しくは鉄道事業者の鉄道又は軌道法（大正十年法律第七十六号）による新設軌道との交差部分をいう。）、駅前広場その他公共の用に供する工作物又は施設（以下これを「他の工作物」と総称する。）とが相互に効用を兼ねる場合においては、当該道路の道路管理者及び他の工作物の管理者は、当該道路及び他の工作物の管理については、第十三条第一項及び第三項並びに第十五条から第十七条までの規定にかかわらず、協議して別にその管理の方法を定めることができる。ただし、他の工作物の管理者が私人である場合においては、道路については、道路に関する工事（道路の新設、改築又は修繕に関する工事をいう。以下同じ。）及び維持以外の管理を行わせることができない。

2 前項の規定により協議する場合において、国土交通大臣である道路管理者と他の工作物の管理者との協議が成立しないときは、国土交通大臣は、当該他の工作物に関する主務大臣とあらためて協議することができる。

3 第一項の規定により協議する場合において、国土交通大臣以外の道路管理者と他の工作物の管理者との協議が成立しないときは、当該道路の道路管理者又は他の工作物の管理者は、そのいずれかが国又は都道府県であるときは国土交通大臣及び当該他の工作物に関する主務大臣に、その他のときは都道府県知事（他の工作物に関する主務大臣の事務を分掌する地方支分部局の長があるときは、都道府県知事及び当該支分部局の長。以下本条並びに第五十五条第三項及び第四項において同じ。）に裁定を申請することができる。

4 第七条第六項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第七条第六項中「国土交通大臣」とあるのは「国土交通大臣及び他の工作物に関する主務大臣又は都道府県知事」と、「関係都道府県知事の意見」とあるのは「当該道路の道路管理者又は他の工作物の管理者の意見」と、「関係都道府県知事は」とあるのは「当該道路の道路管理者は」と、「当該都道府県の議会の議決を経なければならない。」とあるのは「指定区間外の国道にあつては道路管理者である都道府県の議会に諮問し、その他の道路にあつては道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならない。」と読み替えるものとする。

5 第二項の規定による国土交通大臣と当該他の工作物に関する主務大臣との協議が成立した場合又は第三項及び前項において準用する第七条第六項の規定により国土交通大臣及び当該他の工作物に関する主務大臣若しくは都道府県知事が裁定をした場合においては、第一項の規定の適用については、道路管理者と他の工作物の管理者との協議が成立したものとみなす。

6 第一項の規定による協議が成立した場合（前項の規定により道路管理者と他の工作物の管理者との協議が成立したものとみなされる場合を含む。

）においては、当該道路の道路管理者は、成立した協議の内容を公示しなければならない。

（他の工作物の管理者に対する工事施行命令等）

第二十一条 道路と他の工作物とが相互に効用を兼ねる場合において、他の工作物の管理者に当該道路の道路に関する工事を施行させ、又は維持をさせることが適当であると認められるときは、前条及び第三十一条の規定によつて協議をした場合を除く外、道路管理者は、他の工作物の管理者に当該道路に関する工事を施行させ、又は当該道路の維持をさせることができる。

（工事原因者に対する工事施行命令等）

第二十二条 道路管理者は、道路に関する工事以外の工事（以下「他の工事」という。）により必要を生じた道路に関する工事又は道路を損傷し、若しくは汚損した行為若しくは道路の補強、拡幅その他道路の構造の現状を変更する必要を生じさせた行為（以下「他の行為」という。）により必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持を当該工事の執行者又は行為者に施行させることができる。

2 前項の場合において、他の工事が河川法（昭和三十九年法律第六十七号）が適用され、又は準用される河川の河川工事（以下「河川工事」という。）であるときは、当該道路に関する工事については、同法第十九条の規定は、適用しない。

（維持修繕協定の締結）

第二十二條の二 道路管理者は、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため災害の発生時において道路管理者以外の者が道路の特定の維持又は修繕に関する工事を行うことができることをあらかじめ定めおく必要があると認めるときは、その管理する道路について、道路の維持又は修繕に関する工事を適確に行う能力を有すると認められる者（第二号において「維持修繕実施者」という。）との間において、次に掲げる事項を定めた協定（以下この条において「維持修繕協定」という。）を締結することができる。

- 一 維持修繕協定の目的となる道路の区域（次号において「協定道路区域」という。）
- 二 維持修繕実施者が道路の損傷の程度その他の道路の状況に応じて協定道路区域において行う道路の維持又は修繕に関する工事の内容
- 三 前号の道路の維持又は修繕に関する工事に要する費用の負担の方法
- 四 維持修繕協定の有効期間
- 五 維持修繕協定に違反した場合の措置
- 六 その他必要な事項

（附帯工事の施行）

第二十三条 道路管理者は、道路に関する工事に因り必要を生じた他の工事又は道路に関する工事を施行するために必要を生じた他の工事を道路に関する工事とあわせて施行することができる。

2 前項の場合において、他の工事が河川工事又は砂防工事であるときは、当該他の工事の施行については、同項の規定は、適用しない。

(道路管理者以外の者の行う工事)

第二十四条 道路管理者以外の者は、第十二条、第十三条第三項、第十七条第四項若しくは第六項、第十九条から第二十二条の二まで又は第四十八条の十九第一項の規定による場合のほか、道路に関する工事の設計及び実施計画について道路管理者の承認を受けて道路に関する工事又は道路の維持を行うことができる。ただし、道路の維持で政令で定める軽易なものについては、道路管理者の承認を受けることを要しない。

(自動車駐車場又は自転車駐車場の駐車料金及び割増金)

第二十四条の二 道路管理者(指定区間内の国道にあつては、国。第三項、第三十九条第一項、第四十四条第五項及び第七項、第四十四条の二第八項、第四十八条の七第一項、第四十九条、第五十八条第一項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十四条第一項、第六十九条第一項、第七十条第一項、第七十二条第一項及び第三項、第七十三条第一項から第三項まで、第八十五条第三項並びに第九十一条第三項において同じ。)は、道路管理者である地方公共団体の条例(指定区間内の国道にあつては、政令)で定めるところにより、道路の附属物である自動車駐車場又は自転車駐車場に自動車(道路運送車両法第二条第三項に規定する原動機付自転車を含む。以下この条において同じ。)又は自転車を駐車させる者から、駐車料金を徴収することができる。ただし、道路交通法第三十九条第一項に規定する緊急自動車その他政令で定める自動車又は自転車を駐車させる場合においては、この限りでない。

2 前項の駐車料金の額は、次の原則によつて定めなければならない。

- 一 自動車又は自転車を駐車させる特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。
- 二 自動車又は自転車を駐車させる者の負担能力にかんがみ、その利用を困難にするおそれのないものであること。
- 三 付近の自動車駐車場又は自転車駐車場で道路の区域外に設置されており、かつ、一般公衆の用に供するものの駐車料金に比して著しく均衡を失しないものであること。

3 道路管理者は、第一項の駐車料金を不法に免れた者から、その免れた額のほか、その免れた額の二倍に相当する額を割増金として徴収することができる。

(自動車駐車場又は自転車駐車場の駐車料金等の表示)

第二十四条の三 道路管理者は、前条第一項の規定により駐車料金を徴収する自動車駐車場又は自転車駐車場について、条例(国道にあつては、国土交通省令)で定めるところにより、駐車料金、駐車することができる時間その他自動車駐車場又は自転車駐車場の利用に関し必要な事項を表示するため、標識を設けなければならない。

(有料の橋又は渡船施設)

第二十五条 都道府県又は市町村である道路管理者は、都道府県道又は市町村道について、橋又は渡船施設の新設又は改築に要する費用の全部又は一部を償還するために、一定の期間を限り、当該橋の通行者又は当該渡船施設の利用者から、その通行者又は利用者が受ける利益を超えない範囲

内において、条例で定めるところにより、料金を徴収することができる。

2 前項に規定する橋又は渡船施設は、左の各号に該当するものでなければならない。

一 その通行又は利用の範囲が地域的に限定されたものであること。

二 その通行者又は利用者がその通行又は利用に因り著しく利益を受けるものであること。

三 その新設又は改築に要する費用の全額を地方債以外の財源をもつて支弁することが著しく困難なものであること。

3 道路管理者は、第一項の条例を制定したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書類及び設計図その他必要な図面を添えて、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

一 工事方法

二 工事予算

三 工事の着手及び完成の予定年月日

四 収支予算の明細

五 料金

六 料金徴収期間

七 元利償還年次計画

4 道路管理者は、前項の規定による届出に係る事項について変更があつたときは、遅滞なく、変更に係る事項を記載した書類及び必要な図面を添えて、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(道路管理者の権限の代行)

第二十七条 国土交通大臣は、第十二条本文の規定により指定区間外の国道の新設若しくは改築を行う場合又は第十三条第三項の規定により指定区間外の国道の災害復旧に関する工事を行う場合においては、政令で定めるところにより、当該指定区間外の国道の道路管理者に代わつてその権限を行うものとする。

2 指定市以外の市町村は、第十七条第四項の規定により歩道の新設等を行う場合においては、政令で定めるところにより、当該道路の道路管理者に代わつてその権限を行うものとする。

3 国土交通大臣は、第十七条第六項の規定により都道府県道若しくは市町村道を構成する施設若しくは工作物の改築若しくは修繕に関する工事を行う場合又は同条第七項の規定により指定区間外の国道、都道府県道若しくは市町村道の維持若しくは都道府県道若しくは市町村道の災害復旧に関する工事を行う場合においては、政令で定めるところにより、当該道路の道路管理者に代わつてその権限を行うものとする。

4 第十九条の規定による協議に基づき一の道路管理者がその地方公共団体の区域外にわたつて道路を管理する場合又は第二十条の規定による協議に基づき他の工作物の管理者が道路を管理する場合においては、これらの者は、政令で定めるところにより、当該道路の道路管理者に代わつてその権限を行うものとする。

(道路台帳)

- 第二十八条 道路管理者は、その管理する道路の台帳（以下本条において「道路台帳」という。）を調製し、これを保管しなければならない。
- 2 道路台帳の記載事項その他その調製及び保管に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。
- 3 道路管理者は、道路台帳の閲覧を求められた場合においては、これを拒むことができない。

(協議会)

- 第二十八条の二 交通上密接な関連を有する道路（以下この項において「密接関連道路」という。）の管理を行う二以上の道路管理者は、密接関連道路の管理を効果的に行うために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。
- 2 協議会は、必要があると認めるときは、次に掲げる者をその構成員として加えることができる。
 - 一 関係地方公共団体
 - 二 道路の構造の保全又は安全かつ円滑な交通の確保に資する措置を講ずることができる者
 - 三 その他協議会が必要と認める者
- 3 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 4 前三項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(道路の構造の基準)

- 第三十条 高速自動車国道及び国道の構造の技術的基準は、次に掲げる事項について政令で定める。
 - 一 通行する自動車の種類に関する事項
 - 二 幅員
 - 三 建築限界
 - 四 線形
 - 五 視距
 - 六 勾配
 - 七 路面
 - 八 排水施設
 - 九 交差又は接続
 - 十 待避所
 - 十一 横断歩道橋、さくその他安全な交通を確保するための施設
 - 十二 橋その他政令で定める主要な工作物の自動車の荷重に対し必要な強度
 - 十三 前各号に掲げるもののほか、高速自動車国道及び国道の構造について必要な事項

- 2 都道府県道及び市町村道の構造の技術的基準（前項第一号、第三号及び第十二号に掲げる事項に係るものに限る。）は、政令で定める。
- 3 前項に規定するもののほか、都道府県道及び市町村道の構造の技術的基準は、政令で定める基準を参酌して、当該道路の道路管理者である地方公共団体の条例で定める。

（道路の占用の許可）

第三十二条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

- 一 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物
 - 二 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件
 - 三 鉄道、軌道その他これらに類する施設
 - 四 歩廊、雪よけその他これらに類する施設
 - 五 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設
 - 六 露店、商品置場その他これらに類する施設
 - 七 前各号に掲げるものを除く外、道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの
- 2 前項の許可を受けようとする者は、左の各号に掲げる事項を記載した申請書を道路管理者に提出しなければならない。
 - 一 道路の占用（道路に前項各号の一に掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用することをいう。以下同じ。）の目的
 - 二 道路の占用の期間
 - 三 道路の占用の場所
 - 四 工作物、物件又は施設の構造
 - 五 工事実施の方法
 - 六 工事の時期
 - 七 道路の復旧方法
 - 3 第一項の規定による許可を受けた者（以下「道路占用者」という。）は、前項各号に掲げる事項を変更しようとする場合においては、その変更が道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のないと認められる軽易なもので政令で定めるものである場合を除く外、あらかじめ道路管理者の許可を受けなければならない。
 - 4 第一項又は前項の規定による許可に係る行為が道路交通法第七十七条第一項の規定の適用を受けるものである場合には、第二項の規定による申請書の提出は、当該地域を管轄する警察署長を経由して行なうことができる。この場合において、当該警察署長は、すみやかに当該申請書を道路管理者に送付しなければならない。
 - 5 道路管理者は、第一項又は第三項の規定による許可を与えようとする場合において、当該許可に係る行為が道路交通法第七十七条第一項の規定の適用を受けるものときは、あらかじめ当該地域を管轄する警察署長に協議しなければならない。

(道路の占用の許可基準)

第三十三条 道路管理者は、道路の占用が前条第一項各号のいずれかに該当するものであつて道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものであり、かつ、同条第二項第二号から第七号までに掲げる事項について政令で定める基準に適合する場合に限り、同条第一項又は第三項の許可を与えることができる。

2 次に掲げる工作物又は施設で前項の規定に基づく政令で定める基準に適合するものための道路の占用については、同項の規定にかかわらず、前条第一項又は第三項の許可を与えることができる。

一 前条第一項第五号から第七号までに掲げる工作物、物件又は施設のうち、高架の道路の路面下に設けられる工作物又は施設で、当該高架の道路の路面下の区域をその合理的な利用の観点から継続して使用するにふさわしいと認められるもの

二 前条第一項第五号から第七号までに掲げる工作物、物件又は施設のうち、高速自動車国道又は第四十八条の四に規定する自動車専用道路の連絡路附属地（これらの道路のうち、これらの道路と当該道路以外の交通の用に供する通路その他の施設とを連結する部分で国土交通省令で定める交通の用に供するものに附属する道路の区域内の土地をいう。以下この号において同じ。）に設けられるこれらの道路の通行者の利便の増進に資する施設で、当該連絡路附属地をその合理的な利用の観点から継続して使用するにふさわしいと認められるもの

三 前条第一項第一号、第四号又は第七号に掲げる工作物、物件又は施設のうち、並木、街灯その他道路（高速自動車国道及び第四十八条の四に規定する自動車専用道路を除く。以下この号において同じ。）の管理上当該道路の区域内に設けることが必要なものとして政令で定める工作物又は施設で、道路交通環境の向上を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の営利を目的としない法人又はこれに準ずるものとして国土交通省令で定める者が設けるもの

(工事の調整のための条件)

第三十四条 道路管理者は、第三十二条第一項又は第三項の規定による許可を与えようとする場合において、道路を不経済に損傷し、又は道路の交通に著しい支障を及ぼさないために必要があると認めるときは、当該申請に係る道路の占用に関する工事と他の申請に係る道路の占用に関する工事若しくは他の道路占有者の道路の占用又は道路に関する工事とを相互に調整するために当該許可に対して必要な条件を附することができる。この場合において、道路管理者は、あらかじめ当該申請に係る道路の占用に関する工事を行おうとする者又は他の道路占有者の意見を聞かなければならない。

(国の行う道路の占用の特例)

第三十五条 国の行う事業のための道路の占用については、第三十二条第一項及び第三項の規定にかかわらず、国が道路管理者に協議し、その同意を得れば足りる。この場合において、同条第二項各号に掲げる事項及び第三十九条に規定する占用料に関する事項については、政令でその基準を定めることができる。

(水道、電気、ガス事業等のための道路の占用の特例)

- 第三十六条 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）、工業用水道事業法（昭和三十二年法律第八十四号）、下水道法（昭和三十二年法律第七十九号）、鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）若しくは全国幹線鉄道整備法（昭和四十五年法律第七十一号）、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）、電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）又は電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、水管（水道事業、水道用水供給事業又は工業用水道事業の用に供するものに限る。）、下水道管、公衆の用に供する鉄道、ガス管（ガス事業法第二条第十一項に規定するガス事業（同条第二項に規定するガス小売事業を除く。）の用に供するものに限る。）又は電柱、電線若しくは公衆電話所（これらのうち、電気事業法に基づくものにあつては同法第二条第一項第十七号に規定する電気事業者（同項第三号に規定する小売電気事業者を除く。）がその事業の用に供するものに、電気通信事業法に基づくものにあつては同法第二百二十条第一項に規定する認定電気通信事業者が同項に規定する認定電気通信事業の用に供するものに限る。）を道路に設けようとする者は、第三十二条第一項又は第三項の規定による許可を受けようとする場合においては、これらの工事を実施しようとする日の一月前までに、あらかじめ当該工事の計画書を道路管理者に提出しておかなければならない。ただし、災害による復旧工事その他緊急を要する工事又は政令で定める軽易な工事を行う必要が生じた場合においては、この限りでない。
- 2 道路管理者は、前項の計画書に基づく工事（前項ただし書の規定による工事を含む。）のための道路の占用の許可の申請があつた場合において、当該申請に係る道路の占用が第三十三条第一項の規定に基づく政令で定める基準に適合するときは、第三十二条第一項又は第三項の規定による許可を与えなければならない。

(道路の占用の禁止又は制限区域等)

第三十七条 道路管理者は、次に掲げる場合においては、第三十三条、第三十五条及び前条第二項の規定にかかわらず、区域を指定して道路（第二号に掲げる場合にあつては、歩道の部分に限る。）の占用を禁止し、又は制限することができる。

- 一 交通が著しくふくそうする道路又は幅員が著しく狭い道路について車両の能率的な運行を図るために特に必要があると認める場合
 - 二 幅員が著しく狭い歩道の部分について歩行者の安全かつ円滑な通行を図るために特に必要があると認める場合
 - 三 災害が発生した場合における被害の拡大を防止するために特に必要があると認める場合
- 2 道路管理者は、前項の規定により道路の占用を禁止し、又は制限する区域を指定しようとする場合においては、あらかじめ当該地域を管轄する警察署長に、当該道路の占用を禁止し、又は制限しようとする理由及び区域について協議しなければならない。当該道路の占用の禁止又は制限の区域の指定を解除しようとする場合においても、同様とする。
- 3 道路管理者は、前二項の規定に基いて道路の占用を禁止し、又は制限する区域を指定しようとする場合においては、あらかじめその旨を公示しなければならない。

(道路管理者の道路の占用に関する工事の施行)

第三十八条 道路管理者は、道路の構造を保全するために必要があると認める場合又は道路占用者の委託があつた場合においては、道路の占用に関する工事で道路の構造に係るものを自ら行うことができる。

2 前項の場合において、道路の構造を保全するために必要があると認めて道路管理者が自ら工事を行おうとするときは、当該道路管理者は、道路占有者に対して、あらかじめ自ら当該工事を行うべき旨及び当該工事を行うべき時期を通知しなければならない。

(占用料の徴収)

第三十九条 道路管理者は、道路の占用につき占用料を徴収することができる。ただし、道路の占用が国の行う事業及び地方公共団体の行う事業で地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第六条に規定する公営企業以外のものに係る場合においては、この限りでない。

2 前項の規定による占用料の額及び徴収方法は、道路管理者である地方公共団体の条例（指定区間内の国道にあつては、政令）で定める。但し、条例で定める場合においては、第三十五条に規定する事業及び全国にわたる事業で政令で定めるものに係るものについては、政令で定める基準の範囲をこえてはならない。

(入札対象施設等の入札占用指針)

第三十九条の二 道路管理者は、第三十二条第一項又は第三項の規定による許可の申請を行うことができる者を占用料の額についての入札により決定することが、道路占有者の公平な選定を図るとともに、道路管理者の収入の増加を図る上で有効であると認められる工作物、物件又は施設（以下「入札対象施設等」という。）について、道路の占用及び入札の実施に関する指針（以下「入札占用指針」という。）を定めることができる。

2 入札占用指針には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 入札占用指針の対象とする入札対象施設等の種類

二 当該入札対象施設等のための道路の占用の場所

三 当該入札対象施設等のための道路の占用の開始の時期

四 道路の機能又は道路交通環境の維持を図るための清掃その他の措置であつて当該入札対象施設等の設置に伴い必要となるもの

五 第三十九条の五第一項の規定による認定の有効期間

六 占用料の額の最低額

七 前各号に掲げるもののほか、入札の実施に関する事項その他必要な事項

3 前項第二号の場所は、第三十二条第一項又は第三項の規定による許可の申請を行うことができる者を入札により決定することが道路の管理上適切でない場所として国土交通省令で定める場所については定めなければならないとする。

4 第二項第五号の有効期間は、二十年を超えないものとする。

5 第二項第六号の占用料の額の最低額は、道路管理者である地方公共団体の条例（指定区間内の国道にあつては、政令）で定める額を下回つてはならないものとする。

6 道路管理者（市町村である道路管理者を除く。）は、入札占用指針を定め、又はこれを変更しようとする場合においては、あらかじめ、当該入札占用指針に定めようとする第二項第二号の場所の存する市町村を統括する市町村長の意見を聴かなければならない。

7 道路管理者は、入札占用指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公示しなければならない。

(入札占用計画の提出)

第三十九条の三 入札対象施設等を設置するため道路を占用しようとする者は、入札対象施設等のための道路の占用に関する計画（以下「入札占用計画」という。）を作成し、その入札占用計画が適当である旨の認定を受けるための入札（以下「占用入札」という。）に参加するため、これを道路管理者に提出することができる。

2 入札占用計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 第三十二条第二項各号に掲げる事項

二 道路の機能又は道路交通環境の維持を図るための清掃その他の措置であつて当該入札対象施設等の設置に伴い講ずるもの

三 その他国土交通省令で定める事項

3 入札占用計画の提出は、道路管理者が公示する一月を下らない期間内に行わなければならない。

(占用入札)

第三十九条の四 道路管理者は、入札占用計画を提出した者のうち、次の各号のいずれにも該当すると認めるものに対しては占用入札に参加することができない旨を、それぞれ通知しなければならない。

一 当該入札占用計画が入札占用指針に照らし適切なものであること。

二 当該入札対象施設等のための道路の占用が第三十二条第二項第二号から第七号までに掲げる事項について第三十三条第一項の政令で定める基準に適合するものであること。

三 当該入札対象施設等のための道路の占用が道路の交通に著しい支障を及ぼすおそれが明らかなものでないこと。

四 その者が不正又は不誠実な行為をすおそれが明らかな者でないこと。

2 道路管理者は、前項の規定により占用入札に参加することができる旨を通知しようとする場合において、当該通知の相手方が提出した入札占用計画に従つて入札対象施設等を設置する行為が道路交通法第七十七条第一項の規定の適用を受けるものであるときは、あらかじめ当該入札占用計画に記載された道路の占用の場所を管轄する警察署長に協議しなければならない。

3 道路管理者は、第一項の規定により占用入札に参加することができる旨の通知を受けた者を参加者として、入札占用指針の定めるところにより、占用入札を実施しなければならない。

4 道路管理者は、前項の規定により実施した占用入札において最も高い占用料の額（入札占用指針に定められた占用料の額の最低額以上の額に限る。以下この項において同じ。）をもつて申し出た参加者を落札者として決定するものとする。ただし、効率的な道路の管理の観点から占用料の額その他の条件が当該道路管理者にとつて最も有利な入札占用計画の提出をした参加者を落札者として決定することが適切であると認められる場合においては、政令で定めるところにより、最も高い占用料の額をもつて申し出た参加者以外の者を落札者として決定することができる。

5 道路管理者は、前項の規定により落札者を決定したときは、その者にその旨を通知しなければならない。

(入札占用計画の認定)

第三十九条の五 道路管理者は、前条第五項の規定により通知した落札者が提出した入札占用計画について、道路の場所を指定して、当該入札占用計画が適当である旨の認定をするものとする。

2 道路管理者は、前項の規定による認定をしたときは、当該認定をした日及び認定の有効期間並びに同項の規定により指定した道路の場所を公示しなければならない。

(入札占用計画の変更等)

第三十九条の六 前条第一項の規定による認定を受けた者（次条において「認定計画提出者」という。）は、当該認定を受けた入札占用計画を変更しようとする場合においては、道路管理者の認定を受けなければならない。

2 道路管理者は、前項の規定による変更の認定をしようとする場合において、変更後の入札占用計画に従って入札対象施設等を設置する行為が道路交通法第七十七条第一項の規定の適用を受けるものであるときは、あらかじめ当該入札占用計画に記載された道路の占用の場所を管轄する警察署長に協議しなければならない。

3 道路管理者は、第一項の規定による変更の認定の申請があつた場合において、その申請に係る変更後の入札占用計画が第三十九条の四第一項第一号から第三号までのいずれにも該当すると認めるときは、第一項の規定による認定をするものとする。

4 前条第二項の規定は、第一項の規定による変更の認定をした場合について準用する。

(占用入札を行った場合における道路の占用の許可)

第三十九条の七 認定計画提出者は、第三十九条の五第一項の規定による認定を受けた入札占用計画（前条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。次項において「認定入札占用計画」という。）に従つて入札対象施設等を設置しなければならない。

2 道路管理者は、認定計画提出者から認定入札占用計画に基づき第三十二条第一項又は第三項の規定による許可の申請があつた場合においては、これらの規定による許可を与えなければならない。

3 前項の規定による許可に係る第三十二条第二項及び第八十七条第一項の規定の適用については、第三十二条第二項中「申請書を」とあるのは、「申請書に、第三十九条の三第二項第二号の措置を記載した書面を添付して、」と、第八十七条第一項中「円滑な交通を確保する」とあるのは、「円滑な交通を確保し、又は道路の機能若しくは道路交通環境の維持を図る」とする。

4 道路管理者が第二項の規定により第三十二条第一項又は第三項の規定による許可を与えた場合においては、当該許可に係る占用料の額は、第三十九条第二項の規定にかかわらず、占用入札において認定計画提出者が申し出た額（当該申し出た額が同項の条例（指定区内の国道にあつては、同項の政令）で定める額を下回る場合にあつては、当該条例又は当該政令で定める額）とする。この場合において、同条第一項ただし書の規定は、適用しない。

5 第三十九条の五第一項の規定による認定がされた場合においては、認定計画提出者以外の者は、同項の道路の場所については、第三十二条第一

項又は第三項の規定による許可の申請をすることができない。

(占有物件の維持管理に関する措置)

第三十九条の九 道路管理者は、道路占有者が前条の国土交通省令で定める基準に従って占有物件の維持管理をしていないと認めるときは、当該道路占有者に対し、その是正のため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(原状回復)

第四十条 道路占有者は、道路の占用の期間が満了した場合又は道路の占用を廃止した場合においては、占有物件を除却し、道路を原状に回復しなければならぬ。ただし、原状に回復することが不適当な場合においては、この限りでない。

2 道路管理者は、道路占有者に対して、前項の規定による原状の回復又は原状に回復することが不適当な場合の措置について必要な指示をすることができる。

(添加物件に関する適用)

第四十一条 道路管理者以外の者が占有物件に関し新たに道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある物件を添加しようとする行為は、本節の規定の適用については、新たな道路の占用とみなす。

(道路の維持又は修繕)

第四十二条 道路管理者は、道路を常時良好な状態に保つように維持し、修繕し、もつて一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならない。

2 道路の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、政令で定める。

3 前項の技術的基準は、道路の修繕を効率的に行うための点検に関する基準を含むものでなければならない。

(車両の積載物の落下の予防等の措置)

第四十三条の二 道路管理者は、道路を通行している車両の積載物が落下するおそれがある場合において、当該積載物の落下により道路が損傷され、又は当該積載物により道路が汚損される等道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがあるときは、当該車両を運転している者に対し、当該車両の通行の中止、積載方法は是正その他通行の方法について、道路の構造又は交通に支障が及ぶのを防止するため必要な措置をすることを命ずることができる。

(沿道区域における土地等の管理者の損害予防義務)

第四十四条 道路管理者は、道路の構造に及ぼすべき損害を予防し、又は道路の交通に及ぼすべき危険を防止するため、道路に接続する区域を、条例(指定区間内の国道にあつては、政令)で定める基準に従い、沿道区域として指定することができる。但し、道路の各一側について幅二十メー

トルをこえる区域を沿道区域として指定することはできない。

- 2 前項の規定により沿道区域を指定した場合には、道路管理者は、遅滞なくその区域を公示しなければならない。
- 3 沿道区域内にある土地、竹木又は工作物の管理者は、その土地、竹木又は工作物が道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼすおそれがあると認められる場合においては、その損害又は危険を防止するための施設を設け、その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。
- 4 道路管理者は、前項に規定する損害又は危険を防止するため特に必要があると認める場合においては、当該土地、竹木又は工作物の管理者に対して、同項に規定する施設を設け、その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 5 道路管理者は、前項の規定による命令により損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。
- 6 前項の規定による損失の補償については、道路管理者と損失を受けた者とが協議しなければならない。
- 7 前項の規定による協議が成立しない場合においては、道路管理者は、自己の見積もつた金額を損失を受けた者に支払わなければならない。この場合において、当該金額について不服がある者は、政令で定めるところにより、補償金額の支払を受けた日から一月以内に収用委員会に土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条の規定による裁決を申請することができる。

（違法放置等物件に対する措置）

第四十四条の二 道路管理者は、第四十三条第二号の規定に違反して、道路を通行している車両から落下して道路に放置された当該車両の積載物、道路に設置された看板その他の道路に放置され、又は設置された物件（以下この条において「違法放置等物件」という。）が、道路の構造に損害を及ぼし、若しくは交通に危険を及ぼし、又はそれらのおそれがあると認められる場合であつて、次の各号のいずれかに該当するときは、当該違法放置等物件を自ら除去し、又はその命じた者若しくは委任した者に除去させることができる。

一 当該違法放置等物件の占有者、所有者その他当該違法放置等物件について権原を有する者（以下この条において「違法放置等物件の占有者等」という。）に対し第七十一条第一項の規定により必要な措置をとることを命じた場合において、当該措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき。

二 当該違法放置等物件の占有者等が現場にいないために、第七十一条第一項の規定により必要な措置をとることを命ずることができないとき。

2 道路管理者は、前項の規定により違法放置等物件を除去し、又は除去させたときは、当該違法放置等物件を保管しなければならない。

3 道路管理者は、前項の規定により違法放置等物件を保管したときは、当該違法放置等物件の占有者等に対し当該違法放置等物件を返還するため、政令で定めるところにより、政令で定める事項を公示しなければならない。

4 道路管理者は、第二項の規定により保管した違法放置等物件が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又は前項の規定による公示の日から起算して三月を経過してもなお当該違法放置等物件を返還することができない場合において、政令で定めるところにより評価した当該違法放置等物件の価額に比し、その保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、政令で定めるところにより、当該違法放置等物件を売却し、その売却した代金を保管することができる。

5 道路管理者は、前項の規定による違法放置等物件の売却につき買受人がない場合において、同項に規定する価額が著しく低いときは、当該違法

放置等物件を廃棄することができる。

6 第四項の規定により売却した代金は、売却に要した費用に充てることができる。

7 第一項から第四項までに規定する違法放置等物件の除去、保管、売却、公示等に要した費用は、当該違法放置等物件の返還を受けるべき違法放置等物件の占有者等の負担とする。

8 第三項の規定による公示の日から起算して六月を経過してもなお第二項の規定により保管した違法放置等物件（第四項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。）を返還することができないときは、当該違法放置等物件の所有権は、当該違法放置等物件を保管する道路管理者に帰属する。

（道路標識等の設置）

第四十五条 道路管理者は、道路の構造を保全し、又は交通の安全と円滑を図るため、必要な場所に道路標識又は区画線を設けなければならない。

2 前項の道路標識及び区画線の種類、様式及び設置場所その他道路標識及び区画線に関し必要な事項は、内閣府令・国土交通省令で定める。

3 都道府県道又は市町村道に設ける道路標識のうち内閣府令・国土交通省令で定めるものの寸法は、前項の規定にかかわらず、同項の内閣府令・国土交通省令の定めるところを参酌して、当該都道府県道又は市町村道の道路管理者である地方公共団体の条例で定める。

（自動運行補助施設の性能の基準等）

第四十五条の二 道路の附属物である自動運行補助施設の性能の基準その他自動運行補助施設に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

2 道路管理者は、道路の附属物である自動運行補助施設を設置した場合には、当該自動運行補助施設の性能、当該自動運行補助施設を設置した道路の場所その他必要な事項を、国土交通省令で定めるところにより、公示しなければならない。公示した事項を変更した場合においても、同様とする。

（通行の禁止又は制限）

第四十六条 道路管理者は、左の各号の一に掲げる場合においては、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて、道路の通行を禁止し、又は制限することができる。

一 道路の破損、欠壊その他の事由に因り交通が危険であると認められる場合

二 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合

2 道路監視員（第七十一条第四項の規定により道路管理者が命じた道路監視員をいう。）は、前項第一号に掲げる場合において、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において、一時、道路の通行を禁止し、又は制限することができる。

3 道路管理者は、水底トンネル（水底トンネルに類するトンネルで国土交通省令で定めるものを含む。以下同じ。）の構造を保全し、又は水底トンネルにおける交通の危険を防止するため、政令で定めるところにより、爆発性又は易燃性を有する物件その他の危険物を積載する車両の通行を

禁止し、又は制限することができる。

第四十七条 道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路との関係において必要とされる車両（人が乗車し、又は貨物が積載されている場合にあつてはその状態におけるものをいい、他の車両を牽引している場合にあつては当該牽引されている車両を含む。以下本節及び第八章中同じ。）の幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径の最高限度は、政令で定める。

2 車両でその幅、重量、高さ、長さ又は最小回転半径が前項の政令で定める最高限度をこえるものは、道路を通行させてはならない。

3 道路管理者は、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要があるときは、トンネル、橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路について、車両でその重量又は高さが構造計算その他の計算又は試験によつて安全であると認められる限度をこえるものの通行を禁止し、又は制限することができる。

4 前三項に規定するもののほか、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路との関係において必要とされる車両についての制限に関する基準は、政令で定める。

（限度超過車両の通行の許可等）

第四十七条の二 道路管理者は、車両の構造又は車両に積載する貨物が特殊であるためやむを得ないと認めるときは、前条第二項の規定又は同条第三項の規定による禁止若しくは制限にかかわらず、当該車両を通行させようとする者の申請に基づいて、通行経路、通行時間等について、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要な条件を付して、同条第一項の政令で定める最高限度又は同条第三項に規定する限度を超える車両（次条第一項及び第七十二条の二第二項において「限度超過車両」という。）の通行を許可することができる。

2 前項の申請が道路管理者を異にする二以上の道路に係るものであるとき（国土交通省令で定める場合を除く。）は、同項の許可に関する権限は、政令で定めるところにより、一の道路の道路管理者が行うものとする。この場合において、当該一の道路の道路管理者が同項の許可をしようとするときは、他の道路の道路管理者に協議し、その同意を得なければならない。

3 前項の規定により二以上の道路について一の道路の道路管理者が行う第一項の許可を受けようとする者は、手数料を道路管理者（当該許可に関する権限を行う者が国土交通大臣である場合にあつては、国）に納めなければならない。

4 前項の手数料の額は、実費を勘案して、当該許可に関する権限を行う者が国土交通大臣である場合にあつては政令で、その他の者である場合にあつては当該道路管理者である地方公共団体の条例で定める。

5 道路管理者は、第一項の許可をしたときは、許可証を交付しなければならない。

6 前項の規定により許可証の交付を受けた者は、当該許可に係る通行中、当該許可証を当該車両に備え付けていなければならない。

7 第一項の許可の申請の方法、第五項の許可証の様式その他第一項の許可の手続について必要な事項は、国土交通省令で定める。

（車両の通行に関する措置）

第四十七条の四 道路管理者は、第四十七条第二項の規定に違反し、若しくは同条第一項の政令で定める最高限度を超える車両の通行に関し第四十

七条の二第一項の規定により付した条件に違反して車両を通行させている者又は道路において第四十七条第四項の規定による政令で定める基準を超える車両を通行させている者に対し、当該車両の通行の中止、総重量の軽減、徐行その他通行の方法について、道路の構造の保全又は交通の危険防止のための必要な措置をすることを命ずることができる。

2 道路管理者は、路線を定めて道路を自動車運送事業のために使用しようとする者又は反覆して同一の道路に車両を通行させようとする者に対して、当該車両が第四十七条第四項の規定による政令で定める基準に適合しない場合においては、当該基準に適合するように、道路に関して必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(通行の禁止又は制限の場合における道路標識)

第四十七条の五 道路管理者は、第四十六条第一項若しくは第三項又は第四十七条第三項の規定により道路の通行を禁止し、又は制限しようとする場合においては、禁止又は制限の対象、区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設けなければならない。この場合において、道路管理者は、必要があると認めるときは、適当な回り道を道路標識をもつて明示し、一般の交通に支障のないようにしなければならない。

2 道路管理者は、第四十七条第四項の規定による政令で定める基準を特に明示する必要があると認められる場所には、道路標識を設けなければならない。

(道路の立体的区域の決定等)

第四十七条の七 道路管理者は、道路の存する地域の状況を勘案し、適正かつ合理的な土地利用の促進を図るため必要があると認めるときは、第十条第一項の規定により決定し又は変更する道路の区域を空間又は地下について上下の範囲を定めたもの(以下「立体的区域」という。)とすることができる。

2 道路管理者は、道路管理者以外の者が道路の区域を立体的区域とした道路を構成する敷地(国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第三条第二項又は地方自治法第二百三十八条第四項に規定する行政財産であるものに限る。)の上の空間又は地下(当該道路の区域内の空間又は地下を除く。)に交通確保施設(歩行者の一般交通の用に供する通路その他の安全かつ円滑な道路の交通の確保に資するものとして国土交通省令で定める施設をいう。以下この項において同じ。)を所有し、又は所有しようとする場合において、その者が、当該交通確保施設の整備又は維持管理を適切に行うのに必要な技術的能力を有することその他の国土交通省令で定める要件に適合すると認めるときは、国有財産法第十八条第一項又は地方自治法第二百三十八条の四第一項の規定にかかわらず、その者のために当該敷地に当該交通確保施設の所有を目的とする民法(明治二十九年法律第八十九号)第二百六十九条の二第一項の地上権を設定することができる。

3 国有財産法第二十四条及び第二十五条並びに地方自治法第二百三十八条の五第四項から第六項までの規定は、前項の規定による地上権の設定について準用する。

(道路一体建物に関する協定)

第四十七条の八 道路管理者は、道路の区域を立体的区域とした道路と当該道路の区域外に新築される建物とが一体的な構造となることについて、

当該建物を新築してその所有者になろうとする者との協議が成立したときは、次に掲げる事項を定めた協定（以下この節において「協定」という。）を締結して、当該道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理を行うことができる。この場合において、道路の管理上必要があると認めるときは、協定に従つて、当該建物の管理を行うことができる。

一 協定の目的となる建物（以下「道路一体建物」という。）

二 道路一体建物の新築及びこれに要する費用の負担

三 次に掲げる事項及びこれらに要する費用の負担

イ 道路一体建物に関する道路の管理上必要な行為の制限

ロ 道路の管理上必要な道路一体建物への立入り

ハ 道路に関する工事又は道路一体建物に関する工事が行われる場合の調整

ニ 道路又は道路一体建物に損害が生じた場合の措置

四 協定の有効期間

五 協定に違反した場合の措置

六 協定の揭示方法

七 その他道路一体建物の管理に関し必要な事項

2 道路管理者は、協定を締結したときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公示し、かつ、当該協定の写しを道路管理者の事務所に備えて一般の閲覧に供するとともに、協定において定めるところにより、道路一体建物又はその敷地内の見やすい場所に、道路管理者の事務所においてこれを閲覧に供している旨を掲示しなければならない。

（道路保全立体区域）

第四十七条の十一 道路管理者は、道路の区域を立体的区域とした道路について、当該道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要があると認めるときは、当該道路の上下の空間又は地下について、上下の範囲を定めて、道路保全立体区域の指定をすることができる。

2 道路保全立体区域の指定は、当該道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要な最小限度の上下の範囲に限つてするものとする。

3 道路管理者は、道路保全立体区域の指定をしようとする場合においては、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。その指定を変更し、又は解除しようとする場合においても、同様とする。

（自動車専用道路の指定）

第四十八条の二 道路管理者は、交通が著しくふくそうして道路における車両の能率的な運行に支障のある市街地及びその周辺の地域において、交通の円滑を図るために必要があると認めるときは、まだ供用の開始（他の道路と交差する部分について第十八条第二項ただし書の規定によりあつたものとみなされる供用の開始及び自動車のみ的一般交通の用に供する供用の開始を除く。次項において同じ。）がない道路（高速自動車国道を除く。）について、自動車のみ的一般交通の用に供する道路を指定することができる。この場合において、当該道路に二以上の道路管理者（当該

道路と交差する道路の道路管理者を除く。)があるときは、それらの道路管理者が共同して当該指定をするものとする。

2 道路管理者は、交通が著しくふくそうし、又はふくそうすることが見込まれることにより、車両の能率的な運行に支障があり、若しくは道路交通騒音により生ずる障害があり、又はそれらのおそれがある道路(高速自動車国道及び前項の規定により指定された道路を除く。以下この項において同じ。)の区間内において、交通の円滑又は道路交通騒音により生ずる障害の防止を図るために必要があると認めるときは、当該道路(まだ供用の開始がないものに限る。)又は道路の部分について、区域を定めて、自動車のみ的一般交通の用に供する道路又は道路の部分指定することができる。ただし、通常他に道路の通行の方法があつて、自動車以外の方法による通行に支障のない場合に限る。

3 道路管理者は、第一項又は前項の規定による指定をしようとする場合においては、一般自動車道(道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)

第二条第八項に規定する一般自動車道をいう。以下次条中同じ。)との調整について特に考慮を払わなければならない。
4 道路管理者は、第一項又は第二項の規定による指定をしようとする場合においては、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。その指定を解除しようとする場合においても、同様とする。

(道路等との交差等)

第四十八条の十四 道路管理者は、前条第一項から第三項までの規定による指定をした、又はしようとする道路又は道路の部分道路等と交差させようとする場合においては、当該道路又は道路の部分の安全な交通が確保されるよう措置しなければならない。

2 道路等の管理者は、道路等を前条第一項の規定を受けた道路若しくは道路の部分(以下「自転車専用道路」という。)、同条第二項の規定による指定を受けた道路若しくは道路の部分(以下「自転車歩行者専用道路」という。)、又は同条第三項の規定による指定を受けた道路若しくは道路の部分(以下「歩行者専用道路」という。)(以下これらを「自転車専用道路等」と総称する。)と交差させようとする場合においては、当該自転車専用道路等の安全な交通が確保されるよう措置しなければならない。

(利便施設協定の締結等)

第四十八条の二十 道路管理者は、その管理する道路に並木、街灯その他道路の通行者又は利用者の利便の確保に資するものとして政令で定める工作物又は施設を設けることが当該道路の構造又は周辺の土地利用の状況により困難である場合において、当該道路の通行者又は利用者の利便の確保のため必要があると認めるときは、当該道路の区域外にあるそれらの工作物又は施設(以下この項において「道路外利便施設」という。)について、道路外利便施設所有者等(当該道路外利便施設の所有者又は当該道路外利便施設の敷地である土地(建築物その他の工作物に道路外利便施設が設けられている場合にあつては、当該建築物その他の工作物のうち当該道路外利便施設に係る部分)の所有者若しくは使用及び収益を目的とする権利(臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。))を有する者をいう。次項及び第四十八条の二十二において同じ。)との間において、次に掲げる事項を定めた協定(以下この節において「利便施設協定」という。)を締結して、当該道路外利便施設の管理を行うことができる。

一 利便施設協定の目的となる道路外利便施設(以下「協定利便施設」という。)

二 協定利便施設の管理の方法

- 三 利便施設協定の有効期間
- 四 利便施設協定に違反した場合の措置
- 五 利便施設協定の掲示方法
- 六 その他協定利便施設の管理に関し必要な事項
- 2 利便施設協定については、道路外利便施設所有者等の全員の合意がなければならない。

(利便施設協定の縦覧等)

- 第四十八条の二十一 道路管理者は、利便施設協定を締結しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該利便施設協定を当該公告の日から二週間利害関係人の縦覧に供さなければならない。
- 2 前項の規定による公告があつたときは、利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該利便施設協定について、道路管理者に意見書を提出することができる。
- 3 道路管理者は、利便施設協定を締結したときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公示し、かつ、当該利便施設協定の写しを道路管理者の事務所に備えて一般の閲覧に供するとともに、利便施設協定において定めるところにより、協定利便施設又はその敷地内の見やすい場所に、道路管理者の事務所においてこれを閲覧に供している旨を掲示しなければならない。
- 4 前条第二項及び前三項の規定は、利便施設協定において定めた事項の変更について準用する。

(利便施設協定の効力)

第四十八条の二十二 前条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による公示のあつた利便施設協定は、その公示のあつた後において協定利便施設の道路外利便施設所有者等となつた者に対しても、その効力があるものとする。

(道路協力団体の指定)

- 第四十八条の二十三 道路管理者は、次条に規定する業務を適正かつ確実にを行うことができるものと認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、道路協力団体として指定することができる。
- 2 道路管理者は、前項の規定による指定をしたときは、当該道路協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。
- 3 道路協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を道路管理者に届け出なければならない。
- 4 道路管理者は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(道路協力団体の業務)

- 第四十八条の二十四 道路協力団体は、当該道路協力団体を指定した道路管理者が管理する道路について、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 道路管理者に協力して、道路に関する工事又は道路の維持を行うこと。

- 二 前号に掲げるもののほか、安全かつ円滑な道路の交通の確保又は道路の通行者若しくは利用者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設であつて国土交通省令で定めるものの設置又は管理を行うこと。
- 三 道路の管理に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- 四 道路の管理に関する調査研究を行うこと。
- 五 道路の管理に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
- 六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(監督等)

- 第四十八条の二十五 道路管理者は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、道路協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。
- 2 道路管理者は、道路協力団体が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、道路協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
 - 3 道路管理者は、道路協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。
 - 4 道路管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

第四十八条の二十六 国土交通大臣又は道路管理者は、道路協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

(道路協力団体に対する道路管理者の承認等の特例)

第四十八条の二十七 道路協力団体が第四十八条の二十四各号に掲げる業務として行う国土交通省令で定める行為についての第二十四条本文並びに第三十二条第一項及び第三項の規定の適用については、道路協力団体と道路管理者との協議が成立することをもつて、これらの規定による承認又は許可があつたものとみなす。

(踏切道の改良への協力)

第四十八条の二十八 道路協力団体は、踏切道改良促進法(昭和三十六年法律第九十五号)第四条第六項(同条第十三項において準用する場合を含む。)に規定する同意をした同条第一項に規定する地方踏切道改良計画又は同法第五条第三項(同条第六項において準用する場合を含む。)において準用する同法第四条第六項に規定する同意をした同法第五条第一項に規定する国踏切道改良計画(以下この条において「同意地方踏切道改良計画等」という。)に道路協力団体の協力が必要な事項が記載されたときは、当該同意地方踏切道改良計画等に基づき鉄道事業者及び道路管理者が実施する踏切道(同法第二条に規定する踏切道をいう。)の改良に協力するものとする。

(道路の管理に関する費用負担の原則)

第四十九条 道路の管理に関する費用は、この法律及び公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法並びに他の法律に特別の規定がある場合を除くほか、当該道路の道路管理者の負担とする。

(国道の管理に関する費用負担の特例等)

第五十条 国道の新設又は改築に要する費用は、国土交通大臣が当該新設又は改築を行う場合においては国がその三分の二を、都道府県がその三分の一を負担し、都道府県が当該新設又は改築を行う場合においては国及び当該都道府県がそれぞれその二分の一を負担するものとする。

2 指定区間内の国道の災害復旧に要する費用は、国がその十分の五・五を、都道府県がその十分の四・五を負担する。

3 第十三条第二項の規定による指定区間内の国道の維持、修繕及び災害復旧以外の管理に要する費用は、当該都道府県又は指定市の負担とする。

4 第十三条第三項の規定による指定区間外の国道の災害復旧に関する工事に要する費用は、当該都道府県の負担とする。

5 第四十八条の十九第一項の規定による指定区間外の国道の維持に要する費用は、当該指定区間外の国道の道路管理者である都道府県の負担とする。

6 第一項の場合において、国道の新設又は改築によつて他の都道府県も著しく利益を受けるときは、国土交通大臣は、政令で定める基準により、その利益を受ける限度において、当該国道の所在する都道府県の負担すべき負担金の一部を著しく利益を受ける他の都道府県に分担させることができる。

7 前項の規定により国土交通大臣が著しく利益を受ける他の都道府県に国道の所在する都道府県の負担すべき負担金の一部を分担させようとする場合においては、国土交通大臣は、関係都道府県の意見を聴かなければならない。

(国土交通大臣が行う都道府県道又は市町村道に係る工事等に関する費用負担)

第五十一条 第十七条第六項の規定により国土交通大臣が行う都道府県道又は市町村道を構成する施設又は工作物の改築に関する工事に要する費用は、国が補助金相当額（都道府県又は市町村が自ら当該工事をを行うこととした場合に第五十六条の規定により国が当該都道府県又は市町村に補助することができる金額に相当する額をいう。以下この項において同じ。）を、当該都道府県又は市町村が当該工事に要する費用の額から補助金相当額を控除した額を負担する。

2 第十七条第六項の規定により国土交通大臣が行う都道府県道又は市町村道を構成する施設又は工作物の修繕に関する工事に要する費用は、当該都道府県又は市町村の負担とする。

3 第四十八条の十九第一項の規定により国土交通大臣が行う都道府県道又は市町村道の維持又は災害復旧に関する工事に要する費用は、当該都道府県又は市町村の負担とする。

(市町村の分担金)

第五十二条 前三条の規定により都道府県の負担する費用のうち、その工事又は維持で当該都道府県の区域内の市町村を利するものについては、当該工事又は維持による受益の限度において、当該市町村に対し、その工事又は維持に要する費用の一部を負担させることができる。

2 前項の費用について同項の規定により市町村が負担すべき金額は、当該市町村の意見を聞いた上、当該都道府県の議会の議決を経て定めなければならない。

(負担金の納付又は支出)

第五十三条 国土交通大臣が国道の新設若しくは改築を行う場合、指定区間内の国道の災害復旧を行う場合、指定区間外の国道の維持若しくは災害復旧に関する工事を行う場合、都道府県道若しくは市町村道の維持若しくは災害復旧に関する工事を行う場合又は都道府県道若しくは市町村道を構成する施設若しくは工作物の改築若しくは修繕に関する工事を行う場合においては、まず全額国費をもってこれを行った後、都道府県又は市町村は、政令で定めるところにより、第五十条第一項、第二項若しくは第四項から第六項まで又は第五十一条の規定に基づく負担金を国庫に納付しなければならない。

2 都道府県が国道の新設又は改築を行う場合においては、国は第五十条第一項の規定に基づく負担金を、同条第六項の規定により分担を命ぜられた他の都道府県は当該規定による分担金を、政令で定めるところにより、当該都道府県に対して支出しなければならない。

3 前条第一項の規定による市町村の分担金は、政令で定めるところにより、都道府県に納付しなければならない。

(共用管理施設の管理に要する費用)

第五十四条の二 第四十九条から第五十一条までの規定により国又は地方公共団体の負担すべき道路の管理に関する費用で共用管理施設に関するものについては、共用管理施設関係道路管理者は、協議してその分担すべき金額及びその分担の方法を定めることができる。

2 第十九条の二第二項の規定は、前項の規定による協議が成立しない場合について準用する。

3 第七条第六項の規定は、前項において準用する第十九条の二第二項の規定による国土交通大臣又は都道府県知事の裁定について準用する。この場合において、第七条第六項中「国土交通大臣」とあるのは「国土交通大臣又は都道府県知事」と、「関係都道府県知事」とあるのは「共用管理施設関係道路管理者」と、「当該都道府県の議会」とあるのは「道路管理者である地方公共団体の議会」と読み替えるものとする。

4 第二項において準用する第十九条の二第二項の規定により国土交通大臣又は都道府県知事が裁定をした場合においては、第一項の規定の適用については、共用管理施設関係道路管理者の協議が成立したものとみなす。

(道路に関する費用の補助)

第五十六条 国は、国土交通大臣の指定する主要な都道府県道若しくは市道を整備するために必要がある場合、第七十七条の規定による道路に関する調査を行うために必要がある場合又は資源の開発、産業の振興、観光その他国の施策上特に道路を整備する必要があると認められる場合においては、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、当該道路の新設又は改築に要する費用についてはその二分の一以内を、道路に関する調査に要する費用についてはその三分の一以内を、指定区間外の国道の修繕に要する費用についてはその二分の一以内を道路管理者に対して、補

助することができる。

(道路管理者以外の者の行う工事等に要する費用)

第五十七条 第二十四条の規定により道路管理者以外の者の行う道路に関する工事又は道路の維持に要する費用は、同条の規定により道路管理者の承認を受けた者又は道路の維持を行う者が負担しなければならない。

(原因者負担金)

第五十八条 道路管理者は、他の工事又は他の行為により必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持の費用については、その必要を生じた限度において、他の工事又は他の行為につき費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする。

2 前項の場合において、他の工事が河川工事であるときは、道路に関する工事の費用については、河川法第六十八条の規定は、適用しない。

(附帯工事に要する費用)

第五十九条 道路に関する工事に因り必要を生じた他の工事又は道路に関する工事を施行するために必要を生じた他の工事に要する費用は、第三十条第一項及び第三項の規定による許可に附した条件に特別の定がある場合並びに第三十五条の規定による協議による場合を除く外、その必要を生じた限度において、この法律の規定に基づいて道路に関する工事について費用を負担すべき者がその全部又は一部を負担しなければならない。

2 前項の場合において、他の工事が河川工事であるときは、他の工事に要する費用については、同項の規定は、適用しない。

3 道路管理者は、第一項の道路に関する工事が他の工事又は他の行為のため必要となつたものである場合においては、同項の他の工事に要する費用の全部又は一部を、その必要を生じた限度において、その原因となつた工事又は行為につき費用を負担する者に負担させることができる。

(他の工作物の管理者の行う道路に関する工事に要する費用)

第六十条 第二十一条の規定によつて道路管理者が他の工作物の管理者に施行させた道路に関する工事に要する費用は、この法律の規定に基づいて当該道路に関する工事について費用を負担すべき者が負担しなければならない。但し、当該他の工作物の管理者が当該道路に関する工事に因り利益を受けた場合においては、当該他の工作物の管理者に対し、その受けた利益の限度において、当該工事に要する費用の一部を負担させることができる。

(受益者負担金)

第六十一条 道路管理者は、道路に関する工事に因つて著しく利益を受ける者がある場合においては、その利益を受ける限度において、当該工事に要する費用の一部を負担させることができる。

2 前項の場合において、負担金の徴収を受ける者の範囲及びその徴収方法については、道路管理者である地方公共団体の条例(指定区間内の国道にあつては、政令)で定める。

(道路の占用に関する工事の費用)

第六十二条 道路の占用に関する工事に要する費用は、第五十九条の規定の適用がある場合を除き、道路の占用につき道路管理者の許可を受けた者が負担しなければならない。第三十八条第一項の規定により道路管理者が自ら道路の占用に関する工事を行う場合も、同様とする。

(収入の帰属)

第六十四条 第二十四条の二第一項の規定に基づく駐車料金及び同条第三項の規定に基づく割増金、第二十五条の規定に基づく料金、第四十八条の七第一項の規定に基づく連結料並びに第四十四条の二第七項、第五十八条から第六十一条まで及び第六十二条後段の規定に基づく負担金は、道路管理者の収入とし、第三十九条の規定に基づく占用料は、政令で定める区分に従い、道路管理者又は第十三条第二項の規定により指定区間内の国道の維持、修繕及び災害復旧以外の管理を行う都道府県若しくは指定市の収入とする。

2 第四十七条の二第三項の規定に基づく手数料は、同項の道路管理者の収入とし、第四十七条の三第七項の規定に基づく手数料は、国の収入とする。

(他人の土地の立入又は一時使用)

第六十六条 道路管理者又はその命じた者若しくはその委任を受けた者は、道路に関する調査、測量若しくは工事又は道路の維持のためやむを得ない必要がある場合においては、他人の土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。

2 前項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする場合においては、あらかじめ当該土地の占有者にその旨を通知しなければならない。但し、あらかじめ通知することが困難である場合においては、この限りでない。

3 前項の規定により宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入ろうとする場合においては、立入の際あらかじめその旨を当該土地の占有者に告げなければならない。

4 日出前及び日没後においては、占有者の承諾があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入つてはならない。

5 第一項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつた場合においては、これを呈示しなければならない。

6 第一項の規定により特別の用途のない他人の土地を材料置場又は作業場として一時使用しようとする場合においては、あらかじめ当該土地の占有者及び所有者に通知して、その者の意見を聞かなければならない。

7 第五項の規定による証票の様式その他必要な事項は、国土交通省令で定める。

(長時間放置された車両の移動等)

第六十七条の二 道路管理者又はその命じた者若しくはその委任を受けた者は、道路の改築、修繕若しくは災害復旧に関する工事又は除雪その他の

道路の維持の施行のため緊急やむを得ない必要がある場合においては、道路に長時間放置された車両について、現場に当該車両の運転をする者その他当該車両の管理について責任がある者がいないときに限り、当該車両が放置されている場所からの距離が五十メートルを超えない道路上の場所に当該車両を移動することができる。この場合において、当該車両が放置されている場所からの距離が五十メートルを超えない範囲の地域内の道路上に当該車両を移動する場所がないときは、自動車駐車場、空地、この項前段に規定する場所以外の道路上の場所その他の場所に当該車両を移動することができる。

2 道路管理者は、前項の規定により車両を移動し、又はその命じた者若しくはその委任を受けた者に車両を移動させようとするときは、あらかじめ、当該地域を管轄する警察署長の意見を聴かなければならない。

3 道路管理者は、第一項後段の規定により車両を移動したときは、当該車両を保管しなければならない。この場合において、道路管理者は、車両の保管の場所の形状、管理の態様等に応じ、当該車両に係る盗難等の事故の発生を防止するため、道路管理者が当該車両を保管している旨の表示、車輪止め装置の取付けその他の必要な措置を講じなければならない。

4 道路管理者は、前項の規定により車両を保管したときは、当該車両の所有者又は使用者（以下この条において「所有者等」という。）に対し、保管を始めた日時及び保管の場所を告知し、その他当該車両を所有者等に返還するため必要な措置を講じなければならない。この場合において、当該車両の所有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、政令で定めるところにより、政令で定める事項を公示しなければならない。

5 道路管理者は、車両が放置されていた場所における道路の改築、修繕若しくは災害復旧に関する工事が完了し、又は除雪その他の道路の維持の施行が終了した場合その他第三項の規定による保管を継続する必要がなくなつた場合においては、遅滞なく、同項の規定により保管した車両を当該車両が放置されていた場所又はその周辺の場所に移動しなければならない。

（非常災害時における土地の一時使用等）

第六十八条 道路管理者は、道路に関する非常災害のためやむを得ない必要がある場合においては、災害の現場において、必要な土地を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、収用し、若しくは処分することができる。

2 道路管理者は、非常災害に因り道路の構造又は交通に対する危険を防止するためやむを得ないと認められる場合においては、災害の現場に在る者又はその附近に居住する者を防ぎよに従事させることができる。

（損失の補償）

第六十九条 道路管理者は、第六十六条又は前条の規定による処分により損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 第四十四条第六項及び第七項の規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。

（道路の新設又は改築に伴う損失の補償）

第七十条 土地収用法第九十三条第一項の規定による場合の外、道路を新設し、又は改築したことに因り、当該道路に面する土地について、通路、みぞ、かき、さくその他の他の工作物を新築し、増築し、修繕し、若しくは移転し、又は切土若しくは盛土をするやむを得ない必要があると認められ

る場合においては、道路管理者は、これらの工事をする必要とする者（以下「損失を受けた者」という。）の請求により、これに要する費用の全部又は一部を補償しなければならない。この場合において、道路管理者又は損失を受けた者は、補償金の全部又は一部に代えて、道路管理者が当該工事を行うことを要求することができる。

2 前項の規定による損失の補償は、道路に関する工事の完了の日から一年を経過した後においては、請求することができない。

3 第一項の規定による損失の補償については、道路管理者と損失を受けた者とが協議しなければならない。

4 前項の規定による協議が成立しない場合においては、道路管理者又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法第九十四条の規定による裁決を申請することができる。

（道路管理者等の監督処分）

第七十一条 道路管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定によつて与えた許可、承認若しくは認定（以下この条及び第七十二条の二第一項において「許可等」という。）を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、道路（連結許可等に係る自動車専用道路と連結する施設を含む。以下この項において同じ。）に存する工作物その他の物件の改築、移転、除却若しくは当該工作物その他の物件により生ずべき損害を予防するために必要な施設をすること若しくは道路を原状に回復することを命ずることができる。

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反している者

二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可又は承認に付した条件に違反している者

三 偽りその他不正な手段によりこの法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可等を受けた者

2 道路管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可等を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は措置を命ずることができる。

一 道路に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合

二 道路の構造又は交通に著しい支障が生じた場合

三 前二号に掲げる場合のほか、道路の管理上の事由以外の事由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

3 第四十四条第四項又は前二項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなくて当該措置を命ずべき者を確知することができないときは、道路管理者は、その者の負担において、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、道路管理者又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行う旨を、あらかじめ公告しなければならない。

4 道路管理者（第九十七条の二の規定により権限の委任を受けた北海道開発局長を含む。以下この項及び次項において同じ。）は、その職員のうちから道路監理員を命じ、第二十四条、第三十二条第一項若しくは第三項、第三十七条、第四十条、第四十三条、第四十四条第三項若しくは第四項、第四十六条第一項若しくは第三項、第四十七条第三項、第四十七条の四第二項若しくは第四十八条第一項若しくは第二項の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反している者（第一項又は第二項の規定による道路管理者の処分に違反している者を含む。）に対して第一項の規定による

その違反行為若しくは工事の中止を命じ、又は道路に存する工作物その他の物件の改築、移転、除却若しくは当該工作物その他の物件により生ずべき損害を予防するために必要な施設をすること若しくは道路を原状に回復することを命ずる権限を行わせることができる。

5 道路管理者は、前項の規定により命じた道路監理員に第四十三条の二、第四十七条の四第一項、第四十八条第四項、第四十八条の十二又は第四十八条の十六の規定による権限を行わせることができる。

6 道路監理員は、前二項の規定による権限を行使する場合には、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

7 前項の規定による証票の様式その他必要な事項は、国土交通省令で定める。

(監督処分に伴う損失の補償等)

第七十二条 道路管理者は、第二十四条又は第三十二条第一項若しくは第三項の規定による承認又は許可を受けた者が前条第二項第二号又は第三号の規定による処分によつて通常受けるべき損失を補償しなければならない。

2 第四十四条第六項及び第七項の規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。

3 道路管理者は、第一項の規定による補償の原因となつた損失が前条第二項第三号の規定による処分によるものである場合においては、当該補償金額を当該事由を生じさせた者に負担させることができる。

(報告及び立入検査)

第七十二条の二 道路管理者は、この法律（次項に規定する規定を除く。）の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定による許可等を受けた者に対し、道路管理上必要な報告をさせ、又はその職員に、当該許可等に係る行為若しくは工事に係る場所若しくは当該許可等を受けた者の事務所その他の事業場に立ち入り、当該許可等に係る行為若しくは工事の状況若しくは工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 道路管理者は、第四十七条第二項及び第三項並びに第七十一条第一項（第四十七条第二項若しくは第三項又は第四十七条の二第一項の規定に係る場合に限る。）の規定の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、限度超過車両を所有し、若しくは通行させる者に対し、道路管理上必要な報告をさせ、又はその職員に、限度超過車両の所在する場所若しくは限度超過車両を所有し、若しくは通行させる者の事務所その他の事業場に立ち入り、限度超過車両の通行経路、通行時間その他の通行の方法の記録その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(負担金等の強制徴収)

第七十三条 この法律、この法律に基づく命令若しくは条例又はこれらによつてした処分により納付すべき負担金、占用料、駐車料金、割増金、料金又は連結料（以下これらを「負担金等」という。）を納付しない者がある場合においては、道路管理者は、督促状によつて納付すべき期限を指

定して督促しなければならない。

2 前項の場合においては、道路管理者は、条例（指定区間内の国道にあつては、政令）で定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。ただし、手数料の額は督促状の送付に要する費用を勘案して定め、延滞金は年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した額を超えない範囲内で定めなければならない。

3 第一項の規定による督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しない場合においては、道路管理者は、国税滞納処分の例により、前二項に規定する負担金等並びに手数料及び延滞金を徴収することができる。この場合における負担金等並びに手数料及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

4 手数料及び延滞金は、負担金等に先だつものとする。

5 負担金等並びに手数料及び延滞金を徴収する権利は、これらを行使することができる時から五年間行使しない場合においては、時効により消滅する。

（法令違反等に関する指示等）

第七十五条 国土交通大臣は、指定区間外の国道に関し、次に掲げる場合においては、当該指定区間外の国道の道路管理者に対して、その処分の取消し、変更その他必要な処分又はその工事の中止、変更、施行若しくは道路の維持のため必要な措置をすること（以下この条において「必要な処分等」という。）を指示することができる。

一 道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため特に必要があると認められる場合

二 道路管理者のした処分又は工事がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づいて国土交通大臣がした処分に違反すると認められる場合

2 国土交通大臣は都道府県道及び指定市の市道に関し、都道府県知事は指定市の市道以外の市町村道に関し、次の各号に掲げる場合においては、それぞれ当該道路の道路管理者に対して、当該各号に定める措置をすることができる。

一 道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため緊急の必要があると認められる場合 必要な処分等の指示

二 道路管理者のした処分又は工事がこの法律、この法律に基づく命令又はこれらに基づいて国土交通大臣若しくは都道府県知事がした処分に違反すると認められる場合 必要な処分等の要求（都道府県知事がするときは、勧告）

3 国土交通大臣は、指定市の市道以外の市町村道に関し、次の各号に掲げる場合においては、当該道路の道路管理者に対して、当該各号に定める措置をすることができる。

一 前項第一号に掲げる場合であつて特に必要があると認められる場合 必要な処分等の指示

二 前項第二号に掲げる場合であつて特に必要があると認められる場合 必要な処分等の要求

4 道路管理者は、国土交通大臣から前二項の規定による要求を受けたときは、必要な処分等を行わなければならない。

5 第一項から第三項までの規定による国土交通大臣又は都道府県知事の指示又は要求若しくは勧告により道路管理者が自己の処分を取り消し、又は変更したことにより、損失を受けた者がある場合においては、道路管理者は、損失を受けた者に対し通常生ずべき損失を補償しなければならない。

い。

6 第四十四条第六項及び第七項の規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。

(報告の提出)

第七十六条 道路管理者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を都道府県であつては国土交通大臣に、市町村である場合にあつては都道府県知事に報告しなければならない。

一 道路整備計画

二 道路に関する工事の施行実績

三 第三十一条第一項の規定による協議の内容

四 第三十九条第二項、第四十八条の七第二項又は第六十一条第二項の規定により定めた条例

(道路の附属物の新設又は改築)

第八十五条 国道に附属する道路の附属物の新設又は改築は、国土交通大臣が自ら行う国道の新設又は改築に伴う場合を除き、当該国道の道路管理者が行う。

2 都道府県道又は市町村道に附属する道路の附属物の新設又は改築は、当該都道府県道又は市町村道の道路管理者が行う。

3 道路の附属物の新設又は改築に要する費用は、道路の附属物の新設又は改築が国道の新設又は改築に伴うものである場合においては、当該国道の新設又は改築に要する費用を負担する者がその負担の割合に応じて負担し、その他の場合においては、道路管理者が負担する。

(国の行う事業等に対する負担金の徴収)

第八十六条 第三十五条に規定する事業に対する第五十八条から第六十一条まで及び第六十二条後段の規定による負担金並びに道路の占用に伴う道路に関する工事の費用の負担金の額の決定並びにその徴収方法については、これらの基準を政令で定めることができる。

2 道路管理者は、第三十五条に規定する事業について第五十八条の規定により負担金を徴収しようとする場合又は第六十一条第二項の規定による条例を制定し、若しくは改正しようとする場合においては、前項に規定する政令で定める基準の範囲内においてしなければならない。

(許可等の条件)

第八十七条 国土交通大臣及び道路管理者は、この法律の規定によつてする許可、認可又は承認には、第三十四条又は第四十七条の二第一項の規定による場合のほか、道路の構造を保全し、交通の危険を防止し、その他円滑な交通を確保するために必要な条件を附することができる。

2 前項の規定による条件は、当該許可、認可又は承認を受けた者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

(道路予定区域)

第九十一条 第十八条第一項の規定により道路の区域が決定された後道路の供用が開始されるまでの間は、何人も、道路管理者（国土交通大臣が自ら道路の新設又は改築を行う場合における国土交通大臣を含む。以下この条及び第九十六条第五項後段において同じ。）が当該区域についての土地に関する権原を取得する前においても、道路管理者の許可を受けなければ、当該区域内において土地の形質を変更し、工作物を新築し、改築し、増築し、若しくは大修繕し、又は物件を付加増置してはならない。

2 道路の区域が決定された後道路の供用が開始されるまでの間においても、道路管理者が当該区域についての土地に関する権原を取得した後においては、当該区域又は当該区域内に設置された道路の附属物となるべきもの（以下「道路予定区域」という。）については、第四条、第三章第三節、第四十三条、第四十四条、第四十四条の二、第四十七条の十一、第四十八条、第七十一条、第七十二条、第七十二条の二（第二項を除く。）、第七十三条、第七十五条、第八十七条及び次条から第九十五条までの規定を準用する。

3 第一項の規定による制限により損失を受ける者がある場合においては、道路管理者は、その者に対して通常受けるべき損失を補償しなければならない。

4 第四十四条第六項及び第七項の規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。

（不用物件の管理又は交換）

第九十二条 道路の供用の廃止又は道路の区域の変更があつた場合においては、当該道路を構成していた不用となつた敷地、支壁その他の物件（以下「不用物件」という。）は、従前当該道路を管理していた者が一年をこえない範囲内において政令で定める期間、管理しなければならない。

2 第四条の規定は、前項の期間が満了するまでは、不用物件について準用する。

3 第一項の不用物件は、土地収用法第六十六条の規定の適用については、同項に規定する期間内においては、不用物件とならないものとみなす。

4 道路管理者は、路線の変更又は区域の変更に因り、新たに道路を構成する敷地その他の物件を取得する必要がある場合において、これらの物件及び不用物件の所有者並びに当該物件について抵当権、賃借権、永小作権その他所有権以外の権利を有する者の同意があるときは、第一項の期間内においても、不用物件とこれらの物件とを交換することができる。

（不用物件の使用）

第九十三条 不用物件を他の道路の新設又は区域の変更のために使用する必要がある場合であつて、且つ、当該不用物件が当該道路の区域内にある場合において、当該道路の道路管理者がその旨を前条第一項の期間内に当該不用物件の管理者に申し出たときは、当該不用物件の管理者は、これを当該道路管理者に引き渡さなければならない。

（都道府県公安委員会との調整）

第九十五条の二 道路管理者は、第四十五条第一項の規定により道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。以下この項において同じ。）に区画線（道路交通法第二条第二項の規定により同条第一項第十六号の道路標示とみなされるものに限る。以下この条において同じ。）を設け、第四十六条第一項若しくは第三項若しくは第四十七条第三項の規定により道路の通行を禁止し、若しくは制限し、又は横断歩道橋を設け、道路の交

差部分及びその付近の道路の部分の改築で政令で定めるもの若しくは歩行安全改築を行い、若しくは道路上に道路の附属物である自動車駐車を設けようとするときは、当該地域を管轄する都道府県公安委員会の意見を聴かなければならない。ただし、第四十六条第一項の規定により道路の通行を禁止し、又は制限しようとする場合において、緊急を要するためやむを得ないと認められるときは、この限りでないものとし、この場合には、事後において、速やかに当該禁止又は制限の内容及び理由を通知しなければならない。

2 道路管理者は、道路の区域を立体的区域として決定し、若しくは変更し、第四十八条の二第一項若しくは第二項の規定による自動車専用道路の指定をし、第四十五条第一項の規定により自動車専用道路に区画線を設け、第四十六条第一項若しくは第三項の規定により自動車専用道路の通行を禁止し、若しくは制限し、又は自動車専用道路が他の道路に連絡する位置を定めようとするときは、当該地域を管轄する都道府県公安委員会に協議しなければならぬ。前項ただし書の規定は、道路管理者が第四十六条第一項の規定により自動車専用道路の通行を禁止し、又は制限しようとする場合について準用する。

(不服申立て)

第九十六条 第四十六条第二項又は第六十八条第一項若しくは第二項の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為（以下この条において「処分」という。）については、審査請求をすることができない。

2 前項に規定する処分を除くほか、都道府県又は市町村である道路管理者がこの法律に基づいてした処分に不服がある者は、当該都道府県の知事又は当該市町村の長に対して審査請求をし、その裁決に不服がある者は、都道府県である道路管理者がした処分については国土交通大臣に対して、市町村である道路管理者がした処分については都道府県知事に対して再審査請求をすることができぬ。

3 第一項に規定する処分を除くほか、第二十条の規定による協議に基づき都道府県、市町村その他の公共団体である他の工作物の管理者が道路管理者に代わつてした処分に不服がある者は、当該公共団体の長に対して審査請求をし、その裁決に不服がある者は、都道府県である他の工作物の管理者がした処分については国土交通大臣及び当該他の工作物に関する主務大臣に対して、その他の者がした処分については都道府県知事に対して再審査請求をすることができぬ。

4 第一項に規定する処分を除くほか、第二十条の規定による協議に基づき他の工作物の管理者である主務大臣又はその地方支分部局の長が道路管理者に代わつてした処分に不服がある者は、国土交通大臣及び当該他の工作物に関する主務大臣に対して審査請求をすることができぬ。

5 道路管理者が第三十二条第一項若しくは第三項（第九十一条第二項において準用する場合を含む。）又は第四十八条の五第一項若しくは第三項の規定による許可の申請書を受理した日から三月を経過してもなおその申請に対する何らの処分をしないときは、許可を申請した者は、道路管理者がその許可を拒否したものとみなして、審査請求をすることができぬ。道路管理者が第九十一条第一項の規定による許可の申請書を受理した日から三十日を経過してもなおその申請に対する何らの処分をしないときも、同様とする。

第三百三条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三十二条第三項（第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して道路又は道路予定区域を占用した者
- 二 第三十九条の九（第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による道路管理者の命令に違反した者

- 三 第四十六条第一項又は第二項の規定による禁止又は制限に違反して道路を通行した者
- 四 第四十六条第三項の規定による禁止又は制限に違反して水底トンネルを通行した者
- 五 第四十七条第三項の規定による禁止若しくは制限に違反し、又は同項の規定により通行が禁止され、若しくは制限されている道路の通行に關し第四十七条の二第一項の規定により道路管理者が付した条件に違反して道路を通行した者
- 六 第四十七条第二項の規定に違反し、又は同条第一項の政令で定める最高限度を超える車両の通行に關し第四十七条の二第一項の規定により道路管理者が付した条件に違反して車両を通行させている者に対する第四十七条の四第一項の規定による道路管理者の命令（第七十一条第五項の規定による道路監視員の命令を含む。）に違反した者
- 七 第六十七条の規定に違反して土地の立入り又は一時使用を拒み、又は妨げた者
- 八 第九十一条第一項の規定に違反した者

第百四条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

- 一 第四十七条第二項の規定に違反し、又は同条第一項の政令で定める最高限度を超える車両の通行に關し第四十七条の二第一項の規定により道路管理者が付した条件に違反して車両を通行させた者
- 二 第四十七条の二第六項の規定に違反して許可証を備え付けなかつた者
- 三 第四十七条の四第二項の規定による道路管理者の命令に違反した者
- 四 第七十一条第一項又は第二項（第九十一条第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による道路管理者の命令に違反した者
- 五 第七十一条第四項（第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による道路監視員の命令に違反した者

第百五条 第四十三条の二、第四十八条第四項、第四十八条の十二若しくは第四十八条の十六の規定による道路管理者の命令又は第四十七条第四項の規定による政令で定める基準を超える車両を通行させている者に対する第四十七条の四第一項の規定による道路管理者の命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。第七十一条第五項の規定による道路監視員の命令に違反した者についても、同様とする。

第百六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第四十四条第四項又は第四十八条第二項（第九十一条第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による道路管理者の命令に違反した者
- 二 第七十二条の二第一項又は第二項の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、若しくは妨げた者

二 都道府県道又は市町村道 災害復旧に関する工事

第二十四条中「若しくは第六項」を、「第六項若しくは第七項」に改める。

第二十四条の二第一項中「。第三項」の下に、「(第四十八条の三十五第三項において準用する場合を含む。)」を、「第四十八条の七第一項」の下に、「、第四十八条の三十五第一項」を加える。

第二十七条第三項中「又は」を「若しくは」に改め、「場合」の下に「又は同条第七項の規定により指定区間外の国道、都道府県道若しくは市町村道の維持若しくは都道府県道若しくは市町村道の災害復旧に関する工事を行う場合」を加える。

第三十二条第一項第三号中「軌道」の下に、「自動運行補助施設」を加え、同項第七号中「を除く外」を「のほか」に、「虞」を「おそれ」に改める。

第三十三条第二項中「次に掲げる工作物」の下に、「物件」を加え、同項第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 前条第一項第一号又は第四号から第七号までに掲げる工作物、物件又は施設のうち、歩行者の利便の増進に資するものとして政令で定めるもの(以下「歩行者利便増進施設等」という。)で、第四十八条の二十第一項に規定する歩行者利便増進道路(第四十八条の二十一の技術的基準に適合するものに限る。第四十八条の二十三第一項、第三項及び第五項、第四十八条の二十四第一項並びに第四十八条の二十七第二項第二号において同じ。)の区域のうち、道路管理者が歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導するために指定した区域(以下「利便増進誘導区域」という。)内に設けられるもの(道路の機能又は道路交通環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であつて当該歩行者利便増進施設等の設置に伴い必要となるものが併せて講じられるものに限る。)

第三十三条第二項に次の一号を加える。

五 前条第一項第三号に掲げる自動運行補助施設で、自動車の自動運転に係る技術の活用による地域における持続可能な公共交通網の形成又は物資の流通の確保、自動車技術の発達その他安全かつ円滑な道路の交通の確保を図る活動を行うことを目的とする法人又はこれに準ずるものとして国土交通省令で定める者が設けるもの

第三十三条に次の四項を加える。

3 道路管理者は、利便増進誘導区域を指定しようとするときは、あらかじめ、当該利便増進誘導区域を管轄する警察署長に協議しなければならない。

4 道路管理者は、利便増進誘導区域を指定しようとするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

5 前二項の規定は、利便増進誘導区域の指定の変更又は解除について準用する。

6 第二項の規定による許可(同項第三号に係るものに限る。)に係る前条第二項及び第八十七条第一項の規定の適用については、前条第二項中「申請書」とあるのは「申請書に、次条第二項第三号の措置を記載した書面を添付して、」と、第八十七条第一項中「円滑な交通を確保する」とあるのは「円滑な交通を確保し、又は道路の機能若しくは道路交通環境の維持及び向上を図る」とする。

第四十五条の次に次の一条を加える。
(自動運行補助施設の性能の基準等)

第四十五条の二 道路の附属物である自動運行補助施設の性能の基準その他自動運行補助施設に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

2 道路管理者は、道路の附属物である自動運行補助施設を設置した場合においては、当該自動運行補助施設の性能、当該自動運行補助施設を設置した道路の場所その他必要な事項を、国土交通省令で定めるところにより、公示しなければならない。公示した事項を変更した場合においても、同様とする。

第三章第八節第四十八条の二十八を第四十八条の五十一とする。

第四十八条の二十七中「第四十八条の二十四各号」を「第四十八条の四十七各号」に改め、同条を第四十八条の五十とし、第四十八条の二十六を第四十八条の四十九とし、第四十八条の二十三から第四十八条の二十五までを二十三条ずつ繰り下げる。

第三章第八節を同章第十三節とする。

第三章第七節第四十八条の二十二を第四十八条の三十九とし、第四十八条の二十一を第四十八条の三十八とする。

第四十八条の二十第一項中「第四十八条の二十二」を「第四十八条の三十九」に改め、同条を第四十八条の三十七とする。

第三章第七節を同章第十一節とし、同節の次に次の一節を加える。

第十二節 自動車駐車場等運営事業

(自動車駐車場等運営事業に関する料金の徴収の特例)

第四十八条の四十 道路管理者は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第一百七号。以下「民間資金法」という。)第十九条第一項の規定により自動車駐車場等運営権(自動車駐車場等運営事業(自動車駐車場等の運営等(民間資金法第二条第六項に規定する運営等をいう。以下この項において同じ。))であつて、当該自動車駐車場等の利用に係る料金(以下「利用料金」という。))を当該運営等を行う者が自らの収入として收受するもの及びこれに附帯する事業をいう。以下同じ。)に係る公共施設等運営権(民間資金法第二条第七項に規定する公共施設等運営権をいう。)をいう。以下同じ。)を設定する場合には、第二十四条の二第一項及び第四十八条の三十五第一項の規定にかかわらず、当該自動車駐車場等運営権を有する者(以下「自動車駐車場等運営権者」という。)に当該自動車駐車場等運営事業に係る利用料金を自らの収入として收受させるものとする。

2 第二十四条の二第二項及び第三項の規定は道路の附属物である自動車駐車場又は自転車駐車場に係る前項の利用料金について、第四十八条の三十五第二項及び第三項の規定は特定車両停留施設に係る前項の利用料金について、それぞれ準用する。この場合において、第二十四条の二三項(第四十八条の三十五第三項において準用する場合を含む。)中「道路管理者」とあるのは、「第四十八条の四十第一項に規定する自動車駐車場等運営権者」と読み替えるものとする。

(民間資金法の特例)

第四十八条の四十一 道路管理者が民間資金法第五条第一項の規定により自動車駐車場等運営事業(特定車両停留施設に係るものに限る。)に係る実施方針を定める場合における民間資金法第十七条の規定の適用については、同条第二号中「内容」とあるのは、「内容(災害時における緊急輸送の確保その他交通の機能の維持に關し必要な措置を含む。)」とする。

2 道路管理者が民間資金法第二十二条第一項の規定により自動車駐車場等運営事業に係る公共施設等運営権実施契約を締結する場合における同項の規定の適用については、同項第一号中「方法」とあるのは「方法(災害時における緊急輸送の確保その他交通の機能の維持に關し必要な措置を含む。)」と、同項第三号中「公共施設等の利用に係る約款を定める場合には、その決定手続及び公表方法」とあるのは「供用約款

の決定手続及び公表方法並びに利用料金の公表方法」とする。

(利用料金の変更命令及び公示)

第四十八条の四十二 自動車駐車場等運営権を設定した道路管理者（以下「特定道路管理者」という。）は、自動車駐車場等運営権者から民間資金法第二十三条第二項の規定により届け出られた利用料金が第四十八条の四十第二項において準用する第二十四条の二第二項又は第四十八条の三十五第二項の規定に違反すると認めるときは、自動車駐車場等運営権者に対し、期限を定めて、その利用料金を変更すべきことを命ずることができる。

2 特定道路管理者は、自動車駐車場等運営権者から民間資金法第二十三条第二項の規定による届出を受けたときは、前項に規定する場合を除き、当該届出の内容を条例（国道にあつては、国土交通省令）で定める方法により公示しなければならない。

(国土交通大臣への通知)

第四十八条の四十三 指定区間外の国道の道路管理者は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に通知するものとする。

- 一 民間資金法第八条第一項の規定により自動車駐車場等運営事業を実施する民間事業者を選定したとき。
 - 二 自動車駐車場等運営事業に係る民間資金法第二十六条第二項の許可をしたとき。
 - 三 民間資金法第二十九条第一項の規定により自動車駐車場等運営権を取り消し、又はその行使の停止を命じたとき。
 - 四 公共施設等運営権の存続期間の満了に伴い、又は民間資金法第二十九条第四項の規定により自動車駐車場等運営権が消滅したとき。
- (自動車駐車場等運営権を設定した場合における読替え)

第四十八条の四十四 特定道路管理者が民間資金法第十九条第一項の規定により自動車駐車場等運営権を設定した場合における第二十四条の三及び第四十八条の三十六の規定の適用については、これらの規定中「事項」とあるのは「事項（同項に規定する利用料金に関する事項を除く。）」と、第二十四条の三中「前条第一項の規定により駐車料金を徴収する」とあり、及び第四十八条の三十六中「前条第一項の規定により停留料金を徴収する」とあるのは「第四十八条の四十第一項の規定により利用料金を收受させる」と、第二十四条の三の見出し中「駐車料金等」とあるのは「駐車することができ時間等」と、同条中「駐車料金、駐車する」とあるのは「駐車する」と、第四十八条の三十六の見出し中「停留料金等」とあるのは「停留することができ時間等」と、同条中「停留料金、停留する」とあるのは「停留する」とする。

(自動車駐車場等運営権者に対する道路管理者の承認等の特例)

第四十八条の四十五 自動車駐車場等運営権者とその運営する自動車駐車場等について行う国土交通省令で定める行為についての第二十四条本文並びに第三十二条第一項及び第三項の規定の適用については、自動車駐車場等運営権者と特定道路管理者との協議が成立することをもつて、これらの規定による承認又は許可があつたものとみなす。

第四十八条の十九第一項中「又は災害復旧に関する工事」を削り、「次の各号に掲げる道路について当該各号に定める管理」を「指定区間外の国道、都道府県道又は市町村道で次の各号のいずれかに該当するものの維持（道路の啓開のために行うものに限る。）」に、「及び」を「並びに」に改め、「第三項まで」の下に「及び第七項」を加え、同項各号を次のように改める。

- 一 重要物流道路
- 二 重要物流道路と交通上密接な関連を有する道路であつて、当該災害により当該重要物流道路の交通に著しい支障が生じた場合における貨物

積載車両の運行の確保を図るために当該重要物流道路に代わって必要となるものとして国土交通大臣が当該道路の道路管理者の同意を得てあらかじめ指定したもの

第四十八条の十九第二項中「又は災害復旧に関する工事」を削る。

第三章第六節の二を同章第八節とし、同節の次に次の二節を加える。

第九節 歩行者利便増進道路

(歩行者利便増進道路の指定)

第四十八条の二十 道路管理者は、道路の構造、車両及び歩行者の通行並びに沿道の土地利用の状況並びにこれらの将来の見通しその他の事情を勘案して、歩行者の安全かつ円滑な通行及び利便の増進を図り、快適な生活環境の確保及び地域の活力の創造に資するため、その管理する道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。以下この条において同じ。）のうち、歩行者の滞留の用に供する部分を確保し、及び歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導することが特に必要と認められるものについて、区間を定めて、歩行者利便増進道路として指定することができる。

2 道路管理者（市町村である道路管理者を除く。）は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該道路の存する市町村を統括する市町村長に協議しなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

3 指定市以外の市町村は、第一項の規定による指定をしようとするときは、当該市町村の区域内に存する都道府県が管理する道路であつて、当該指定をしようとする道路と歩行者の安全かつ円滑な通行及び利便の増進を図る上で密接な関連を有するものについて、区間を定めて、歩行者利便増進道路として併せて指定することができる。

4 指定市以外の市町村は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定に係る道路を管理する都道府県に協議し、その同意を得なければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

5 道路管理者は、第一項又は第三項の規定による指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止したときも、同様とする。

(歩行者利便増進道路の構造の基準)

第四十八条の二十一 歩行者利便増進道路に係る第三十条第一項及び第三項に規定する道路の構造の技術的基準は、これにより歩行者利便増進道路における歩行者の安全かつ円滑な通行及び利便の増進が図られるように定められなければならない。

(歩行者利便増進道路の管理の特例)

第四十八条の二十二 第四十八条の二十第三項の規定により都道府県が管理する道路を歩行者利便増進道路として指定した指定市以外の市町村は、当該歩行者利便増進道路の改築、維持若しくは修繕又は当該歩行者利便増進道路に附属する道路の附属物の新設若しくは改築のうち、歩行者の滞留の用に供する部分を確保するための歩道の拡幅その他の歩行者の利便の増進に資するものとして政令で定めるもの（第十七条第一項から第四項までの規定により指定市、指定市以外の市又は町村が行うこととされているものを除く。以下この条において「歩行者利便増進改築等」という。）を都道府県に代わって行うことが適当であると認められる場合においては、第十二条ただし書、第十三条第一項、第十五条並びに第八十五条第一項及び第二項の規定にかかわらず、都道府県に協議し、その同意を得て、これを行うことができる。

- 2 指定市以外の市町村は、前項の規定により歩行者利便増進改築等を行うとき、及び当該歩行者利便増進改築等の全部又は一部を完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。
- 3 指定市以外の市町村は、第一項の規定により歩行者利便増進改築等を行う場合においては、政令で定めるところにより、当該道路の道路管理者に代わつてその権限を行うものとする。
- 4 第一項の場合におけるこの法律の規定の適用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。
(公募対象歩行者利便増進施設等の公募占用指針)
第四十八条の二十三 道路管理者は、利便増進誘導区域において第三十二条第一項又は第三項の規定による許可の申請を行うことができる者を公募により決定することが、道路占有者の公平な選定を図るとともに、歩行者利便増進道路の歩行者の利便の増進を図る上で特に有効であると認められる歩行者利便増進施設等（以下「公募対象歩行者利便増進施設等」という。）について、道路の占用及び公募の実施に関する指針（以下「公募占用指針」という。）を定めることができる。
- 2 公募占用指針には、次に掲げる事項を定めなければならない。
 - 一 公募対象歩行者利便増進施設等の種類
 - 二 当該公募対象歩行者利便増進施設等のための道路の占用の場所
 - 三 当該公募対象歩行者利便増進施設等のための道路の占用の開始の時期
 - 四 道路の機能又は道路交通環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であつて当該公募対象歩行者利便増進施設等の設置に伴い必要となるもの
 - 五 第四十八条の二十六第一項の規定による認定の有効期間
 - 六 占用予定者（公募対象歩行者利便増進施設等に係る第三十二条第一項又は第三項の規定による許可の申請を行うことができる者をいう。以下同じ。）を選定するための評価の基準
 - 七 前各号に掲げるもののほか、公募の実施に関する事項その他必要な事項
- 3 前項第二号の場所は、第三十二条第一項又は第三項の規定による許可の申請を行うことができる者を公募により決定することができる者が歩行者利便増進道路の管理上適切でない場所として国土交通省令で定める場所については定めなければならないものとする。
- 4 第二項第五号の有効期間は、二十年を超えないものとする。
- 5 道路管理者は、公募占用指針を定め、又はこれを変更しようとする場合においては、あらかじめ、当該公募占用指針に係る歩行者利便増進道路の存する市町村を統括する市町村長（当該歩行者利便増進道路の道路管理者が市町村である場合の当該市町村を統括する市町村長を除く。）及び学識経験者の意見を聴かなければならない。
- 6 道路管理者は、公募占用指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公示しなければならない。
(歩行者利便増進計画の提出)
第四十八条の二十四 歩行者利便増進道路に公募対象歩行者利便増進施設等を設置するため道路を占用しようとする者は、公募対象歩行者利便増進施設等のための道路の占用に関する計画（以下「歩行者利便増進計画」という。）を作成し、第四十八条の二十六第一項の規定によるその歩

行者利便増進計画が適当である旨の認定を受けるための選定の手続に参加するため、これを道路管理者に提出することができる。

2 歩行者利便増進計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 第三十二条第二項各号に掲げる事項

二 道路の機能又は道路交通環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であつて公募対象歩行者利便増進施設等の設置に伴い講ずるもの

三 その他国土交通省令で定める事項

3 歩行者利便増進計画の提出は、道路管理者が公示する一月を下らない期間内に行わなければならない。

(占用予定者の選定)

第四十八条の二十五 道路管理者は、前条第一項の規定により公募対象歩行者利便増進施設等を設置するため道路を占用しようとする者から歩行者利便増進計画が提出されたときは、当該歩行者利便増進計画が次に掲げる基準に適合しているかどうかを審査しなければならない。

一 当該歩行者利便増進計画が公募占用指針に照らし適切なものであること。

二 当該歩行者利便増進施設等のための道路の占用が第三十二条第二項第二号から第七号までに掲げる事項について第三十三条第一項の政令で定める基準に適合することであること。

三 当該歩行者利便増進施設等のための道路の占用が道路の交通に著しい支障を及ぼすおそれが明らかでないこと。

四 当該歩行者利便増進計画を提出した者が不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかでないこと。

2 道路管理者は、前項の規定により審査した結果、歩行者利便増進計画が同項各号に掲げる基準に適合していると認められるときは、第四十八条の二十三第二項第六号の評価の基準に従つて、その適合していると認められた全ての歩行者利便増進計画について評価を行うものとする。

3 道路管理者は、前項の評価を行うおとする場合において、当該評価に係る歩行者利便増進計画に従つて公募対象歩行者利便増進施設等を設置する行為が道路交通法第七十七条第一項の規定の適用を受けるものであるときは、あらかじめ当該歩行者利便増進計画に記載された道路の占用の場所を管轄する警察署長に協議しなければならない。

4 道路管理者は、第二項の評価に従い、道路の機能を損なうことなく当該道路の歩行者の利便の増進を図る上で最も適切であると認められる歩行者利便増進計画を提出した者を占用予定者として選定するものとする。

5 道路管理者は、前項の規定により占用予定者を選定しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。

6 道路管理者は、第四項の規定により占用予定者を選定したときは、その者にその旨を通知しなければならない。

(歩行者利便増進計画の認定)

第四十八条の二十六 道路管理者は、前条第六項の規定により通知した占用予定者が提出した歩行者利便増進計画について、道路の場所を指定して、当該歩行者利便増進計画が適当である旨の認定をするものとする。

2 道路管理者は、前項の認定をしたときは、当該認定をした日及び認定の有効期間並びに同項の規定により指定した道路の場所を公示しなければならない。

(歩行者利便増進計画の変更等)

第四十八条の二十七 前条第一項の認定を受けた者(以下「認定計画提出者」という。)は、当該認定を受けた歩行者利便増進計画を変更しようとする場合には、道路管理者の認定を受けなければならない。

2 道路管理者は、前項の変更の認定の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合すると認める場合に限り、その認定をするものとする。

一 変更後の歩行者利便増進計画が第四十八条の二十五第一項第一号から第三号までに掲げる基準を満たしていること。

二 当該歩行者利便増進計画の変更をすることについて、歩行者利便増進道路の歩行者の利便の一層の増進に寄与するものと見込まれること又はやむを得ない事情があること。

3 前条第二項の規定は、第一項の変更の認定をした場合について準用する。

(公募を行った場合における道路の占用の許可)

第四十八条の二十八 認定計画提出者は、第四十八条の二十六第一項の認定(前条第一項の変更の認定を含む。第四項及び次条において「計画の認定」という。)を受けた歩行者利便増進計画(変更があつたときは、その変更後のもの。次項及び次条第二号において「認定歩行者利便増進計画」という。)に従つて公募対象歩行者利便増進施設等を設置しなければならない。

2 道路管理者は、認定計画提出者から認定歩行者利便増進計画に基づき第三十二条第一項又は第三項の規定による許可の申請があつた場合においては、これらの規定による許可を与えなければならない。

3 前項の規定による許可に係る第三十二条第二項及び第八十七条第一項の規定の適用については、第三十二条第二項中「申請書を」とあるのは「申請書に、第四十八条の二十四第二項第二号の措置を記載した書面を添付して、」と、第八十七条第一項中「円滑な交通を確保する」とあるのは「円滑な交通を確保し、又は道路の機能若しくは道路交通環境の維持及び向上を図る」とする。

4 計画の認定がされた場合においては、認定計画提出者以外の者は、第四十八条の二十六第一項の道路の場所については、第三十二条第一項又は第三項の規定による許可の申請をすることができない。

(地位の承継)

第四十八条の二十九 次に掲げる者は、道路管理者の承認を受けて、認定計画提出者が有していた計画の認定に基づく地位を承継することができる。

一 認定計画提出者の一般承継人

二 認定計画提出者から、認定歩行者利便増進計画に基づき設置又は管理が行われる公募対象歩行者利便増進施設等の所有権その他当該公募対象歩行者利便増進施設等の設置又は管理に必要な権原を取得した者

第十節 特定車両停留施設

(車両の種類)の指定)

第四十八条の三十 道路管理者は、また供用の開始がない特定車両停留施設について、国土交通省令で定めるところにより、特定車両のうち、当該特定車両停留施設を利用することができる車両の種類を指定するものとする。

2 道路管理者は、前項の規定による指定をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

らない。

(特定車両停留施設の構造等)

第四十八条の三十一 特定車両停留施設の構造及び設備の技術的基準は、特定車両停留施設を利用することができる特定車両の種類ごとに、国土交通省令で定める。

(車両の停留の許可)

第四十八条の三十二 特定車両停留施設に車両を停留させようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。ただし、道路交通法第三十九条第一項に規定する緊急自動車その他政令で定める車両については、この限りでない。

2 前項の許可を受けようとする者は、停留させる車両に係る事項、当該車両を停留させる日時その他特定車両停留施設を利用する特定車両の種類ごとに国土交通省令で定める事項を記載した申請書を道路管理者に提出しなければならない。

3 第一項の許可を受けた者は、当該許可の申請に係る前項に規定する事項を変更しようとする場合においては、あらかじめ道路管理者の許可を受けなければならない。

(特定車両の停留の許可基準)

第四十八条の三十三 道路管理者は、前条第一項又は第三項の許可をしようとするときは、次の基準によつて、これをしなければならない。

一 当該許可の申請に係る車両が特定車両のうち第四十八条の三十第一項の規定により指定した種類のものであること。

二 当該許可の申請に係る前条第二項に規定する事項が特定車両停留施設の構造の保全及び適正かつ合理的な利用の確保、安全かつ円滑な道路の交通の確保その他の観点から政令で定める基準に適合するものであること。

(利用の制限等の表示)

第四十八条の三十四 道路管理者は、特定車両停留施設の入口その他必要な場所に利用の禁止又は制限の対象を明らかにした道路標識を設けなければならない。

(特定車両停留施設の停留料金及び割増金)

第四十八条の三十五 道路管理者は、道路管理者である地方公共団体の条例(指定区間内の国道にあつては、政令)で定めるところにより、特定車両停留施設に特定車両を停留させる者から、停留料金を徴収することができる。ただし、道路交通法第三十九条第一項に規定する緊急自動車その他政令で定める車両を停留させる場合においては、この限りでない。

2 前項の停留料金の額は、次の原則によつて定めなければならない。

一 特定車両を停留させる特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

二 特定車両を停留させる者の負担能力に鑑み、その利用を困難にするおそれのないものであること。

三 特定車両停留施設を利用することができる特定車両と同一の種類の車両を同時に二両以上停留させる付近の施設で道路の区域外に設置されており、かつ、一般公衆の用に供するものの停留料金に比して著しく均衡を失しないものであること。

3 第二十四条の二第三項の規定は、第一項の停留料金を不法に免れた者について準用する。

(特定車両停留施設の停留料金等の公示)

第四十八条の三十六 道路管理者は、前条第一項の規定により停留料金を徴収する特定車両停留施設について、条例（国道にあつては、国土交通省令）で定めるところにより、停留料金、停留することができる時間その他特定車両停留施設の利用に關し必要な事項を公示しなければならない。

第三章第六節を同章第七節とする。

第四十八条の二第三項中「（昭和二十六年法律第八十三号）」を削り、「以下次条中」を「次条において」に改める。

第三章第五節を同章第六節とする。

第四十七条の八第一項第三号に次のように加える。

ホ 道路の附属物である自動車駐車場若しくは自転車駐車場又は特定車両停留施設（以下「自動車駐車場等」という。）と道路一体建物とが

一体的な構造となる場合であつて、当該自動車駐車場等と連絡する通路その他の当該道路一体建物の部分を当該自動車駐車場等の多数の利用者が利用すると見込まれるときは、当該部分の整備及び管理に係る措置

第三章第四節の二を同章第五節とする。

第五十条第五項及び第五十一条第三項中「第四十八条の十九第一項」を「第十七条第七項又は第四十八条の十九第一項」に改める。

第六十四条第一項中「同条第三項」の下に「（第四十八条の三十五第三項において準用する場合を含む。）」を加え、「連結料並びに」を「連結料、」に改め、「負担金」の下に「第四十八条の三十五第一項の規定に基づく停留料金並びに自動車駐車場等運営権の設定の対価」を加

える。

第七十三条第一項中「又は連結料」を「連結料又は停留料金」に改める。

第七十六条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 道路の附属物である自動運行補助施設の設置状況

第七十六条に次の一項を加える。

2 都道府県知事は、市町村である道路管理者から前項第三号に掲げる事項の報告を受けたときは、その内容を国土交通大臣に報告しなければならない。

第九十五条の二第一項中「若しくは制限し」の下に「、第四十八条の二十第一項若しくは第三項の規定による歩行者利便増進道路の指定をし」

を加え、「若しくは道路」を「道路」に改め、「自動車駐車場」の下に「を設け、若しくは道路に接して特定車両停留施設」を加える。

第九十七条第一項第一号中「第二十四条の二第一項及び第三項」の下に「（第四十八条の三十五第三項において準用する場合を含む。）」を、

「第四十七条の二第三項」の下に「、第四十八条の三十五第一項」を加え、同項第三号中「第十七条第四項」の下に「、第四十八条の二十第三項及び第四十八条の二十二第一項」を加える。

第九十九条中「第三十九条の五第一項」の下に「若しくは第四十八条の二十六第一項」を、「係る占用入札」の下に「若しくは公募（以下「占用入札等」という。）」を加え、「当該占用入札」を「当該占用入札等」に改める。

第百条中「占用入札」を「占用入札等」に改める。

第百三条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 第四十八条の三十二第一項又は第三項の規定に違反して特定車両停留施設に車両を停留させた者

○道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）（抄）

（高速自動車国道及び一般国道の構造の一般的技術的基準）

第三条の二 高速自動車国道又は一般国道を新設し、又は改築する場合におけるこれらの道路の構造の一般的技術的基準は、次条から第四十条までに定めるところによる。

（交通安全施設）

第三十一条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、さく、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で国土交通省令で定めるものを設けるものとする。

（都道府県道及び市町村道の構造の一般的技術的基準等）

第四十一条 都道府県道又は市町村道を新設し、又は改築する場合におけるこれらの道路の構造の一般的技術的基準については、第四条、第十二条、第三十五条第二項、第三項及び第四項（法第三十条第一項第十二号に掲げる事項に係る部分に限る。）、第三十九条第四項並びに前条第三項の規定を準用する。この場合において、第十二条中「第三種第五級」とあるのは、「第三種第五級又は第四種第四級」と読み替えるものとする。

2 法第三十条第三項の政令で定める基準については、第五条から第十一条の四まで、第十三条から第三十四条まで、第三十五条第一項及び第四項（法第三十条第一項第十二号に掲げる事項に係る部分を除く。）、第三十六条から第三十八条まで、第三十九条第一項から第三項まで、第五項及び第六項並びに前条第一項、第二項、第四項及び第五項の規定を準用する。この場合において、第五条第一項ただし書及び第五項、第十条の二三項ただし書並びに第十一条第四項ただし書中「第三種第五級」とあるのは「第三種第五級又は第四種第四級」と、第五条第三項中「及び第三種第五級」とあるのは「並びに第三種第五級及び第四種第四級」と、第九条第一項及び第十一条第一項中「第四種」とあるのは「第四種（第四級を除く。）」と、第十条第一項中「第三級」とあるのは「第三級及び第四級」と、第十一条第一項中「第三種」とあるのは「第三種若しくは第四種第四級の」と、同条第二項中「第三種」とあるのは「第三種又は第四種第四級」と、第十三条第一項中「上欄に掲げる値」とあるのは「上欄に掲げる値（当該道路が第四種第四級の道路である場合にあつては、一時間につき四十キロメートル、三十キロメートル又は二十キロメートル）」と、第三十一条の二中「主として」とあるのは「第四種第四級の道路又は主として」と、第三十七条中「一般国道」とあるのは「都道府県道」と、「都道府県道又は市町村道」とあり、及び「他の道路」とあるのは「市町村道」と、「当該部分」とあるのは「当該都道府県道」と読み替えるものとする。

○道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）（抄）

（手数料及び延滞金）

第十四条 法第八条第一項第二十七号又は第十七条第一項第二十三号の規定により道路法第四十七条の二第一項の許可に関する道路管理者の権限を機構等が代わつて行う場合における法第三十六条の規定により読み替えて適用する道路法第四十七条の二第三項の手数料の額は、当該受けようとする許可に係る一通行経路ごとに二百円とする。

2 法第四十五条第一項及び第四項において読み替えて準用する道路法第七十三条第二項並びに法第四十五条第二項の規定により読み替えて適用する道路法第七十三条第二項の規定により機構等が徴収する手数料の額は、督促状一通につき郵便法（昭和二十二年法律第六十五号）第二十一条第一項に規定する通常葉書の料金の額を超えない範囲内において国土交通大臣が定める額とする。

3 法第四十五条第一項及び第四項において読み替えて準用する道路法第七十三条第二項並びに法第四十五条第二項の規定により読み替えて適用する道路法第七十三条第二項の規定により機構等が徴収することができる延滞金は、当該督促に係る負担金等の額が千円以上である場合に徴収するものとし、その額は、納付すべき期限の翌日から負担金等の納付の日までの日数に応じ負担金等の額に年十・七五パーセントの割合を乗じて計算した額とする。この場合において、負担金等の額の一部につき納付があつたときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる負担金等の額は、その納付のあつた負担金等の額を控除した額による。

4 前項の延滞金は、その額が百円未満であるときは、徴収しないものとする。

（道路法の規定の適用についての技術的読替え）

第十五条 法の規定により機構及び会社又は地方道路公社が行う道路（高速自動車国道を除く。）の管理についての法第五十四条第一項の規定による道路法の規定の適用については、地方道路公社が行う道路（高速自動車国道を除く。）の管理について適用する場合において同法第三十二条第四項中「道路管理者」とあるのは「地方道路公社」とするほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる字句とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	次に掲げる場合の区分に応じて読み替える字句	
第二条第二項第二号	理者	道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二条第四項に規	地方道路公社
機構及び会社が 行う道路（高速自 動車国道を除く。） の管理につい て適用する場合	地方道路公社が 行う道路（高速自 動車国道を除く。） の管理につい て適用する場合		

	<p>第二条第二項第六号</p>	<p>第十八条第一項に規定する道路管理者</p>	<p>会社</p>	<p>定する会社（以下単に「会社」という。）</p>
<p>第十八条第一項</p>	<p>第十二条、第十三条第一項若しくは第三項、第十五条、第十六条又は前条第一項から第三項までの規定によつて道路を管理する者（指定区間内の国道にあつては国土交通大臣、指定区間外の国道にあつては都道府県。以下「道路管理者」という。）</p>	<p>独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構</p>	<p>地方道路公社</p>	
<p>第十九条の二第一項、第三十一条第一項、第二項及び第四項、第九十三条</p>	<p>当該道路の道路管理者</p>	<p>決定し、第十二条、第十三条第一項若しくは第三項、第十五条、第十六条又は前条第一項から第三項までの規定によつて道路を管理する者（指定区間内の国道にあつては国土交通大臣、指定区間外の国道にあつては都道府県。以下「道路管理者」という。）は</p>	<p>会社</p>	
<p>第十九条の二第一項</p>	<p>道路管理者（</p>	<p>道路管理者（当該他の道路が他の</p>	<p>地方道路公社</p>	<p>道路管理者（当該他の道路が道</p>

	第十九条の二第二項	第十九条の二第三項	第十九条の二第五項	第二十条第一項
	そのいずれかが国土交通大臣である場合を除き、共用管理施設関係道路管理者のいずれかが都道府県であるときは国土交通大臣に、その他のときは都道府県知事	国土交通大臣」とあるのは「国土交通大臣又は都道府県知事」と、「関係都道府県知事」とあるのは「共用管理施設関係道路管理者	共用管理施設関係道路管理者は	当該道路の道路管理者
<p>会社が管理する道路整備特別措置法第二十三条第一項第一号に規定する会社管理高速道路であるときは当該会社、同法第三十一条第一項に規定する公社管理道路であるときは地方道路公社。</p>	<p>当該他の道路の道路管理者が国土交通大臣である場合を除き、国土交通大臣</p>	<p>関係都道府県知事の」とあるのは「共用管理施設関係道路管理者の」と、「関係都道府県知事は」とあるのは「当該他の道路の道路管理者（地方公共団体であるものに限る。）は</p>	<p>当該道路の道路管理者及び当該他の道路の道路管理者は</p>	<p>独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は会社（他の工作物の管理者が当該会社であるときは、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構。以下この条において同じ。）</p>
<p>路整備特別措置法第二十三条第一項第一号に規定する会社管理高速道路であるときは会社、他の地方道路公社が管理する同法第三十一条第一項に規定する公社管理道路であるときは当該他の地方道路公社。</p>	<p>当該他の道路の道路管理者が国土交通大臣である場合を除き、国土交通大臣</p>	<p>関係都道府県知事の」とあるのは「共用管理施設関係道路管理者の」と、「関係都道府県知事は」とあるのは「当該他の道路の道路管理者（地方公共団体であるものに限る。）は</p>	<p>当該道路の道路管理者及び当該他の道路の道路管理者は</p>	<p>地方道路公社</p>

<p>第二十条第三項</p>	<p>国土交通大臣以外の道路管理者</p>	<p>独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は会社</p>	<p>地方道路公社</p>
<p>第二十条第四項及び第五項、第三十一条第三項</p>	<p>当該道路の道路管理者</p>	<p>独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構若しくは会社</p>	<p>地方道路公社</p>
<p>第二十条第四項</p>	<p>主務大臣又は都道府県知事</p>	<p>主務大臣</p>	<p>主務大臣</p>
<p>「関係都道府県知事は、」とあるのは「当該道路の道路管理者は、」と、「当該都道府県の議会の議決を経なければならない。」と</p>	<p>当該道路の道路管理者又は</p>	<p>独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構若しくは会社又は</p>	<p>地方道路公社又は</p>
<p>「関係都道府県知事は、」とあるのは「当該道路の道路管理者は、」と、「当該都道府県の議会の議決を経なければならない。」と</p>	<p>読み替える</p>	<p>読み替える</p>	<p>読み替える</p>

	第二十三條第一項、第三十八條、第四十二條第一項、第七十條第一項、第三項及び第四項、第九十一條第二項、第九十二條第四項	道路管理者	社以外
第二十四條	道路管理者の	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の	地方道路公社の
第三十一條第二項	国土交通大臣以外の道路管理者	会社	地方道路公社
第三十一條第三項	当該道路の道路管理者、 、「関係都道府県知事は、」とあるのは「当該道路の道路管理者は、」と、「当該都道府県の議会の議決を経なければならない。」とあるのは「指定区間外の国道にあつては道路管理者である都道府県の議会に諮問し、その他の道路にあつては当該道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならない。」と読み替える	会社、 読み替える	地方道路公社 読み替える
第三十二條第一項	道路管理者	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）	地方道路公社
第三十二條第二項、第三項及び第	道路管理者	機構	地方道路公社

第三十九条の二第七項	第三十九条の二第六項	五項、第三十三条第一項、第三十四條から第三十六條まで、第三十九條の二第一項、第三十九條の三第一項、第三十九條の四第一項から第三項まで及び第五項、第三十九條の五第一項、第三十九條の六第一項から第三項まで、第三十九條の七第二項、第三十九條の九、第四十條第二項、第四十三條の二、第四十四條第四項から第七項まで、第四十六條、第四十七條第三項、第四十七條の二第一項及び第五項、第四十七條の四、第四十七條の七第一項、第四十八條第二項及び第四項、第四十八條の五第三項、第四十八條の八第二項、第四十八條の九、第四十八條の十、第四十八條の十二、第四十八條の二十七、第六十六條第一項、第六十八條、第六十九條第一項、第七十一条第一項から第三項まで及び第五項、第七十二条第一項及び第三項、第七十二条の二第一項及び第三項、第八十七條第一項、第九十一条第三項、第九十六條第五項
入札占用指針	道路管理者（市町村である道路管理者を除く。）	
機構が入札占用指針	機構	
地方道路公社が入札占用指針	地方道路公社	

第三十九条の四第四項	道路管理者は	機構は	地方道路公社は
第三十九条の五第二項	当該道路管理者	機構	当該地方道路公社
第四十一条	道路管理者は、	道路管理者は、機構が	道路管理者は、地方道路公社が
第四十四条の二第一項から第五項まで、第六十七条の二第二項から第五項まで、第九十五条の二	道路管理者	道路管理者、機構及び会社	道路管理者及び地方道路公社
第四十五条第一項、第四十七条の五、第四十七条の八第一項、第四十八条の十一第二項	道路管理者	機構又は会社	地方道路公社
第四十七条の二第二項	道路管理者	道路管理者又は道路整備特別措置法第八条第一項第二十七号若しくは第十七条第一項第二十三号の規定により道路管理者に代わつてこれらの権限を行う者	道路管理者又は道路整備特別措置法第八条第一項第二十七号若しくは第十七条第一項第二十三号の規定により道路管理者に代わつてこれらの権限を行う者
第四十七条の二第三項	道路管理者が	道路管理者又は道路整備特別措置法第八条第一項第二十七号若しくは第十七条第一項第二十三号の規定により道路管理者に代わつてこれらの権限を行う者が	道路管理者又は道路整備特別措置法第八条第一項第二十七号若しくは第十七条第一項第二十三号の規定により道路管理者に代わつてこれらの権限を行う者が

法の規定により有料道路管理者が行う道路（都道府県道及び市町村道に限る。）の管理についての法第五十四条第一項の規定による道路法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字とする。

	第九十一条第一項	<p>道路管理者（国土交通大臣が自ら道路の新設又は改築を行う場合における国土交通大臣を含む。以下この条及び第九十六条第五項後段において同じ。）</p>	<p>くは第二十七号の規定により道路管理者に代わつて機構若しくは地方道路公社が行うもの若しくは有料道路管理者が行うもの</p> <p>第二十五号若しくは第二十七号の規定により道路管理者に代わつて機構若しくは地方道路公社が行うもの若しくは有料道路管理者が行うもの</p>
	第九十三条	<p>道路管理者の</p>	<p>機構の</p>
	第九十五条の二第二項	<p>当該道路管理者</p> <p>第四十八条の二第一項若しくは第二項の規定による自動車専用道路の指定をし、第四十五条第一項の</p> <p>設け、</p>	<p>当該会社</p> <p>第四十五条第一項</p> <p>設け、又は</p>
		<p>制限し、又は自動車専用道路が他の道路に連絡する位置を定めようとする</p>	<p>制限しようとする</p> <p>設け、又は</p> <p>制限しようとする</p>

読み替える規定

読み替えられる字句

読み替える字句

<p>第二条第二項第二号</p>	<p>第十八条第一項に規定する道路管理者</p>	<p>道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第十八条第四項に規定する有料道路管理者（以下単に「有料道路管理者」という。）</p>
<p>第二条第二項第六号及び第七号</p> <p>第十八条第二項、第二十条第五項、第二十一条、第二十二條第一項、第二十二條の二、第二十三條第一項、第二十四條、第二十四條の二第三項、第二十四條の三、第二十八條第一項及び第三項、第三十二條、第三十三條第一項、第三十四條から第三十九條まで、第三十九條の二第一項及び第五項から第七項まで、第三十九條の三第一項及び第三項、第三十九條の四、第三十九條の五、第三十九條の六第一項から第三項まで、第三十九條の七第二項及び第四項、第三十九條の九、第四十條第二項、第四十一條、第四十二條第一項、第四十三條の二、第四十四條第一項、第二項及び第四項から第七項まで、第四十四條の二第一項から第五項まで及び第八項、第四十五條第一項、第四十六條、第四十七條第三項、第四十七條の二第一項及び第五項、第四十七條の四、第四十七條の五、第四十七條の七第二項、第四十七條の八、第四十七條の十一第一項及び第三項、第四十八條第二項及び第四項、第四十八條の二、第四十八條の三、第四十八條の五第三項、第四十八條の七、第四十八條の八第二項、第四十八條の九、第四十八條の十</p>	<p>第十八条第一項に規定する道路管理者</p> <p>道路管理者</p>	<p>有料道路管理者</p>

<p>第二十条第四項</p>	<p>第二十条第三項、第三十一条第二項</p>	<p>第十九条の二第一項、第二十条第一項、第三項、第四項及び第六項、第三十一条第一項から第四項まで、第四十九条、第五十五条第三項、第七十五条第二項及び第三項、第九十三条</p>	<p>、第四十八条の十一第二項、第四十八条の十二、第四十八条の二十第一項、第四十八条の二十一第一項から第三項まで、第四十八条の二十三から第四十八条の二十七まで、第五十七条、第五十八条第一項、第五十九条第三項、第六十条から第六十二条まで、第六十六条第一項、第六十七条の二、第六十八条、第六十九条第一項、第七十条第一項、第三項及び第四項、第七十一条第一項から第三項まで及び第五項、第七十二条第一項及び第三項、第七十二条の二第一項及び第二項、第七十三条第一項から第三項まで、第七十五条第四項及び第五項、第七十六条、第八十六条第二項、第八十七条第一項、第九十条第二項、第九十一条第二項及び第三項、第九十二条第四項、第九十五条の二、第九十六条第三項から第五項まで、第一百三十二条第二号、第五号及び第六号、第一百四十一条第一号、第三号及び第四号、第一百五号、第一百六条第一号</p>
<p>指定区間外の国道にあつては道路管理者である都道府県の議会に諮問し、その他の道路にあつ</p>	<p>国土交通大臣以外の道路管理者</p>	<p>当該道路の道路管理者</p>	
<p>有料道路管理者</p>	<p>有料道路管理者</p>	<p>有料道路管理者</p>	

	<p>第二十條第五項</p> <p>第二十條第六項</p>	<p>第二十條第五項</p> <p>第二十條第六項</p>		<p>第二十條第六項</p>	<p>第二十條第六項</p>
<p>第二十四條の二第一項</p>	<p>道路管理者（指定区間内の国道にあつては、 国。第三項、第三十九條第一項、第四十四條第 五項及び第七項、第四十四條の二第八項、第四 十八條の七第一項、第四十九條、第五十八條第 一項、第五十九條第三項、第六十一條第一項、 第六十四條第一項、第六十九條第一項、第七十 條第一項、第七十二條第一項及び第三項、第七 十三條第一項から第三項まで、第八十五條第三 項並びに第九十一條第三項において同じ。）は 、道路管理者である地方公共団体の条例（指定 区間内の国道にあつては、政令）</p>	<p>有料道路管理者は、 有料道路管理者である地 方公共団体の条例</p>	<p>第三十一條第三項</p>	<p>指定区間外の国道にあつては道路管理者である 都道府県の議会に諮問し、その他の道路にあつ ては当該道路管理者</p>	<p>当該有料道路管理者</p>
<p>第三十九條第二項、 第四十四條第一項、 第四十八條の七第二項、 第六十一條第二項、 第七十三條第二項</p>	<p>条例（指定区間内の国道にあつては、政令）</p>	<p>条例</p>	<p>第三十九條第二項</p>	<p>但し、条例で定める場合においては</p>	<p>この場合において</p>

第三十九条の七第四項	同項の条例（指定区間内の国道にあつては、同項の政令）	当該条例又は当該政令	同項の条例
第四十八条の五第一項	当該自動車専用道路の道路管理者	当該条例	有料道路管理者
第四十八条の五第二項	自動車専用道路の道路管理者（次項及び第四十八条の七から第四十八条の十までにおいて単に「道路管理者」という。）	有料道路管理者	有料道路管理者
第四十八条の十七第二項	道路管理者（国土交通大臣である道路管理者を除く。）	有料道路管理者	有料道路管理者
第五十四条の二第一項、第五十五条第一項	第四十九条から第五十一条までの規定により国又は	第四十九条の規定により有料道路管理者である	有料道路管理者
第五十五条第一項及び第四項	国土交通大臣又は当該道路の道路管理者	有料道路管理者	有料道路管理者
第五十五条第二項	第二十条第二項及び第三項	第二十条第三項	有料道路管理者
第五十五条第三項	道路管理者である	有料道路管理者である	有料道路管理者
第六十四条第一項	第二十五条の規定に基づく料金	第三十九条の規定に基づく占用料	有料道路管理者
	道路管理者の収入とし、第三十九条の規定に基づく占用料は、政令で定める区分に従い、道路管理者又は第十三条第二項の規定により指定区間内の国道の維持、修繕及び災害復旧以外の管理を行う都道府県若しくは指定市		

第七十一条第 四項	基づく処分	基づく処分 で道路整備特別措置法第八 条第一項第十三号、第十四号、 第二十一号、第二十三号、 第二十六号、第二十九号若 しくは第三十一号若しくは第 十七号第一項第七号、第九 号、第十七号、第十九号、 第二十二号、第二十五号若 しくは第二十七号の規定に より道路管理者に代わつて 機構若しくは地方道路公社 が行うもの若しくは有料道 路管理者が行うもの
第七十五条第二項第二号、 第九十一条第一項	道路管理者の	有料道路管理者の
第八十五条第二項	都道府県道又は市町村道に	道路整備特別措置法第十八 条第二項の規定による届出 に係る道路に
第八十五条第三項	都道府県道又は市町村道の 道路管理者 道路の附属物の新設又は改 築に	道路の有料道路管理者
第九十一条第一項	道路の附属物の新設又は改 築が国道の新設又は改築に 伴うものである場合には、 当該国道の新設又は改築に 要する費用を負担する者が その負担の割合に応じて負 担し、その他の場合において は、道路管理者	有料道路管理者 道路整備特別措置法第十八 条第二項の規定による届出 に係る道路の附属物の新設 又は改築に
道路管理者（国土交通大臣 が自ら道路の新設又は改築 を行う場合における国土交 通大臣を含む）	有料道路管理者	

第九十三条	当該道路管理者	む。以下この条及び第九十六条第五項後段において同じ。）
	都道府県又は市町村である道路管理者	
	当該都道府県の知事又は当該市町村の長	
	道路管理者がした	
第九十六条第二項	当該有料道路管理者	
	都道府県又は市町村の長	
	当該有料道路管理者である 都道府県又は市町村の長	
	有料道路管理者がした	

(高速自動車国道法の規定による道路法の規定の適用についての技術的読替え)

第十六条 法の規定により機構及び会社が行う高速自動車国道の管理について法第五十四条第一項の規定により適用する高速自動車国道法第二十五条の規定による道路法の規定の適用については、同法第二十一条中「協議」とあるのは「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は会社が協議」と、同法第三十九条の二第七項中「入札占用指針」とあるのは「機構が入札占用指針」と、同法第三十九条の五第二項中「道路管理者は」とあるのは「道路管理者は、機構が」と、同法第四十七条の八第二項中「協定を」とあるのは「機構が協定を」と、同法第七十一条第四項中「基づく処分」とあるのは「基づく処分」で道路整備特別措置法第八条第一項第十三号、第十四号、第二十一号、第二十三号、第二十六号、第二十九号若しくは第三十一号若しくは第十七条第一項第七号、第九号、第十七号、第十九号、第二十二号、第二十五号若しくは第二十七号の規定により道路管理者に代わつて機構若しくは地方道路公社が行うもの若しくは有料道路管理者が行うもの」とするほか、次の表の第一欄に掲げる同法の規定中同表の第二欄に掲げる字句を高速自動車国道法第二十五条の規定により読み替えた同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
第二条第二項第二号	第十八条第一項に規定する道路管理者	国土交通大臣	道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二条第四項に規定する会社（以下単に「会社」という。）

第二十条第二項第六号	第十八条第一項に規定する道路管 理者	国土交通大臣	会社
第十九条の二第一項	当該他の道路の道路管理者	国土交通大臣	会社
第二十一条、第二十二条第一項	道路管理者	国土交通大臣	独立行政法人日本高速道路保有・ 債務返済機構
第二十二条の二	道路管理者は	国土交通大臣は	会社は
第二十二条の二、第二十四条	道路管理者以外	国土交通大臣以外	国土交通大臣、独立行政法人日本 高速道路保有・債務返済機構及び 会社以外
第二十三条第一項、第三十八条第 一項、第四十二条第一項、第七十 条第三項及び第四項、第九十一条 第二項、第九十二条第四項	道路管理者	国土交通大臣	会社
第二十四条	道路管理者の	国土交通大臣の	独立行政法人日本高速道路保有・ 債務返済機構の
第三十二条第一項	道路管理者	国土交通大臣	独立行政法人日本高速道路保有・ 債務返済機構（以下「機構」とい う。）
第三十二条第二項、第三項及び第 五項、第三十三条第一項、第二十 四条から第三十六条まで、第二十	道路管理者	国土交通大臣	機構

<p>九条の三第一項、第三十九条の四第一項から第三項まで及び第五項、第三十九条の五第一項、第三十九条の六第一項から第三項まで、第三十九条の七第二項、第三十九条の九、第四十条第二項、第四十条の二、第四十四条第四項及び第六項、第四十六条、第四十七条第三項、第四十七条の二第一項及び第五項、第四十七条の四、第四十七条の七第一項、第四十八条第二項及び第四項、第四十八条の二七、第六十六条第一項、第六十八条、第七十一条第一項から第三項まで及び第五項、第七十二条の二第一項及び第二項、第九十六条第五項</p>			
<p>第三十八条第二項、第七十条第一項</p>	<p>道路管理者が</p>	<p>国土交通大臣が</p>	<p>会社が</p>
<p>第三十八条第二項、第九十三条</p>	<p>当該道路管理者</p>	<p>国土交通大臣</p>	<p>当該会社</p>
<p>第三十九条の二第一項、第三十九条の四第四項</p>	<p>道路管理者は</p>	<p>国土交通大臣は</p>	<p>機構は</p>
<p>第三十九条の二第二項</p>	<p>道路管理者の</p>	<p>国の</p>	<p>機構の</p>
<p>第三十九条の二第六項</p>	<p>道路管理者（市町村である道路管理者を除く。）</p>	<p>国土交通大臣</p>	<p>機構</p>

第三十九条の四第四項	当該道路管理者	国土交通大臣	機構
第四十一条	道路管理者	国土交通大臣	国土交通大臣、機構及び会社
第四十四条第五項及び第七項、第六十九条第一項、第七十二条第一項及び第三項、第九十一条第三項	道路管理者	国	機構
第四十四条の二第二項から第五項まで、第六十七条の二第二項から第五項まで	道路管理者	国土交通大臣	機構又は会社
第四十五条第一項、第四十七条の五、第四十七条の八第一項	道路管理者	国土交通大臣	機構及び会社
第四十七条の二第二項	一の道路の道路管理者が行う	国土交通大臣又は一の道路の道路管理者が行う	機構又は一の道路の道路管理者が行う
	当該一の道路の道路管理者	国土交通大臣又は当該一の道路の道路管理者	機構又は当該一の道路の道路管理者
	他の道路の道路管理者	他の道路の道路管理者又は国土交通大臣	他の道路の道路管理者又は機構
第四十七条の二第三項	一の道路の道路管理者	国土交通大臣	一の道路の道路管理者又は道路整備特別措置法第八条第一項第二十七号若しくは第十七条第一項第二十三号の規定により道路管理者に代わってこれらの権限を行う者

第六十七条の二第一項	道路管理者	国土交通大臣	機構若しくは会社
第七十条第一項	道路管理者は 道路管理者又は 道路管理者又は	国又は	会社は 会社又は
第八十七条第一項	国土交通大臣及び道路管理者	国土交通大臣	国土交通大臣及び機構
第九十一条第一項	道路管理者（国土交通大臣が自ら道路の新設又は改築を行う場合における国土交通大臣を含む。以下この条及び第九十六条第五項後段において同じ。） 道路管理者の	国土交通大臣の	会社 機構の
第九十三条	当該道路の道路管理者	国土交通大臣	会社

（道路法施行令の規定の適用についての技術的読替え）

第十八条 法の規定により機構及び会社又は地方道路公社が行う道路（高速自動車国道を除く。）の管理についての法第五十四条第一項の規定による道路法施行令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる字句とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	次に掲げる場合の区分に応じ読み替える字句						
第十九条の三の三第一項	道路管理者は	<table border="1"> <tr> <td>独立行政法人日本高速道路保有・債務返済</td> <td>機構及び会社が行う道路（高速自動車国道を除く。）の管理について適用する場合</td> <td>地方道路公社が行う道路（高速自動車国道を除く。）の管理について適用する場合</td> </tr> <tr> <td>地方道路公社は</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済	機構及び会社が行う道路（高速自動車国道を除く。）の管理について適用する場合	地方道路公社が行う道路（高速自動車国道を除く。）の管理について適用する場合	地方道路公社は		
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済	機構及び会社が行う道路（高速自動車国道を除く。）の管理について適用する場合	地方道路公社が行う道路（高速自動車国道を除く。）の管理について適用する場合						
地方道路公社は								

2

法の規定により有料道路管理者が行う道路（都道府県道及び市町村道に限る。）の管理についての法第五十四条第一項の規定による道路法施行令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

	当該道路管理者	機構（以下「機構」という。）は	当該地方道路公社
第十九条の三の三第二項及び第三項、第十九条の十二から第十九条の十四まで	道路管理者	機構	地方道路公社
第十九条の六第一項第一号	道路管理者	機構又は会社（道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二条第四項に規定する会社をいう。以下同じ。）	地方道路公社
第十九条の六第二項、第十九条の七、第十九条の九、第十九条の十、第三十条の三第一項第一号及び第二項、第三十条の四	道路管理者	機構又は会社	地方道路公社
第三十四条の三第二号	道路管理者又は法第七十条第四項の規定により歩道の新設等を行う指定市以外の市町村	会社	地方道路公社
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	
第十九条の三第一項	指定区間内の国道に係るものにあつては国、指定区間外の国道に係るものにあつては道路	道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第十八条第四項に規定する有料道路管理	

3

	<p>管理者である都道府県又は指定市若しくは指定市以外の市、都道府県道又は市町村道に係るものにあつては道路管理者である都道府県又は市町村</p>	<p>者（以下単に「有料道路管理者」という。）</p>
<p>第十九条の三の三、第十九条の六第一項第一号及び第二項、第十九条の七、第十九条の九、第十九条の十、第十九条の十二から第十九条の十五まで、第三十条の三第一項第一号及び第二項、第三十条の四</p>	<p>道路管理者</p>	<p>有料道路管理者</p>
<p>第三十四条の三第二号</p>	<p>道路管理者又は法第十七条第四項の規定により歩道の新設等を行う指定市以外の市町村</p>	<p>有料道路管理者</p>

法の規定により機構及び会社が行う高速自動車国道の管理について法第五十四条第一項の規定により適用する高速自動車国道法第二十五条の規定による道路法施行令の規定の適用については、同令第十九条第三項中「国土交通大臣」とあるのは「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構」と、同令第十九条の二第二項ただし書中「国土交通大臣」とあるのは「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）」とするほか、次の表の第一欄に掲げる同令の規定中同表の第二欄に掲げる字句を高速自動車国道法施行令（昭和三十二年政令第二百五号）第十三条の規定により読み替えた同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

<p>第一欄</p>	<p>第二欄</p>	<p>第三欄</p>	<p>第四欄</p>
<p>第十九条の二第二項</p>	<p>納入告知書（法第十三条第二項の規定により都道府県又は指定市が占有料を徴収する事務を行っている場合にあつては、納入告知書</p>	<p>納入告知書</p>	<p>納付すべき金額、期限及び場所を記載した書面</p>
<p>第十九条の三第一項</p>	<p>指定区間内の国道に係るものにあつては国、指定区間外の国道に係るものにあつては道路管理者であ</p>	<p>国</p>	<p>機構</p>

	<p>る都道府県又は指定市若しくは指定市以外の市、都道府県道又は市町村道に係るものにあつては道路管理者である都道府県又は市町村</p>		
<p>第十九条の三の三第一項</p>	<p>道路管理者は</p>	<p>国土交通大臣は</p>	<p>機構は</p>
<p>第十九条の三の三第二項及び第三項、第十九条の十二から第十九条の十四まで</p>	<p>当該道路管理者</p>	<p>国土交通大臣</p>	<p>機構</p>
<p>第十九条の六第一項第一号</p>	<p>当該道路管理者</p>	<p>関係地方整備局又は北海道開発局</p>	<p>当該機構又は会社（道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二条第四項に規定する会社をいう。以下同じ。）</p>
<p>第十九条の六第二項、第十九条の九第一項、第三十条の三第二項</p>	<p>道路管理者は</p>	<p>国土交通大臣は</p>	<p>機構又は会社は</p>
<p>第十九条の六第二項、第十九条の九第一項、第三十条の三第一項第一号及び第二項</p>	<p>当該道路管理者</p>	<p>関係地方整備局又は北海道開発局</p>	<p>当該機構又は会社</p>
<p>第十九条の七、第十九条の九第二項及び第三項、第十九条の十、第三十条の四</p>	<p>道路管理者</p>	<p>国土交通大臣</p>	<p>機構又は会社</p>
<p>第三十四条の三第二号</p>	<p>道路管理者又は法第十七条第四項</p>	<p>国土交通大臣</p>	<p>会社</p>

の規定により歩道の
新設等を行う
指定市以外の市町村

○道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）（抄）

（機構による道路管理者の権限の代行）

第八条 機構は、会社が第三条第一項の許可を受けて高速道路を新設し、若しくは改築する場合又は第四条の規定により高速道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合においては、当該高速道路の道路管理者に代わつて、その権限のうち次に掲げるものを行うものとする。

一 高速自動車国道法第七条第一項の規定により道路の区域を決定し、又は変更すること。

二 高速自動車国道法第八条第一項の規定により管理の方法（同項に規定する他の工作物の管理者が当該会社以外の者であるときは、維持、修繕及び災害復旧以外の管理の方法に限る。）について協議すること。

三 高速自動車国道法第十一条の二第一項の規定により同条第二項第三号に掲げる施設について高速自動車国道との連結を許可し、同条第五項の規定により当該施設の構造の変更を許可し、及び同法第十一条の七の規定によりこれらの許可に必要な条件を付すること。

四 高速自動車国道法第十一条の六の規定により施設の譲渡を承認し、及び同法第十一条の七の規定により当該承認に必要な条件を付すること。

五 高速自動車国道法第十四条第二項又は第三項（同法第十六条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により必要な措置をすることを命ずること。

六 高速自動車国道法第十七条第二項の規定により設けるべき道路標識を定めること。

七 高速自動車国道法第十八条の規定により必要な措置をすることを命ずること。

八 高速自動車国道法第二十四条の二において準用する道路法第九十五条の二第二項の規定により協議し、又は通知すること。

九 道路法第十八条第一項の規定により道路の区域を決定し、又は変更すること。

十 道路法第二十条第一項の規定により管理の方法（同項に規定する他の工作物の管理者が当該会社以外の者であるときは、新設、改築、維持、修繕及び災害復旧以外の管理の方法に限る。）について協議すること。

十一 道路法第二十一条の規定により道路に関する工事を施行させ、及び道路の維持をさせること。

十二 道路法第二十二条第一項の規定により道路に関する工事又は道路の維持を施行させること。

十三 道路法第二十四条本文の規定により道路に関する工事又は道路の維持を行うことを承認し、及び同法第八十七条第一項の規定により当該承認に必要な条件を付すること。

十四 道路法第三十二条第一項又は第三項（同法第九十一条第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により許可し、及び同法第三十二条第五項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により協議し、並びに同法第三十四条及び第八十七条第一項（同法第九十一条第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により当該許可に必要な条件を付すること。

十五 道路法第三十五条（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により当該許可に必要な条件を付すること。

十六 道路法第三十九条の二第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により入札占用指針を定め、及び同法第三十

九条の二第六項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により意見を聴くこと。

十七 道路法第三十九条の四第一項又は第五項（同法第九十一条第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により通知し、同

法第三十九条の四第二項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により協議し、同法第三十九条の四第三項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により占用入札を実施し、及び同法第三十九条の四第四項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により落札者を決定すること。

十八 道路法第三十九条の五第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により道路の場所を指定し、及び入札占用計画が適当である旨の認定をすること。

十九 道路法第三十九条の六第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により変更の認定をし、及び同法第三十九条の六第二項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により協議すること。

二十 道路法第三十九条の九（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により必要な措置を講ずべきことを命ずること。

二十一 道路法第四十条第二項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により必要な指示をすること。

二十二 道路法第四十三条の二の規定により必要な措置をすることを命ずること。

二十三 道路法第四十四条第四項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により必要な措置を講ずべきことを命ずること。

二十四 道路法第四十四条の二第二項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により違法放置等物件を自ら除去し、又はその命じた者若しくは委任した者に除去させ、同法第四十四条の二第二項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により違法放置等物件を保管し、同法第四十四条の二第四項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により違法放置等物件を売却し、及び代金を保管し、並び

に同法第四十四条の二第五項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により違法放置等物件を廃棄すること。

二十五 道路法第四十五条第一項、第四十七条の五及び第四十八条の十一第二項の規定により設けるべき道路標識又は区画線を定めること。

二十六 道路法第四十六条第一項及び第三項並びに第四十七条第三項の規定により道路の通行を禁止し、又は制限すること。

二十七 道路法第四十七条の二第二項及び第二項前段の規定により許可をし、同項後段の規定により協議し、並びに同条第五項の規定により許可証を交付すること。

二十八 道路法第四十七条の三第二項の規定により協議し、同条第四項又は第五項の規定により許可基準等を提供し、及び同条第九項の規定により情報の提供を求めること。

二十九 道路法第四十七条の四及び第四十八条の十二の規定により必要な措置をすることを命ずること。

三十 道路法第四十七条の八第一項の規定により協議し、及び締結すること。

三十一 道路法第四十八条第二項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により必要な措置を講ずべきことを命じ、及び同法第四十八条第四項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により必要な措置をすることを命ずること。

三十二 道路法第四十八条の五第一項の規定により同法第四十八条の四第二号から第四号までに掲げる施設について自動車専用道路（同条に規定する自動車専用道路をいう。以下同じ。）との連結を許可し、同法第四十八条の五第三項の規定により当該施設の構造の変更を許可し、及び同法第四十八条の十の規定によりこれらの許可に必要な条件を付すること。

三十三 道路法第四十八条の九の規定により施設の譲渡を承認し、及び同法第四十八条の十の規定により当該承認に必要な条件を付すること。

三十四 道路法第四十八条の二十七の規定により協議すること。

三十五 道路法第六十七条の第二項の規定により車両を移動し、又はその命じた者若しくはその委任を受けた者に車両を移動させ、同条第二項の規定により意見を聴き、同条第三項の規定により車両を保管し、及び必要な措置を講じ、同条第四項の規定により告知し、必要な措置を講じ、及び公示し、並びに同条第五項の規定により車両を移動すること。

三十六 道路法第七十一条第一項又は第二項（高速自動車国道法第十一条の八第一項及び道路法第九十一条第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により処分をし、又は措置を命じ、及び道路法第七十一条第三項前段（高速自動車国道法第十一条の八第一項及び道路法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により必要な措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせること。ただし、道路法第三十七条第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に係るものを除く。

三十七 道路法第七十二条の第二項又は第二項の規定により必要な報告をさせ、又はその職員に立入検査をさせること。

三十八 道路法第九十一条第一項の規定により許可をすること。

三十九 道路法第九十五条の第二項の規定により意見を聴き、又は通知し、及び同条第二項の規定により協議し、又は通知すること。ただし、同法第四十八条の第二項若しくは第二項の規定に係るもの又は同法第九十五条の第二項に規定する横断歩道橋の設置、道路の交差部分及びその付近の道路の部分の改築、歩行安全改築若しくは道路の附属物である自動車駐車場の設置に係るものを除く。

2 機構は、前項の規定により高速自動車国道の道路管理者に代わつてその権限を行おうとする場合において、その権限が同項第一号、第三号、第十四号から第十六号まで、第二十八号、第三十四号又は第三十七号に掲げるもの（同項第十四号、第十五号又は第三十四号に掲げる権限にあつては道路の構造又は交通に及ぼす支障が大きいと認められる道路の占用で政令で定めるものに係るもの）に限り、同項第十六号に掲げる権限にあつては道路法第三十九条の第二項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により入札占用指針（当該道路の占用に関するもの）に限る。）を定めることに限り、前項第二十八号に掲げる権限にあつては同法第四十七条の第三項の規定により協議することに限る。）であるときは、あらかじめ、当該道路管理者の承認を受け、かつ、これらの権限を行つたときは、遅滞なく、その旨を当該道路管理者に報告しなければならない。

3 機構は、第一項の規定により高速道路（高速自動車国道を除く。以下この項において同じ。）の道路管理者に代わつてその権限を行おうとする場合において、その権限が第一項第九号に掲げるもの又は一般国道に係る同項第十四号から第十六号まで、第二十八号、第三十二号若しくは第三十四号に掲げるもの（同項第十六号に掲げる権限にあつては道路法第三十九条の第二項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により入札占用指針を定めることに限り、第一項第二十八号に掲げる権限にあつては同法第四十七条の第三項の規定により協議すること）に限る。以下この項において同じ。）であるときは当該高速道路の道路管理者の意見を聴き、その権限が第一項第三十七号に掲げるもの又は都道府県道若しくは指定市の市道に係る同項第十四号から第十六号まで、第二十八号、第三十二号若しくは第三十四号に掲げるもの又は当該高速道路の道路管理者の同意を得、かつ、これらの権限を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を当該高速道路の道路管理者に通知しなければならない。ただし、同項第十四号から第十六号まで又は第三十四号に掲げる権限にあつては、道路の構造又は交通に及ぼす支障が大きいと認められる道路の占用で政令で定めるものに限る。

4 機構は、第一項の規定により高速道路の道路管理者に代わつてその権限を行おうとする場合において、その権限が同項第一号、第三号、第五号

、第六号、第九号、第十一号から第二十一号まで、第二十三号から第二十八号まで、第三十号から第三十二号まで又は第三十四号から第三十八号までに掲げるものであるときは、あらかじめ、会社の意見を聴き、同項第一号から第七号まで又は第九号から第三十八号までに掲げる権限（同項第二号に掲げる権限にあつては高速自動車国道法第八条第一項に規定する他の工作物の管理者が、第一項第十号に掲げる権限にあつては道路法第二十条第一項に規定する他の工作物の管理者が、それぞれ当該会社以外の者であるときに限る。）を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を会社に通知しなければならない。

5 第一項第三号、第四号、第十三号、第十四号、第十八号、第十九号、第二十七号、第三十二号、第三十三号及び第三十八号の規定により高速道路の道路管理者に代わつて機構が行う許可、承認又は認定については、機構に提出すべき申請書その他の書類は、会社を経由しなければならない。この場合における道路法第三十二条第四項の規定の適用については、同項中「道路管理者」とあるのは、「道路整備特別措置法第二条第四項に規定する会社（以下「会社」という。）」とする。

6 前二項の規定は、第一項第三号、第四号、第十三号、第十四号、第十八号、第十九号、第三十二号又は第三十三号の規定により高速道路の道路管理者に代わつて機構が行う許可、承認又は認定であつて当該会社に対するものについては、適用しない。

7 機構は、第一項の規定により高速道路の道路管理者に代わつてその権限を行う場合において、その権限が同項第十四号又は第十六号から第十九号までに掲げるものであるときは、当該権限に係る事務の円滑かつ効率的な実施を確保するため、道路の占用の許可に係る申請書の記載事項の確認、占用入札のための調査その他の国土交通省令で定める事務を会社に委託しなければならない。

8 機構は、前項の規定により事務を委託する場合においては、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

9 次条第一項第十号又は第十三号の規定により高速道路の道路管理者に代わつてこれらの権限を会社が行つた場合においては、機構は、それぞれ第一項第二十四号又は第三十五号に掲げる権限を行わないものとする。

10 第一項の規定により機構が高速道路の道路管理者に代わつて行う権限は、第二十二条第一項の規定により公告する工事開始の日から第二十五条第一項の規定により公告する料金の徴収期間の満了の日までに限り行うことができるものとする。

（会社による道路管理者の権限の代行）

第九条 会社は、第三条第一項の許可を受けて高速道路を新設し、若しくは改築する場合又は第四条の規定により高速道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合においては、当該高速道路の道路管理者に代わつて、その権限のうち次に掲げるものを行うものとする。

一 高速自動車国道法第七条の二第一項の規定により管理の方法について協議すること。
二 高速自動車国道法第八条第一項の規定により維持、修繕又は災害復旧の方法について協議すること。ただし、同項に規定する他の工作物の管理者が当該会社である場合を除く。

三 前条第一項第六号の規定により機構が定めた道路標識を、高速自動車国道法第十七条第二項の規定により設けること。

四 道路法第十九条の二第一項の規定により管理の方法について協議すること。

五 道路法第二十条第一項の規定により新設、改築、維持、修繕又は災害復旧の方法について協議すること。ただし、同項に規定する他の工作物の管理者が当該会社である場合を除く。

- 六 道路法第二十二條の二の規定により維持修繕協定を締結すること。
- 七 道路法第二十三條第一項の規定により他の工事を施行すること。
- 八 道路法第三十一條第一項の規定により協議し、これを成立させること。
- 九 道路法第三十八條第一項（同法第九十一條第二項において準用する場合を含む。）の規定により道路の占用に関する工事を自ら施行すること。
- 十 道路法第四十四條の二第一項（同法第九十一條第二項において準用する場合を含む。）の規定により違法放置等物件を自ら除去し、又はその命じた者若しくは委任した者に除去させ、同法第四十四條の二第二項（同法第九十一條第二項において準用する場合を含む。）の規定により違法放置等物件を保管し、同法第四十四條の二第三項（同法第九十一條第二項において準用する場合を含む。）の規定により違法放置等物件を売却し、及び代金を保管し、並びに同法第四十四條の二第五項（同法第九十一條第二項において準用する場合を含む。）の規定により違法放置等物件を廃棄すること。
- 十一 前条第一項第二十五号の規定により機構が定めた道路標識又は区画線を、道路法第四十五條第一項、第四十七條の五及び第四十八條の十一第二項の規定により設けること。
- 十二 道路法第四十七條の八第一項後段の規定により道路一体建物を管理すること。
- 十三 道路法第六十七條の二第一項の規定により車両を移動し、又はその命じた者若しくはその委任を受けた者に車両を移動させ、同条第二項の規定により意見を聴き、同条第三項の規定により車両を保管し、及び必要な措置を講じ、同条第四項の規定により告知し、必要な措置を講じ、及び公示し、並びに同条第五項の規定により車両を移動すること。
- 十四 道路法第九十五條の二第一項の規定により意見を聴き、又は通知すること。ただし、同項に規定する横断歩道橋の設置、道路の交差部分及びその付近の道路の部分の改築、歩行安全改築又は道路の附属物である自動車駐車場の設置に係るものに限る。
- 2 前項第一号の規定により高速自動車国道の道路管理者に代わつてその権限を会社が行う場合において、高速自動車国道法第七條の二第一項の規定による協議が成立しないときは、会社又は同項に規定する他の道路の道路管理者（当該他の道路が他の会社が管理する第二十三條第一項第一号に規定する会社管理高速道路であるときは当該他の会社、第三十一條第一項に規定する公社管理道路であるときは地方道路公社。次項及び第四項において同じ。）は、当該他の道路の道路管理者が国土交通大臣である場合を除き、国土交通大臣に裁定を申請することができる。
- 3 国土交通大臣は、前項の規定による申請に基づいて裁定をしようとする場合においては、会社及び他の道路の道路管理者の意見を聴かなければならない。この場合において、当該他の道路の道路管理者（地方公共団体であるものに限る。）は、意見を提出しようとするときは、指定区間外の一般国道の道路管理者にあつては道路管理者である地方公共団体の議会の諮問し、その他の道路管理者にあつては道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
- 4 第二項の規定による申請に基づいて国土交通大臣が裁定をした場合においては、高速自動車国道法第七條の二第一項の規定の適用については、会社と他の道路の道路管理者との協議が成立したものとみなす。
- 5 会社は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、機構又は鉄道事業者の鉄道と相互に交差する高速自動車国道の新設又は改築を行うときは、高速自動車国道法第十二條第一項の規定にかかわらず、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、機構又は当該鉄道事業者と当該交差の構造、工事の施行方法及び費用負担について、あらかじめ協議し、これを成立させなければならない。

- 6 前項の規定による協議が成立しないときは、会社、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、機構又は当該鉄道事業者は、国土交通大臣に裁定を申請することができる。
- 7 国土交通大臣は、前項の規定による申請に基づいて裁定をしようとする場合においては、会社、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、機構又は当該鉄道事業者の意見を聴かなければならない。
- 8 第六項の規定による申請に基づいて国土交通大臣が裁定をした場合においては、第五項の規定の適用については、会社と独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、機構又は当該鉄道事業者との協議が成立したものとみなす。
- 9 会社は、第一項第十号の規定により高速道路の道路管理者に代わつて道路法第四十四条の二第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により違法放置等物件を自ら除去し、若しくは除去させ、同法第四十四条の二第四項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により違法放置等物件を売却し、若しくは同法第四十四条の二第五項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により違法放置等物件を廃棄しようとする場合又は第一項第十三号の規定により高速道路の道路管理者に代わつて同法第六十七条の二第一項の規定により車両を移動し、若しくは移動させようとする場合においては、あらかじめ、機構の許可を受けなければならない。
- 10 会社は、第一項の規定により高速道路の道路管理者に代わつて同項第三号、第七号、第九号から第十一号まで又は第十三号に掲げる権限を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を機構に通知しなければならない。
- 11 第一項の規定により会社が高速道路の道路管理者に代わつて行つた権限は、第二十二条第一項の規定により公告する工事開始の日から第二十五条第一項の規定により公告する料金の徴収期間の満了の日までに限り行つることができるものとする。

（地方道路公社による道路管理者の権限の代行）

- 第十七条 地方道路公社は、第十条第一項の許可若しくは第十二条第一項の許可を受けて道路を新設し、若しくは改築する場合、第十四条の規定により道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合又は第十五条第一項の許可を受けて道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合においては、当該道路の道路管理者に代わつて、その権限のうち次に掲げるものを行うものとする。
 - 一 道路法第十八条第一項の規定により道路の区域を決定し、又は変更すること。
 - 二 道路法第十九条の二第一項又は第二十条第一項の規定により管理の方法について協議すること。
 - 三 道路法第二十一条の規定により道路に関する工事を施行させ、及び道路の維持をさせること。
 - 四 道路法第二十二条第一項の規定により道路に関する工事又は道路の維持を施行させること。
 - 五 道路法第二十二條の二の規定により維持修繕協定を締結すること。
 - 六 道路法第二十三条第一項の規定により他の工事を施行すること。
 - 七 道路法第二十四条本文の規定により道路に関する工事又は道路の維持を行うことを承認し、及び同法第八十七条第一項の規定により当該承認に必要な条件を付すること。
 - 八 道路法第三十一条第一項の規定により協議し、これを成立させること。
 - 九 道路法第三十二条第一項又は第三項（同法第九十一条第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により許可し、及び同法

- 第三十二条第五項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により協議し、並びに同法第三十四条及び第八十七条第一項（同法第九十一条第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により当該許可に必要な条件を付すること。
- 十 道路法第三十五条（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により協議すること。
- 十一 道路法第三十八条第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により道路の占用に関する工事を自ら施行すること。
- 十二 道路法第三十九条の二第二項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により入札占用指針を定め、及び同法第三十九条の二第六項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により意見を聴くこと。
- 十三 道路法第三十九条の四第一項又は第五項（同法第九十一条第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により通知し、同法第三十九条の四第二項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により協議し、同法第三十九条の四第三項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により占用入札を実施し、及び同法第三十九条の四第四項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により落札者を決定すること。
- 十四 道路法第三十九条の五第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により道路の場所を指定し、及び入札占用計画が適当である旨の認定をすること。
- 十五 道路法第三十九条の六第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により変更の認定をし、及び同法第三十九条の六第二項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により協議すること。
- 十六 道路法第三十九条の九（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により必要な措置を講ずべきことを命ずること。
- 十七 道路法第四十条第二項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により必要な指示をすること。
- 十八 道路法第四十三条の二の規定により必要な措置をすることを命ずること。
- 十九 道路法第四十四条第四項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により必要な措置を講ずべきことを命ずること。
- 二十 道路法第四十四条の二第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により違法放置等物件を自ら除去し、又はその命じた者若しくは委任した者に除去させ、同法第四十四条の二第二項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により違法放置等物件を保管し、同法第四十四条の二第三項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により違法放置等物件を売却し、及び代金を保管し、並びに同法第四十四条の二第五項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により違法放置等物件を廃棄すること。
- 二十一 道路法第四十五条第一項、第四十七条の五及び第四十八条の十一第二項の規定により道路標識又は区画線を設けること。
- 二十二 道路法第四十六条第一項及び第三項並びに第四十七条第三項の規定により道路の通行を禁止し、又は制限すること。
- 二十三 道路法第四十七条の二第一項及び第二項前段の規定により許可をし、同項後段の規定により協議し、並びに同法第五項の規定により許可証を交付すること。
- 二十四 道路法第四十七条の三第二項の規定により協議し、同法第四項又は第五項の規定により許可基準等を提供し、及び同法第九項の規定により情報の提供を求めること。

- 二十五 道路法第四十七条の四及び第四十八条の十二の規定により必要な措置をすることを命ずること。
- 二十六 道路法第四十七条の八第一項の規定により協議し、締結し、及び道路一体建築物を管理すること。
- 二十七 道路法第四十八条第二項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により必要な措置を講ずべきことを命じ、及び同法第四十八条第四項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により必要な措置をすることを命ずること。
- 二十八 道路法第四十八条の五第一項の規定により同法第四十八条の四第二号から第四号までに掲げる施設について自動車専用道路との連結を許可し、同法第四十八条の五第三項の規定により当該施設の構造の変更を許可し、及び同法第四十八条の十の規定によりこれらの許可に必要な条件を付すること。
- 二十九 道路法第四十八条の九の規定により施設の譲渡を承認し、及び同法第四十八条の十の規定により当該承認に必要な条件を付すること。
- 三十 道路法第四十八条の二十七の規定により協議すること。
- 三十一 道路法第六十七条の二第二項の規定により車両を移動し、又はその命じた者若しくはその委任を受けた者に車両を移動させ、同条第二項の規定により意見を聴き、同条第三項の規定により車両を保管し、及び必要な措置を講じ、同条第四項の規定により告知し、必要な措置を講じ、及び公示し、並びに同条第五項の規定により車両を移動すること。
- 三十二 道路法第七十一条第一項又は第二項（同法第九十一条第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により処分をし、又は措置を命じ、及び同法第七十一条第三項前段（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により必要な措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせること。ただし、同法第三十七条第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に係るものを除く。
- 三十三 道路法第七十二条の二第一項又は第二項の規定により必要な報告をさせ、又はその職員に立入検査をさせること。
- 三十四 道路法第九十一条第一項の規定により許可をすること。
- 三十五 道路法第九十五条の二第二項の規定により意見を聴き、又は通知し、及び同条第二項の規定により協議し、又は通知すること。ただし、同法第四十八条の二第一項又は第二項の規定に係るものを除く。
- 三十六 高速自動車国道法第七条の二第一項の規定により管理の方法について協議すること。
- 2 地方道路公社は、前項の規定により当該道路の道路管理者に代わつてその権限を行おうとする場合において、その権限が同項第一号に掲げるものであるときは当該道路の道路管理者の意見を聴き、その権限が同項第九号、第十号、第十二号、第二十四号、第二十八号、第三十号又は第三十三号に掲げるもの（同項第十二号に掲げる権限にあつては道路法第三十九条の二第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により入札占用指針を定めることに限り、前項第二十四号に掲げる権限にあつては同法第四十七条の三第二項の規定により協議することに限り。）であるときは当該道路の道路管理者の同意を得、かつ、これらの権限を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を当該道路の道路管理者に通知しなければならない。ただし、前項第九号、第十号、第十二号又は第三十号に掲げる権限にあつては、道路の構造又は交通に及ぼす支障が大きいと認められる道路の占用で政令で定めるものに係る場合に限る。
- 3 第一項の規定により地方道路公社が当該道路の道路管理者に代わつて行う権限は、第二十二条第一項の規定により公告する工事開始の日から第二十五条第一項の規定により公告する料金の徴収期間の満了の日までに限り行うことができるものとする。

(有料道路管理者の行う道路の新設又は改築)

第十八条 道路管理者(都道府県道又は市町村道の道路管理者に限る。以下この条において同じ。)は、道路の新設又は改築に要する費用の全部又は一部が償還を要するものであり、かつ、高速道路以外の道路にあつては当該道路の通行者又は利用者がその通行又は利用により著しく利益を受けるものである場合に限り、条例で定めるところにより、当該道路を新設し、又は改築して、料金を徴収することができる。

2 道路管理者は、前項の条例を制定したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書類及び設計図その他国土交通省令で定める書面を添えて、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

一 路線名及び工事の区間

二 工事方法及び工事予算

三 工事の着手及び完成の予定年月日

四 収支予算の明細

五 料金

六 料金の徴収期間

3 道路管理者は、前項の規定による届出に係る事項について変更があつたときは、遅滞なく、変更に係る事項を記載した書類及び必要な書面を添えて、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

4 国土交通大臣は、市町村(指定市を除く。)から第二項の規定による届出を受けたときは、当該届出に係る道路の路線名及び工事の区間並びに工事方法を当該道路の存する区域を管轄する都道府県知事に通知しなければならない。前項の規定による道路の路線名、工事の区間又は工事方法の変更に係る届出を受けたときも、同様とする。

(道路法及び高速自動車国道法の適用等)

第五十四条 この法律による道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理については、この法律に定めるもののほか、道路法(第五十条から第五十三条までを除く。)及び高速自動車国道法(第二十条を除く。)並びにこれらの法律に基づく政令の規定の適用があるものとする。この場合において、道路法第四十七条の第三第二項中「道路の道路管理者(国土交通大臣である道路管理者を除く。)」とあるのは「道路(高速自動車国道又は指定区間内の国道に限る。)(が道路整備特別措置法第二十三条第一項第一号に規定する会社管理高速道路(以下「会社管理高速道路」という。))である場合にあっては機構に、同法第三十一条第一項に規定する公社管理道路(以下「公社管理道路」という。))である場合にあっては地方道路公社」と、同条第四項及び第五項中「道路管理者」とあり、同条第六項中「これらの道路の道路管理者」とあり、並びに同条第九項中「第一項の規定により指定された道路の道路管理者(国土交通大臣である道路管理者を除く。)」とあるのは「機構等」と、同条第六項中「指定区間外の国道、都道府県道又は市町村道」とあり、及び同条第九項中「当該道路」とあるのは「会社管理高速道路又は公社管理道路」と、同法第七十一条第四項中「道路管理者(第九十七条の二の規定により権限の委任を受けた北海道開発局長を含む。以下この項及び次項において同じ。)」

- は、その職員のうちから道路監理員を命じ」とあるのは「機構等又は有料道路管理者（道路整備特別措置法第十八条第四項に規定する有料道路管理者をいう。以下同じ。）は、その職員のうちから道路監理員を命じ」と、「第一項又は第二項の規定による道路管理者の処分」とあるのは「道路整備特別措置法第八条第一項第三十六号又は第十七条第一項第三十二号の規定により道路管理者に代わつて行う第一項若しくは第二項の規定による機構等の処分又は第一項若しくは第二項の規定による有料道路管理者の処分」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。
- 2 機構は、前項の規定により読み替えて適用する道路法第四十七条の三第二項の規定により協議をしようとする場合においては、あらかじめ、会社の意見を聴き、かつ、その協議を行ったときは、遅滞なく、その旨を会社に通知しなければならない。
- 3 道路法第十条、第二十四条の二、第七十四条及び第八十五条の規定は、会社管理高速道路又は公社管理道路については、適用しない。
- 4 この法律の規定により道路管理者に代わつてその権限を行う機構等は、道路法第八章（第九十九条を除く。）の規定の適用については道路管理者とみなし、高速自動車国道法第四章（第三十三条を除く。）の規定の適用については国土交通大臣とみなす。

○道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和三十四年政令第十七号）（抄）

（特定連絡道路工事施行者の要件）

第五条 法第五条第一項の政令で定める要件は、次のとおりとする。

- 一 特定連絡道路に関する工事に関し、道路の構造及び交通の状況その他当該特定連絡道路及び周辺の状況に照らして適切な工事実施計画を有する者であること。
- 二 前号の工事実施計画を実施するため適切な資金計画及び収支計画を有する者であること。
- 三 特定連絡道路に関する工事を適確に行う能力を有する者であること。

（特定連絡道路に関する工事に係る資金の貸付けの条件の基準）

第六条 法第五条第一項の規定による国の貸付金に関する貸付けの条件の基準は、貸付金の償還期間が二十年（五年以内の据置期間を含む。）以内であり、かつ、その償還が均等半年賦償還の方法によるものであることとする。

2 法第五条第一項の規定による国の貸付金に係る同項の規定による都道府県又は市町村の貸付金に関する貸付けの条件の基準は、次のとおりとする。

- 一 貸付金の償還期間が二十年（五年以内の据置期間を含む。）以内であり、かつ、その償還が均等半年賦償還の方法によるものであること。
- 二 貸付けを受ける特定連絡道路工事施行者は、国又は都道府県若しくは市町村が、貸付けに係る債権の保全その他貸付けの条件の適正な実施を図るため必要があると認めて、当該特定連絡道路工事施行者の業務及び資産の状況に関し報告を求め、又はその職員に、当該特定連絡道路工事施行者の事務所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の必要な物件を調査させ、若しくは関係者に質問させる場合において、報告をし、立入調査を受忍し、又は質問に応じなければならないこと。

（振替機構債券等についての申請の制限の対象となる社債、株式等の振替に関する法律等の規定による申請）

第七条 法第七条第七項の政令で定める申請は、次に掲げるもの（相続、遺贈、合併その他これらに準ずる事由によるものを除く。）とする。

- 一 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）附則第三十一条第二項において準用する同法附則第十四条第一項の規定による記載又は記録の申請
- 二 社債、株式等の振替に関する法律施行令（平成十四年政令第三百六十二号）第二十三条において準用する同令第八条第一項又は第九条第一項の規定による記載又は記録の申請
- 三 社債、株式等の振替に関する法律施行令第二十三条において準用する同令第十一条第一項の規定による記載又は記録の抹消の申請

○道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和三十三年法律第三十四号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、道路（道路法（昭和二十七年法律第八十号）による道路をいう。以下同じ。）の交通の安全の確保とその円滑化を図るとともに、生活環境の改善に資するため、道路の改築に関する国の負担又は補助の割合の特例その他道路整備事業（道路の新設、改築、維持及び修繕に関する事業をいい、道路の新設又は改築（電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第二条第三項に規定する電線共同溝（第四条第一項において単に「電線共同溝」という。）に係るものに限り。）に密接に関連する事業を含む。）に係る国の財政上の特別措置を定め、もつて国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与することを目的とする。

（電線共同溝への電線の敷設工事に係る資金の貸付け）

第四条 国は、都道府県又は市町村が道路法第三十七条第一項の規定により指定された道路の区域において建設される電線共同溝に係る電線共同溝の占用予定者（電線共同溝の整備等に関する特別措置法第五条第二項に規定する電線共同溝の占用予定者をいう。）に対し電線共同溝への電線の敷設工事（これに附帯する工事を含む。）に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付ける場合において、その貸付けの条件が次項の政令で定める基準に適合しているときは、当該貸付けに必要な資金の一部を無利子で当該都道府県又は市町村に貸し付けることができる。

2 前項に規定する国の貸付金及び同項の規定による国の貸付けに係る都道府県又は市町村の貸付金に関する償還方法その他必要な貸付けの条件の基準については、政令で定める。

（特定連絡道路に関する工事に係る資金の貸付け）

第五条 国は、都道府県又は市町村が特定連絡道路工事施行者（道路法第二十四条の規定により特定連絡道路の道路管理者の承認を受けて当該特定連絡道路に関する工事を行うおととする者であつて国土交通大臣が政令で定める要件に適合すると認めるものをいう。）に対し当該工事に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付ける場合において、その貸付けの条件が第三項の政令で定める基準に適合しているときは、当該貸付けに必要な資金の一部を無利子で当該都道府県又は市町村に貸し付けることができる。

2 前項の「特定連絡道路」とは、道路法第四十八条の十七第一項の規定により指定された重要物流道路（高速自動車国道又は自動車専用道路であるものに限る。）と商業施設、レクリエーション施設その他の施設でその利用者のうち相当数の者が当該重要物流道路を通行するものとを連絡する道路（他の道路と平面で交差するものを除く。）であつて、当該重要物流道路と他の連絡道路（当該重要物流道路と当該施設とを連絡する道路をいう。）が連結する部分における交通の混雑を緩和するために整備されるものをいう。

3 第一項の規定による国の貸付金及び当該貸付金に係る同項の規定による都道府県又は市町村の貸付金に関する償還方法その他必要な貸付けの条件の基準については、政令で定める。

（高速道路利便増進事業のための一般会計における独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の債務の承継等）

第六条 政府は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）の債務の負担の軽減により、高速道路利便増進事業のために必要となる高速道路貸付料（独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成十六年法律第百号。以下「機構法」という。）第十三条第一項第六号に規定する貸付料をいう。以下この条において同じ。）の額の減額を機構が行うこととした場合における機構法第十二条第一項第二号及び第三号の業務の確実かつ円滑な実施のために必要なその財政基盤の確保を図るため、平成二十一年三月三十一日までの間で国土交通大臣が財務大臣と協議して定める日（以下「承継日」という。）において、承継日における次に掲げる機構の債務（以下「機構債務」という。）で第四項の同意（第八項の変更の同意を含む。）を得た次項の計画（以下「同意計画」という。）に定められたものを、一般会計において承継する。

一 長期借入金に係る債務及び当該債務に係る利息（承継日以前に発生している利息のうち、承継日以後に支払われることとされているものに限る。）に係る債務

二 日本高速道路保有・債務返済機構債券及び日本道路公団等民営化関係法施行法（平成十六年法律第百二号）第十六条第二項に規定する道路債券等（以下「機構債券等」という。）に係る債務（承継日前に支払期が到来した利息に係るものを除く。）

2 機構及び高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）第一条に規定する会社（以下この条において単に「会社」という。）は、共同して、当該会社が道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）の規定に基づき管理を行っている高速道路（高速道路株式会社法第二条第二項に規定する高速道路をいう。以下この条において同じ。）（当該高速道路について二以上の会社が管理を行う場合にあつては、それぞれその会社が管理を行う高速道路の各部分。以下この項及び第四項において同じ。）に係る高速道路利便増進事業に関し、次に掲げる事項を定めた計画を作成し、国土交通大臣に協議し、その同意を求めるとする。

一 当該高速道路について特に必要と認められる高速道路利便増進事業に関する事項

二 前号の高速道路利便増進事業のために必要となる機構による高速道路貸付料の額の減額に関する事項

三 前項の規定により一般会計に承継された機構債務に関する事項及び東日本大震災に対処するために必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律（平成二十三年法律第四十二号）第五条第一項に規定する高速道路機構の特別国庫納付金額（第四項において単に「特別国庫納付金額」という。）に関する事項

四 計画期間

五 その他国土交通省令で定める事項

3 機構及び会社は、前項の計画を作成しようとするときは、あらかじめ、国民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

4 国土交通大臣は、第二項の計画が次に掲げる基準に適合すると認める場合に限り、これに同意をすることができる。

一 当該計画の実施が当該高速道路の通行者及び利用者の利便の増進並びに機構法第十三条第一項第八号に規定する徴収期間を通じた高速道路料金（同号に規定する料金をいう。第十項第二号において同じ。）の額の合計額を減少させることによる当該高速道路の通行者及び利用者の負担の軽減を図る上で適切かつ効果的であると認められること。

二 当該計画の実施が当該高速道路を含む道路の交通の安全の確保とその円滑化を図る上で適切かつ効果的であると認められること。

三 当該計画の実施による第二項第二号に規定する高速道路貸付料の額の減額の額が、第一項の措置による機構債務の負担の軽減額から特別国庫納付金額の納付による機構の負担の増加額を減じた額に見合う額となるものと認められること。

四 当該計画の実施のため必要となる機構法第十三条第一項に規定する協定の変更の案について機構及び当該会社が合意していることその他確実かつ円滑に実施されると見込まれるものであること。

5 国土交通大臣は、前項の同意をしようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

6 機構及び会社は、第二項の計画について第四項の同意を得たときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

7 機構は、第二項の計画を作成するために必要があると認めるときは、第一項第二号に掲げる債務に係る機構債券等のうち社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用があるものを取り扱うことについて社債等振替法第十三条第一項の同意を与えた振替機関（社債等振替法第二条第二項に規定する振替機関をいう。以下同じ。）及び当該振替機関の下位機関（社債等振替法第二条第九項に規定する下位機関をいう。以下同じ。）に対し、資料又は情報の提供その他必要な協力を求めることができる。

8 機構及び会社は、第四項の同意を得た第二項の計画の変更をしようとするときは、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。この場合においては、第三項から前項までの規定を準用する。

9 国土交通大臣は、承継日を定めるときは、これを公示しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

10 第一項及び第二項の「高速道路利便増進事業」とは、次に掲げる事業又は事務であつて、会社が行うものをいう。
一 高速道路のうち当該高速道路と道路（高速道路を除く。）とを連結する部分で国土交通省令で定めるものの整備に関する事業（これに附帯する高速道路の車線の増設に関する事業その他の事業を含む。）であつて、高速道路の通行者及び利用者の利便の増進のため必要と認められるもの

二 高速道路の区間を限つた特別な高速道路料金の額の設定（機構法第十三条第一項第八号に規定する徴収期間を通じた高速道路料金の額の合計額を減少させることにより高速道路の通行者及び利用者の負担の軽減を図るものに限る。）であつて、当該高速道路を含む道路の自動車交通の円滑化のため必要と認められるもの

（政府が承継した機構債券等に係る国債に関する法律の適用等）

第七条 前条第一項の規定により政府が承継した同項第二号に掲げる債務に係る機構債券等については、国債に関する法律（明治三十九年法律第三十四号。第六条及び第八条を除く。）、社債等振替法、特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）その他の法令中国債に関する規定を適用し、次の各号に掲げる機構債券等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める法律の規定は、適用しない。

一 日本高速道路保有・債務返済機構債券 機構法第二十二条（第三項及び第四項を除く。）

二 日本道路公団等民営化関係法施行法第十六条第二項に規定する道路債券等 同条第一項

2 機構は、前条第四項の同意（同条第八項の変更の同意を含む。）を得たときは、直ちに、当該同意計画に定められた同条第二項第三号に規定する機構債務に係る機構債券等のうち社債等振替法の規定の適用があるもの（以下この条において「振替機構債券等」という。）を取り扱うことについて社債等振替法第十三条第一項の同意を与えた振替機関（以下この条において「同意振替機関」という。）に対し、振替機構債券等の種類及び当該種類ごとの金額その他振替機構債券等に関し国土交通省令で定める事項（次項において「振替機構債券等の種類等」という。）を通知するとともに、社債等振替法第二条第五項に規定する振替機関等（以下この条において単に「振替機関等」という。）が振替機構債券等の振替を行う

ための口座を開設した者（以下この条において「特定加入者」という。）の氏名又は名称その他前条第一項の規定による振替機構債券等に係る機構債務の承継のために必要なものとして国土交通省令で定める事項（以下この条において「特定加入者の氏名等」という。）について報告を求めなければならない。

3 前項の通知を受けた同意振替機関は、直ちに、その直近下位機関（社債等振替法第二条第八項に規定する直近下位機関をいう。以下この条において同じ。）に対し、振替機構債券等の種類等を通知するとともに、特定加入者の氏名等について報告を求めなければならない。

4 前項の規定は、同項（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた口座管理機関（社債等振替法第二条第四項に規定する口座管理機関をいう。以下この条において同じ。）について準用する。

5 第二項又は第三項（前項において準用する場合を含む。）の規定による報告を求められた同意振替機関、直近下位機関及び口座管理機関は、速やかに、当該報告をしなければならない。その報告をした特定加入者の氏名等に変更があつたときも、同様とする。

6 機構は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、特定加入者に対し、承継日の二十日前までに機構に対し振替機関等により当該特定加入者のために開設された振替機構債券等の承継日以後における振替を行うための口座（当該口座の必要がないときは、その旨）を通知すべき旨を通知しなければならない。

7 振替機構債券等については、承継日の一月前の日から承継日までの間、社債等振替法第二百二十条において準用する社債等振替法第七十条第一項又は第七十一条第一項の振替又は抹消の申請（相続、遺贈、合併その他これらに準ずる事由による振替又は抹消の申請を除く。）その他社債等振替法又は社債等振替法に基づく政令の規定による申請であつて政令で定めるものをする事ができない。

8 機構は、承継日の二十日前までに、次に掲げる事項を財務大臣及び国土交通大臣に通知するものとする。

一 振替機構債券等の名称

二 特定加入者の氏名又は名称

三 特定加入者ごとの振替機構債券等（当該特定加入者が質権者である場合におけるその質権の目的である振替機構債券等を除く。）の金額

四 特定加入者が質権者であるときは、その旨及び質権の目的である振替機構債券等の金額

五 特定加入者が信託の受託者であるときは、その旨並びに第三号及び前号の金額のうち信託財産であるものの金額

六 特定加入者から通知を受けた第六項の口座（当該通知がないときは、特定加入者から同項の口座の必要がない旨の通知を受けた場合を除き、機構が次項に規定する振替機関又は当該振替機関の下位機関から特定加入者のために開設を受けた振替機構債券等の承継日以後における振替を行うための口座）

七 その他前条第一項の規定による振替機構債券等に係る機構債務の承継のために必要な事項

9 財務大臣は、前項の通知を受けたときは、承継日の二週間前までに、国が社債等振替法第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一 前項第二号から第六号までに掲げる事項

二 振替機構債券等の承継日以後における名称及び記号

三 その他振替機構債券等の承継日以後における振替のために必要な事項

- 10 前項の通知を受けた振替機関は、承継日までに、当該通知に係る振替機構債券等について、次に掲げる措置を執らなければならない。
- 一 当該振替機関が第八項第六号の口座を開設したものである場合には、次に掲げる措置
- イ 当該口座の第八項第三号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄における当該口座の特定加入者に係る同号の金額の増額の記載又は記録
- ロ 当該口座の第八項第四号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄における当該口座の特定加入者に係る同号の金額の増額の記載又は記録
- ハ 当該口座の第八項第五号の信託財産であるものの金額の増額の記載又は記録
- ニ 当該口座の特定加入者に対する第八項第六号に掲げる口座に関する事項及びイからハまでの記載又は記録に関する事項の通知
- 二 当該振替機関が第八項第六号の口座を開設したものでない場合には、次に掲げる措置
- イ その直近下位機関であつて特定加入者の上位機関（社債等振替法第二条第七項に規定する上位機関をいう。）であるものの口座（当該口座管理機関又はその下位機関の特定加入者が振替機構債券等についての権利を有するものを記載し、又は記録する口座に限る。）における特定加入者に係る第八項第三号の金額及び同項第四号の金額の合計額の増額の記載又は記録
- ロ イの直近下位機関に対する前項第一号及び第二号に掲げる事項の通知
- 11 前項の規定は、同項第二号ロ（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。
- 12 承継日以後における社債等振替法の国債に関する規定の適用については、振替機構債券等は社債等振替法第九十一条第三項第二号ニに掲げる振替国債と、第十項（前項において準用する場合を含む。）の規定による記載又は記録は当該振替国債についての社債等振替法第九十二条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による記載又は記録とみなす。
- 13 振替機関等は、承継日に、当該振替機関等が備える振替口座簿（社債等振替法第十二条第三項又は第四十五条第二項に規定する振替口座簿をいう。）中の振替機構債券等についての記載又は記録がされている口座において、当該振替機構債券等についての記載又は記録（第十項（第十項において準用する場合を含む。）の規定による記載又は記録を除く。）の全部を抹消するものとする。
- 14 前各項に定めるもののほか、前条第一項の規定による債務の承継に関し必要な事項は、政令で定める。

○高速自動車国道法施行令（昭和三十二年政令第二百五号）（抄）

（道路法の規定の適用についての技術的読替え）
 第十二条 法第二十五条第一項の規定により道路法の規定を適用する場合における同条第二項の規定による同法の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える道路法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十九条の二第一項	当該他の道路の道路管理者	国土交通大臣
第二十一条 第二十一条、第二十二条第一項、第二十二條の二、第二十三条第一項、第二十四条、第二十四条の三、第二十八条第一項及び第三項、第三十二条、第三十三条第一項、第三十四条から第三十七条まで、第三十八条第一項、第三十九条の二第七項、第三十九条の三第一項及び第三項、第三十九条の四第一項から第三項まで及び第五項、第三十九条の五、第三十九条の六第一項から第三項まで、第三十九条の七第二項及び第四項、第三十九条の九、第四十条第二項、第四十一条、第四十二条第一項、第四十三条の二、第四十四条第一項、第二項、第四項及び第六項、第四十四条の二第一項から第五項まで、第四十五条第一項、第四十六条、第四十七条第三項、第四十七条の二第一項及び第五項、第四十七条の四、第四十七条の五、第四十七条の七第一項及び第二項、第四十七条の八第一項、第四十七条の十一第一項及び第三項、第四十八	道路管理者 前条及び第三十一条	国土交通大臣 高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第八条及び第十二条

<p>条第二項及び第四項、第四十八条の二十第一項、第四十八条の二十一第一項及び第二項、第四十八条の二十三から第四十八条の二十五まで、第四十八条の二十七、第五十七条、第六十条、第六十二条、第六十六条第一項、第六十七条の二、第六十八条、第七十条第三項及び第四項、第七十一条第一項から第五項まで、第七十二条の二第一項及び第二項、第九十一条第二項、第九十二条第四項、第九十六条第五項、第一百零三条第二号、第五号及び第六号、第一百四十一条第一号、第三号及び第四号、第一百五号、第一百六条第一号</p>		
<p>第二十四条</p>	<p>第十二条、第十三条第三項、第十七条第四項若しくは第六項又は第十九条から第二十二條の二まで又は第四十八条の十九第一項</p>	<p>第二十一条から第二十二條の二まで又は高速自動車国道法第七条の二若しくは第八条</p>
<p>第二十四条の二第一項</p>	<p>道路管理者（指定区間内の国道にあつては、国。第三項、第三十九条第一項、第四十四条第五項及び第七項、第四十四条の二第八項、第四十八条の七第一項、第四十九条、第五十八条第一項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十四条第一項、第六十九条第一項、第七十条第一項、第七十二条第一項及び第三項、第七十三条第一項から第三項まで、第八十五条第三項並びに第九十一条第三項において同じ。）</p>	<p>国</p>
<p>第二十四条の二第三項、第三十九条第一項、第四十四条第五項及び第七項、第四十四条の二第八項、第五十八条第一項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十九条第一項、第七十二条第一項</p>	<p>道路管理者</p>	<p>国</p>

<p>項及び第三項、第七十三条第一項から第三項まで、第九十一条第三項</p>		
<p>第二十八条の二第一項</p>	<p>道路</p>	<p>高速自動車国道及び高速自動車国道以外の道路</p>
<p>第三十八条第二項、第七十条第一項</p>	<p>二以上の 道路管理者が</p>	<p>国土交通大臣及び</p>
<p>第三十八条第二項、第三十九条の四第四項、第九十三条</p>	<p>道路管理者が 当該道路管理者</p>	<p>国土交通大臣</p>
<p>第三十九条の二第一項、第三十九条の四第四項、第四十七条の八第二項、第四十八条の二十一第三項</p>	<p>道路管理者は 道路管理者の</p>	<p>国土交通大臣は 国の</p>
<p>第三十九条の二第二項、第六十四条第一項</p>	<p>道路管理者の 道路管理者（市町村である道路管理者を除く。）</p>	<p>国土交通大臣</p>
<p>第三十九条の二第六項</p>	<p>道路管理者（市町村である道路管理者を除く。） 同項の条例（指定区間内の国道にあつては、同項の政令）</p>	<p>同項の政令</p>
<p>第三十九条の七第四項</p>	<p>当該条例又は当該政令</p>	<p>当該政令</p>
<p>第四十七条の二第二項</p>	<p>道路管理者を異にする二以上の道路に係るものであるとき（国土交通省令で定める場合を除く。） 一の道路の道路管理者が行う</p>	<p>高速自動車国道及び高速自動車国道以外の道路に係るものであるとき 国土交通大臣又は一の道路の道路管</p>

	<p>当該一の道路の道路管理者</p> <p>他の道路の道路管理者</p>	<p>理者が行う</p> <p>国土交通大臣又は当該一の道路の道路管理者</p>
<p>第四十七条の二第三項</p>	<p>一の道路の道路管理者</p> <p>道路管理者（当該許可に関する権限を行う者が国土交通大臣である場合にあつては、国）</p>	<p>国土交通大臣</p> <p>国</p>
<p>第四十七条の七第一項、第九十一条第一項</p>	<p>第十八条第一項</p> <p>道路管理者の</p>	<p>高速自動車国道法第七条第一項</p> <p>関係地方整備局又は北海道開発局の</p>
<p>第四十七条の八第二項、第四十八条の二十一第三項</p>	<p>道路管理者の</p> <p>国土交通大臣又は道路管理者</p>	<p>国土交通大臣</p>
<p>第六十条</p>	<p>この法律</p>	<p>この法律及び高速自動車国道法</p>
<p>第六十四条第一項</p>	<p>割増金、第二十五条の規定に基づく料金</p> <p>道路管理者又は第十三条第二項の規定により指定区間内の国道の維持、修繕及び災害復旧以外の管理を行う都道府県若しくは指定市</p>	<p>割増金</p> <p>国</p>
<p>第六十四条第二項</p>	<p>同項の道路管理者</p>	<p>国</p>

第七十条第一項	道路管理者は	道路管理者は	国は
第七十一条第五項	、第四十八条第四項、第四十八条の十二又は第四十八條の十六	又は第四十八條第四項	国又は
第八十七条第一項	国土交通大臣及び道路管理者	国土交通大臣	国土交通大臣
第九十一条第一項	道路管理者（国土交通大臣が自ら道路の新設又は改築を行う場合における国土交通大臣を含む。以下この条及び第九十六条第五項後段において同じ。）	国土交通大臣	国土交通大臣の
第九十三条	当該道路の道路管理者	国土交通大臣	国土交通大臣
第九十六条第五項	第三十二条第一項若しくは 又は第四十八条の五第一項若しくは第三項の規定	第三十二条第一項又は の規定	第三十二条第一項又は の規定
第二百五条	、第四十八条第四項、第四十八条の十二若しくは第四十八條の十六	若しくは第四十八條第四項	若しくは第四十八條第四項

（道路法施行令の規定の適用についての技術的読替え）
第十三条 法第二十五条第一項の規定により道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）の規定を適用する場合における同条第二項の規定による同令の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える道路法施行令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三条の二第一項、第十九条第一項から第三項まで、第十九条の二第一項、第三十五条の三第一号	指定区間内の国道	高速自動車国道
第十九条の二第一項	納入告知書（法第十三条第二項の規定により都道府県又は指定市が占用料を徴収する事務を行っている場合にあつては、納入通知書）	納入告知書
第十九条の三第一項	指定区間内の国道に係るものにあつては国、指定区間外の国道に係るものにあつては道路管理者である都道府県又は指定市若しくは指定市以外の市、都道府県道又は市町村道に係るものにあつては道路管理者である都道府県又は市町村	国
第十九条の三の二	同条第一項本文中	これらの規定中「指定区間内の国道」とあるのは「高速自動車国道」と、同条第一項本文中
第十九条の三の三第一項、第十九条の六第二項、第十九条の九第一項、第三十条の三第二項	道路管理者は	国土交通大臣は
第十九条の三の三第一項	当該道路管理者	国土交通大臣
第十九条の三の三第二項及び第三項、第十九条の七、第十九条の九第二項及び第三項、第十九条の十、第十九条の十二から第十九条の十五まで、第三十条の四	道路管理者	国土交通大臣

<p>第十九条の六第一項第一号及び第二項、第十九条の九第一項、第三十条の三第一項第一号及び第二項</p>	<p>当該道路管理者</p>	<p>関係地方整備局又は北海道開発局</p>
<p>第三十四条の三第二号</p>	<p>道路管理者又は法第十七条第四項の規定により歩道の新設等を行う指定市以外の市町村</p>	<p>国土交通大臣</p>
<p>第三十七条</p>	<p>国道又は都道府県道を構成していた不用物件については四月とし、市町村道を構成していた不用物件については二月</p>	<p>四月</p>

○高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）（抄）

（道路法の適用）

第二十五条 高速自動車国道の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理については、この法律に定めるもののほか、道路法及び同法に基づく政令の規定の適用があるものとする。この場合において、同法第二条第二項第二号又は第六号中「第十八条第一項に規定する道路管理者」とあるのは「国土交通大臣」と、同法第二十四条の二第一項、第三十九条第二項、第三十九条の二第五項又は第六十一条第二項中「道路管理者である地方公共団体の条例（指定区間内の国道にあつては、政令）」とあるのは「政令」と、同法第二十四条の三中「条例（国道にあつては、国土交通省令）」とあるのは「国土交通省令」と、同法第四十四条第一項又は第七十三条第二項中「条例（指定区間内の国道にあつては、政令）」とあるのは「政令」と、同法第四十七条の二第四項中「当該許可に関する権限を行う者が国土交通大臣である場合にあつては政令で、その他の者である場合にあつては当該道路管理者である地方公共団体の条例で」とあるのは「政令で」と、同法第九十九条中「第十三条第二項、第二十七条又は第四十八条の十九第二項の規定により道路管理者に代わつて」とあるのは「高速自動車国道法第九条の規定により国土交通大臣に代わつて」と、「道路管理者とみなす」とあるのは「国土交通大臣とみなす」とする。

2 前項に定めるもののほか、道路法及び同法に基づく政令の規定の適用についての必要な技術的読替は、政令で定める。

○ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（抄）

別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係）
備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

政令	事務
<p>(略)</p> <p>道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）</p>	<p>(略)</p> <p>この政令の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの</p> <p>一 都道府県、指定市又は法第十七条第二項の規定により都道府県の同意を得た市が指定区間外の国道の道路管理者として処理することとされている事務（第二十三条第八項（第二十六条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）において読み替えて準用する第二十三条第一項及び第二項（これらの規定を第二十六条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定並びに第三十五条の四の規定により処理することとされているものを除く。）</p> <p>二 指定市以外の市町村が法第十七条第四項の規定により歩道の新設等を行う者として国道に関し処理することとされている事務（第三十五条の四の規定により処理することとされているものを除く。）</p>
(略)	(略)

○宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）（抄）

（法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限）

第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げる法律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。）に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法施行法（昭和四十三年法律第一百号）第三十八条第三項の規定により、なお従前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限（同法第二十六条及び第二十八条の規定により同法第三十八条第三項の規定の例によるものとされるものを含む。）で当該宅地又は建物に係るものとする。

一 都市計画法第二十九条第一項及び第二項、第三十五条の二第一項、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十三条第一項、第五十二条第一項、第五十二条の二第二項（同法第五十七条の三第一項において準用する場合を含む。）、第五十二条の三第二項及び第四項（これらの規定を同法第五十七条の四及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百八十四条において準用する場合を含む。次項において同じ。）、第五十三条第一項、第五十七条第二項及び第四項、第五十八条第一項、第五十八条の二第一項及び第二項、第六十五条第一項並びに第六十七条第一項及び第三項

二 建築基準法第三十九条第二項、第四十三条、第四十三条の二、第四十四条第一項、第四十五条第一項、第四十七条、第四十八条第一項から第十四項まで（同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第四十九条（同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第四十九条の二（同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第五十条（同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第五十二条第一項から第十四項まで、第五十三条第一項から第八項まで、第五十三条の二第一項から第三項まで、第五十四条、第五十五条第一項から第三項まで、第五十六条、第五十六条の二、第五十七条の二第三項、第五十七条の四第一項、第五十七条の五、第五十八条、第五十九条第一項及び第二項、第五十九条の二第二項、第六十条第一項及び第二項、第六十条の二第二項、第三項（同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）及び第六項、第六十条の三第一項、第二項及び第三項（同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第六十一条、第六十七条第一項及び第三項から第七項まで、第六十八条第一項から第四項まで、第六十八条の二第一項及び第五項（これらの規定を同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第六十八条の九、第七十五条、第七十五条の二第五項、第七十六条の三第五項、第八十六条第一項から第四項まで、第八十六条の二第二項から第三項まで並びに第八十六条の八第一項及び第三項

三 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第八条第一項

四 都市緑地法第八条第一項、第十四条第一項、第二十条第一項、第二十九条、第三十五条第一項、第二項及び第四項、第三十六条、第三十九条第一項、第五十条、第五十一条第五項並びに第五十四条第四項

五 生産緑地法第八条第一項

五の二 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法第五条第一項及び第二項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）
五の三 景観法第十六条第一項及び第二項、第二十一条第一項、第三十一条第一項、第四十一条、第六十三条第一項、第七十二条第一項、第七十三条第一項、第七十五条第一項及び第二項、第七十六条第一項、第八十六条、第八十七条第五項並びに第九十条第四項

- 六 土地区画整理法第七十六条第一項、第九十九条第一項及び第三項、第百条第二項並びに第百七十二条の二第一項及び第二項
- 六の二 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第八十三条において準用する土地区画整理法第九十九条第一項及び第三項並びに第百条第二項並びに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第七条第一項、第二十六条第一項及び第六十七条第一項
- 六の三 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第二十一条第一項
- 六の四 被災市街地復興特別措置法第七条第一項
- 七 新住宅市街地開発法第三十一条及び第三十二条第一項
- 七の二 新都市基盤整備法第三十九条において準用する土地区画整理法第九十九条第一項及び第三項並びに第百条第二項並びに新都市基盤整備法第五十条及び第五十一条第一項
- 八 旧公施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律第十三条第一項（都市再開発法附則第四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧防災建築街区造成法第五十五条第一項において準用する場合に限る。）
- 九 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律第二十五条第一項
- 十 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律第三十四条第一項
- 十一 流通業務市街地の整備に関する法律第五条第一項、第三十七条第一項及び第三十八条第一項
- 十二 都市再開発法第七条の四第一項、第六十六条第一項及び第九十五条の二
- 十二の二 幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）第十条第一項及び第二項
- 十二の三 集落地域整備法（昭和六十二年法律第六十三号）第六条第一項及び第二項
- 十二の四 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三十三条第一項及び第二項、第百九十七条第一項、第二百三十条、第二百八十三条第一項、第二百九十四条、第二百九十五条第五項並びに第二百九十八条第四項
- 十二の五 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第十五条第一項及び第二項並びに第三十三条第一項及び第二項
- 十三 港湾法第三十七条第一項第四号、第四十条第一項、第四十五条の六、第五十条の十三及び第五十条の二十四
- 十四 住宅地区改良法第九条第一項
- 十五 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）第四条第一項及び第八条
- 十六 農地法第三条第一項、第四条第一項及び第五条第一項
- 十七 宅地造成等規制法第八条第一項及び第十二条第一項
- 十七の二 マンションの建替え等の円滑化に関する法律第一百五十五条第一項
- 十七の三 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二十三条
- 十八 自然公園法第二十条第三項、第二十一条第三項、第二十二条第三項、第三十三条第一項、第四十八条及び第七十三条第一項（利用調整地区に係る部分を除く。）

- 十八の二 首都圏近郊緑地保全法（昭和四十一年法律第百一号）第十三条
- 十八の三 近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和四十二年法律第百三十三号）第十四条
- 十八の四 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第四十三条
- 十八の五 水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十五条の八第一項
- 十八の六 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二十五条の九
- 十九 河川法第二十六条第一項、第二十七条第一項、第五十五条第一項、第五十七条第一項、第五十八条の四第一項及び第五十八条の六第一項（これらの規定を同法第百条第一項において準用する場合を含む。）
- 十九の二 特定都市河川浸水被害対策法第九条、第十六条第一項、第十八条第一項、第二十五条第二項及び第三十一条
- 二十 海岸法第八条第一項
- 二十の二 津波防災地域づくりに関する法律第二十三条第一項、第五十二条第一項、第五十八条、第六十八条、第七十三条第一項、第七十八条第一項、第八十二条及び第八十七条第一項
- 二十一 砂防法第四条（同法第三条において準用する場合を含む。）
- 二十二 地すべり等防止法第十八条第一項及び第四十二条第一項
- 二十三 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第七条第一項
- 二十三の二 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第十条第一項及び第十七条第一項
- 二十四 森林法第十条の二第一項、第十条の十一の六、第三十一条（同法第四十四条において準用する場合を含む。）並びに第三十四条第一項及び第二項（これらの規定を同法第四十四条において準用する場合を含む。）
- 二十四の二 森林経営管理法（平成三十年法律第三十五号）第七条第三項及び第三十七条第三項
- 二十五 道路法第四十七条の九、第四十八条の二十二及び第九十一条第一項
- 二十六 全国新幹線鉄道整備法（昭和四十五年法律第七十一号）第十一条第一項（同法附則第十三項において準用する場合を含む。）
- 二十七 土地収用法第二十八条の三第一項（同法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）
- 二十八 文化財保護法第四十三条第一項、第四十五条第一項、第四十六条第一項及び第五項（これらの規定を同法第八十三条において準用する場合を含む。）並びに次項において同じ。）、第二百二十五条第一項、第二百二十八条第一項、第四百三十三条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）並びに第百八十二条第二項
- 二十九 航空法第四十九条第一項（同法第五十五条の二第三項又は自衛隊法第百七条第二項において準用する場合を含む。）及び第五十六条の三第一項
- 三十 国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第十四条第一項、第二十三条第一項並びに第二十七条の四第一項及び第三項（これらの規定を同法第二十七条の七第一項において準用する場合を含む。）
- 三十の二 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第五十一条の二十九第一項
- 三十一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の十九第一項及び第三項

三十二 土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第九条並びに第十二条第一項及び第三項

三十三 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第四十五条の七、第四十五条の八第五項及び第四十五条の十一第四項（これらの規定を同法第四十五条の十三第三項、第四十五条の十四第三項、第四十五条の二十一第三項、第七十三条第二項及び第九十九条の二第三項において準用する場合を含む。）、第四十五条の二十、第八十八条第一項及び第二項並びに第八十八条第一項及び第二項

三十三の二 地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七条の十八第一項及び第三項

三十四 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第四十六条、第四十七条第三項及び第五十条第四項（これらの規定を同法第五十一条の二第三項において準用する場合を含む。）

三十五 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第四十九条の五（同法第四十九条の七第二項において準用する場合を含む。）

三十六 東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第六十四条第四項及び第五項

三十七 大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）第二十八条第四項及び第五項

2 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、宅地の貸借の契約については、前項に規定する制限のうち、都市計画法第五十二条の三第二項及び第四項、第五十七条第二項及び第四項並びに第六十七条第一項及び第三項、新住宅市街地開発法第三十一条、新都市基盤整備法第五十条、流通業務市街地の整備に関する法律第三十七条第一項、公有地の拡大の推進に関する法律第四条第一項及び第八条並びに文化財保護法第四十六条第一項及び第五項の規定に基づくもの以外のもので、当該宅地に係るものとする。

3 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、建物の貸借の契約については、新住宅市街地開発法第三十二条第一項、新都市基盤整備法第五十一条第一項及び流通業務市街地の整備に関する法律第三十八条第一項の規定に基づく制限で、当該建物に係るものとする。

○交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行令（昭和四十一年政令第三百三号）（抄）

（交通管制センター並びに道路の改築及び道路の附属物）

第一条 交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（以下「法」という。）第二条第三項第一号口に規定する政令で定める施設は、専ら道路交通に関する情報の収集、分析及び伝達、信号機、道路標識及び道路標示の操作並びに警察官及び交通巡視員に対する交通の規制に関する指令を一体的かつ有機的に行うためのもの（車両又は航空機に設置されるものを除く。）とする。

2 法第二条第三項第二号イに規定する道路の改築で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 歩道、自転車道、自転車歩行者道、他の車両の速度よりも遅い速度で進行している車両を分離して通行させることを目的とする車線（登坂車線を含む。）、中央帯、自転車専用道路、自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路の設置、路肩の改良又は視距を延長するための道路の改築のうち、道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）第三十八条第二項の規定により同項に規定する規定による基準によらないことができる一般国道の改築又は道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十条第三項の政令で定める基準を適用した場合に同令第三十八条第二項の規定により同項に規定する規定による基準によらないことができることとなる都道府県道若しくは市町村道の改築（次号において「都道府県道等交通安全小区間改築」という。）

- 二 交差点又はその付近における道路の改築のうち、突角の切取り、車道の拡幅（道路構造令第三十八条第二項の規定により同項に規定する規定による基準によらないことができる一般国道の改築又は都道府県道等交通安全小区間改築に限る。）又は交通島の設置

- 三 主として車両の停車の用に供することを目的とする道路の部分の設置
- 四 歩道、自転車道又は自転車歩行者道を有しない道路において自動車を減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保するために行う路面の凸部の設置又は自動車の通行の用に供する部分の幅員の縮小

3 法第二条第三項第二号ロに規定する政令で定める道路の附属物は、道路情報提供装置、道路法第二条第二項第六号に掲げるもの及び道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第三十四条の三第三号から第五号までに掲げるものとする。

（法第六条第二項及び第三項に規定する政令で定める事業）

第二条の三 法第六条第二項及び第三項に規定する政令で定める事業は、道路標識、さく、街灯、道路情報提供装置、道路法第二条第二項第六号に掲げるもの又は道路法施行令第三十四条の三第三号に掲げるもので安全な交通を確保するためのものの設置に関する事業とする。

○阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第七十六条の都市施設を定める政令（平成七年政令第四十六号）（抄）

阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第七十六条の政令で定める都市施設は、次に掲げるものとする。

- 一 道路（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第二条第二項第一号、第四号及び第七号に掲げる施設並びに道路の防雪又は防砂のための施設を含む。）のうち、同法第十八条第二項の規定による供用開始の公示がなされていないもの（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による告示のあったもの及び土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）による土地区画整理事業により築造されたものに限る。）で、地方公共団体又は土地区画整理組合が管理するもの
- 二 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第八条第一項に規定する鉄道施設で道路と鉄道とを立体交差とするものうち、同法第十二条第三項の規定による検査を終了していないもので、地方公共団体（同法第七条第一項の鉄道事業者であるものを除く。）又は土地区画整理組合が管理するもの
- 三 都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）第二十五条各号に掲げる施設で、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項第一号に規定する公園若しくは緑地に設けられ、又は都市計画法第五条の規定により指定された都市計画区域内の同法第十一条第一項第二号に掲げる施設に設けられたものうち、地方公共団体が管理するもの
- 四 都市計画法第五条の規定により指定された都市計画区域内にある排水施設のうち、地方公共団体が管理するもの

○日本道路公団等の民営化に伴う経過措置及び関係政令の整備等に関する政令（平成十七年政令第二百三号）（抄）

（管理有料高速道路に係る料金の額の基準等）

第五条 法第二十六条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律第一条の規定による改正前の道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号。以下この条において「旧特別措置法」という。）第十一條第三項（旧特別措置法第五条第一項又は第四項の許可に係る部分に限る。）の料金の額の基準については、第二十九条の規定による改正前の道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号。以下この条において「旧特別措置令」という。）第一条の七、第三条並びに同条第二項において準用する旧特別措置令第二条第二項及び第三項（これらの規定中旧特別措置法第五条第一項の料金の額に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる旧特別措置令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第一条の七第一項	日本道路公団	日本道路公団等民営化関係法施行法（平成十六年法律第二百二号。以下「施行法」という。）第二十条第一項に規定する管理有料高速道路承継会社（以下単に「管理有料高速道路承継会社」という。）
第一条の七第二項	日本道路公団、本州四国連絡橋公団、地方道路公団又は道路管理者が法第十二条第一項本文	管理有料高速道路承継会社が施行法第二十六条第二項の規定により読み替えて適用する日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律（平成十六年法律第一百一号）第一条の規定による改正後の法（以下「新特別措置法」という。）第二十四条第一項本文
第一条の七第四項	日本道路公団、本州四国連絡橋公団、地方道路公団又は道路管理者が法第十二条第二項	管理有料高速道路承継会社が施行法第二十六条第二項の規定により適用する新特別措置法第二十四条第二項

第三条	日本道路公団又は地方道路公社	管理有料高速道路承継会社
第三条第一項第二号	法第七条第一項（法第七条の十九において準用する場合を含む。）	施行法第二十六条第二項の規定により読み替えて適用する新特別措置法第九条第一項（第一号から第三号までに係る部分を除く。）
第三条第一項第三号	法第三十条及び第三十一条	施行法第二十六条第二項の規定により読み替えて適用する新特別措置法第五十四条第一項（後段にあつては、政令で定める技術的読替えに係る部分に限る。）及び第二項並びに第五十五条
第三条第一項第四号	、 占用料及び負担金の徴収	及び負担金の徴収で管理有料高速道路承継会社が行うもの
第三条第一項第五号	道路債券	債券
第三条第二項	、 占用料若しくは	若しくは

2 法第二十六条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧特別措置法第十一条第三項の料金の徴収期間の基準は、その満了の日が有料高速道路承継会社をいう。）の成立の日から起算して二十年を超管理有料高速道路承継会社（法第二十条第一項に規定する管理えないこととする。）

（管理有料高速道路に係る新特別措置法等の規定の適用についての技術的読替え）

第六条 法第二十六条第二項の規定による日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律第一条の規定による改正後の道路整備特別措置法（以下この条において「新特別措置法」という。）の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える新特別措置法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
----------------	-----------	---------

<p>第四条</p>	<p>会社</p>	<p>日本道路公団等民営化関係法施行法（平成十六年法律第百二号。以下「施行法」という。）第二十条第一項に規定する管理有料高速道路承継会社（以下単に「管理有料高速道路承継会社」という。）</p>
<p>第五条から第七条まで、第九条第一項（第一号から第三号までに係る部分を除く。）及び第九項から第十一項まで、第四十二条第四項、第四十四条第一項及び第二項、第四十五条第三項及び第六項、第五十一条第四項</p>	<p>会社</p>	<p>管理有料高速道路承継会社</p>
<p>第五条第一項</p>	<p>、 機構</p>	<p>、 道路管理者</p>
<p>第五条第一項第一号</p>	<p>第八条第一項第二十一号の規定により高速道路の道路管理者に代わつてその権限を行う機構（第五十四条第一項の規定により読み替えて適用する道路法第七十一条第四項の規定により機構</p>	<p>道路管理者（道路法第七十一条第四項の規定により道路管理者</p>
<p>第五条第一項第三号</p>	<p>第八条第一項第二十一号の規定により高速道路の道路管理者に代わつてその権限を行う機構</p>	<p>道路管理者</p>
<p>第九条第一項（第一号から第三号までに係る部分を除く。）</p>	<p>第三条第一項の許可を受けて高速道路を新設し、若しくは改築する場合又は第四条</p>	<p>第四条</p>

第九條第一項第五号	新設、改築、維持		維持
第九條第一項第九号	第三十八條第一項（同法第九十一條第二項において準用する場合を含む。）		第三十八條第一項
第九條第一項第十号及び第九項	第四十四條の二第二項（同法第九十一條第二項において準用する場合を含む。）	第四十四條の二第二項	
第九條第一項第十号	同法第四十四條の二第四項（同法第九十一條第二項において準用する場合を含む。）	同法第四項	
第九條第一項第十号	同法第四十四條の二第五項（同法第九十一條第二項において準用する場合を含む。）	同法第五項	
第九條第一項第十一号	同法第四十四條の二第二項（同法第九十一條第二項において準用する場合を含む。）	同法第二項	
第九條第一項第十一号	同法第四十四條の二第三項（同法第九十一條第二項において準用する場合を含む。）	同法第三項	
第九條第十一項	前条第一項第二十号の規定により機構 道路法第四十五條第一項、第四十七條の四及び第四十八條の十一第二項	道路法第四十五條第一項、第四十七條の四及び第四十八條の十一第二項の規定により設けるべきものとして道路管理者 これら	
第二十二條第一項の規定により公告する工事開始	第二十五條第一項		

	第二十四条第一項	の日から第二十五条第一項	
	第二十四条第三項及び第四項	高速自動車国道又は自動車専用道路	自動車専用道路
	第二十四条第三項	会社等又は有料道路管理者	管理有料高速道路承継会社
	第二十四条第四項	この法律の規定により料金を徴収することができ る道路	施行法第十三条第四項第二号に規定する管理 有料高速道路（以下単に「管理有料高速道路 」という。）
	第二十五条第一項、第二十六条、第三十七条 第一項、第三十八条、第四十二条第一項、第 四十七条、第四十八条第二項	、会社等にあつては公告し、有料道路管理者にあ つては公示する	公告する
	第三十条第一項（第一号及び第二号に係る部 分を除く。）及び第二項、第四十条第一項、 第四十六条第一項	会社等 会社管理高速道路	管理有料高速道路承継会社
	第三十条第一項（第一号及び第二号に係る部 分を除く。）及び第二項	機構及び会社	管理有料高速道路承継会社
	第三十条第一項第三号及び第八号	第三十七条第一項（同法第九十一条第二項におい て準用する場合を含む。）	第三十七条第一項
	第三十条第一項第四号	第四十四条第一項（同法第九十一条第二項におい て準用する場合を含む。）	第四十四条第一項

	<p>第三十条第一項第五号</p>	<p>第四十七条の九第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）</p>
<p>第三十条第一項第六号</p>	<p>第四十八条の二第一項又は第二項</p>	<p>第四十八条の二第二項</p>
<p>第三十条第一項第八号</p>	<p>第二項（同法第九十一条第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）</p>	<p>第二項</p>
<p>第三十二条第一項</p>	<p>会社又は機構は、会社管理高速道路</p> <p>会社にあつては当該会社管理高速道路の道路管理者又は機構に対して、機構にあつては当該会社管理高速道路</p>	<p>管理有料高速道路承継会社は、管理有料高速道路</p> <p>当該管理有料高速道路</p>
<p>第三十五条</p>	<p>第八条第一項第十九号、第九条第一項第九号又は第十七条第一項第十四号</p> <p>機構等又は会社</p> <p>「機構等又は会社</p>	<p>第九条第一項第九号</p> <p>管理有料高速道路承継会社が</p> <p>「日本道路公団等民営化関係法施行法（平成十六年法律第百二号）第二十条第一項に規定する管理有料高速道路承継会社</p>
<p>第三十七条第一項、第五十四条第二項、第五十五条</p>	<p>会社管理高速道路又は公社管理道路</p>	<p>管理有料高速道路</p>
<p>第三十七条第一項</p>	<p>この法律及び機構法又は地方道路公社法（昭和四</p>	<p>この法律</p>

	<p>「会社</p> <p>第二十一条の規定によつて道路管理者」とあるのは「道路整備特別措置法第八条第一項第十一号の規定により第二十一条の規定による道路管理者の権限を代わつて行う機構」と、「この法律</p> <p>第六十一条第一項中「道路管理者」とあるのは「機構」と、同条第二項</p> <p>行う会社</p>	<p>「日本道路公団等民営化関係法施行法第二十条第一項に規定する管理有料高速道路承継会社</p> <p>この法律</p> <p>第六十一条第二項</p>
<p>第四十二条第一項</p>	<p>第三条第一項、第十条第一項、第十一条第一項、第十二条第一項及び第十五条第一項</p> <p>並びに</p>	<p>第三条第一項</p> <p>及び</p>
<p>第四十四条第三項</p>	<p>会社</p>	<p>日本道路公団等民営化関係法施行法第二十条第一項に規定する管理有料高速道路承継会社</p>
<p>第四十五条第六項</p>	<p>金額（前項の手数料に相当する金額を除く。）</p>	<p>金額</p>
<p>第四十六条第一項</p>	<p>機構又は当該会社に対して、公社管理道路（指定市の市道以外の市町村道（指定都市高速道路を除く。以下この項、第四十八条第一項及び第五十三条において同じ。）を除く。）に関し当該地方道</p> <p>当該管理有料高速道路承継会社</p>	

	<p>路公社に対して、都道府県知事は、公社管理道路（指定市の市道以外の市町村道に限る。）に關し当該地方道路公社</p>	
<p>第四十六条第一項第一号</p>	<p>機構等又は会社 道路法、高速自動車国道法 国土交通大臣若しくは都道府県知事</p>	<p>管理有料高速道路承継会社 道路法 国土交通大臣</p>
<p>第四十七条、第四十八条第二項</p>	<p>会社管理高速道路又は指定都市高速道路</p>	<p>管理有料高速道路</p>
<p>第四十八条第一項</p>	<p>会社管理高速道路又は公社管理道路の管理に關し、都道府県知事は地方道路公社に対して公社管理道路（指定市の市道以外の市町村道に限る。）</p>	<p>管理有料高速道路</p>
<p>第五十一条第五項</p>	<p>会社が新設し、又は改築する高速道路</p>	<p>管理有料高速道路</p>
<p>第五十四条第一項 前段</p>	<p>道路の新設、改築、 高速自動車国道法（第二十条を除く。）並びにこれらの法律</p>	<p>当該管理有料高速道路承継会社 管理有料高速道路の 同法</p>
<p>第五十五条</p>	<p>道路整備特別措置法第二条第六項に規定する会社等（次項において「会社等」という。）若しくはこれらの</p>	<p>日本道路公団等民営化関係法施行法第二十条第一項に規定する管理有料高速道路承継会社若しくはその</p>

2 法第二十六条第二項の規定により読み替えて適用する新特別措置法第五十四条第一項の規定による道路法（昭和二十七年法律第八十号）の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

					又は会社等
読み替える道路法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える字句	読み替える字句	又は日本道路公団等民営化関係法施行法第二十条第一項に規定する管理有料高速道路承継会社
第二条第二項第二号	第十八条第一項に規定する道路管理者	日本道路公団等民営化関係法施行法（平成十六年法律第二百二号。以下「施行法」という。）第二十条第一項に規定する管理有料高速道路承継会社（以下単に「管理有料高速道路承継会社」という。）	管理有料高速道路承継会社	管理有料高速道路承継会社	
第二条第二項第六号	第十八条第一項に規定する道路管理者	管理有料高速道路承継会社	管理有料高速道路承継会社	管理有料高速道路承継会社	
第十九条の二第一項、第二十条第三項、第三十一条第一項、第二項及び第四項、第九十三条	当該道路の道路管理者		管理有料高速道路承継会社	管理有料高速道路承継会社	
第十九条の二第一項	道路管理者（	道路管理者（当該他の道路が他の管理有料高速道路承継会社が管理する管理有料高速道路であるときは、当該他の管理有料高速道路承継会社。	道路管理者（当該他の道路が他の管理有料高速道路承継会社が管理する管理有料高速道路であるときは、当該他の管理有料高速道路承継会社。	道路管理者（当該他の道路が他の管理有料高速道路承継会社が管理する管理有料高速道路であるときは、当該他の管理有料高速道路承継会社。	
第十九条の二第二項	そのいずれかが国土交通大臣である場合を除き、共用管理施設関係道路管理者のいずれかが都道府県であるときは国土交通大臣に、その他のときは都道府県知事	当該他の道路の道路管理者が国土交通大臣である場合を除き、国土交通大臣	当該他の道路の道路管理者が国土交通大臣である場合を除き、国土交通大臣	当該他の道路の道路管理者が国土交通大臣である場合を除き、国土交通大臣	

第十九条の二第三項	国土交通大臣」とあるのは「国土交通大臣又は都道府県知事」と、「関係都道府県知事」とあるのは「共用管理施設関係道路管理者	関係都道府県知事の」とあるのは「共用管理施設関係道路管理者の」と、「関係都道府県知事は」とあるのは「当該他の道路の道路管理者（地方公共団体であるものに限る。）は
第十九条の二第五項	共用管理施設関係道路管理者は	当該道路の道路管理者及び当該他の道路管理者は
第二十条第一項	当該道路の道路管理者	管理有料高速道路承継会社（他の工作物の管理者が当該管理有料高速道路承継会社であるときは、当該道路の道路管理者。以下この条において同じ。）
第二十条第三項	国土交通大臣以外の道路管理者	管理有料高速道路承継会社
第二十条第四項及び第五項、第三十一条第三項	そのいずれかが国又は都道府県であるときは国土交通大臣及び当該他の工作物に関する主務大臣に、その他のときは都道府県知事（他の工作物に関する主務大臣の事務を分掌する地方支分部局の長があるときは、都道府県知事及び当該支分部局の長。以下本条並びに第五十五条第三項及び第四項において同じ。）	国土交通大臣及び他の工作物に関する主務大臣
第二十条第四項	主務大臣又は都道府県知事	主務大臣
第七條第六項	第七條第六項前段	

	<p>当該道路の道路管理者又は</p> <p>、「関係都道府県知事は、」とあるのは「当該道路の道路管理者は、」と、「当該都道府県の議会の議決を経なければならない。」とあるのは「指定区間外の国道にあつては道路管理者である都道府県の議会に諮問し、その他の道路にあつては道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならない。」と読み替える</p>	<p>管理有料高速道路承継会社又は</p> <p>読み替える</p>
<p>第二十条第五項</p>	<p>第二項の規定による国土交通大臣と当該他の工作物に関する主務大臣との協議が成立した場合又は第三項</p> <p>若しくは都道府県知事が裁定</p>	<p>第三項</p> <p>が裁定</p>
<p>第二十条第五項、第二十三条第一項、第三十八条、第四十二条第一項、第七十条第一項、第三項及び第四項、第九十一条第二項、第九十二条第四項</p>	<p>道路管理者</p>	<p>管理有料高速道路承継会社</p>
<p>第二十条第六項</p>	<p>道路管理者と</p>	<p>管理有料高速道路承継会社と</p>
<p>第二十一条</p>	<p>協議</p>	<p>管理有料高速道路承継会社が協議</p>
<p>第二十二條の二</p>	<p>道路管理者は</p>	<p>管理有料高速道路承継会社は</p>

第二十二條の二、第二十四條	道路管理者以外	道路管理者及び管理有料高速道路承継会社以外
第三十一條第二項	国土交通大臣以外の道路管理者	管理有料高速道路承継会社
第三十一條第三項	当該道路の道路管理者、 、「関係都道府県知事は、」とあるのは「当該道路の道路管理者は、」と、「当該都道府県の議会の議決を経なければならない。」とあるのは「指定区間外の国道にあつては道路管理者である都道府県の議会に諮問し、その他の道路にあつては当該道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならない。」と読み替える	管理有料高速道路承継会社、 読み替える
第四十一條、第四十五條第一項、第四十七條の五、第四十七條の八第一項、第四十八條の十一第二項	道路管理者	道路管理者及び管理有料高速道路承継会社
第四十四條の二第一項から第五項まで及び第八項、第六十七條の二第二項から第五項まで、第九十五條の二	道路管理者	道路管理者又は管理有料高速道路承継会社
第六十七條の二第一項	道路管理者	道路管理者若しくは管理有料高速道路承継会社
第九十三條	当該道路管理者	当該管理有料高速道路承継会社

3 法第二十六條第二項の規定により読み替えて適用する新特別措置法第五十四條第一項の規定による道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える道路法施行令の規定	第十九条の六第一項第一号	第十九条の六第二項、第十九条の七、第十九条の九、第十九条の十、第三十条の三第一項第一号及び第二項、第三十条の四	第三十四条の三第二号
読み替えられる字句	道路管理者	道路管理者	道路管理者又は法第十七条第四項の規定により歩道の新設等を行う指定市以外の市町村
読み替える字句	管理有料高速道路承継会社（日本道路公団等民営化関係法施行法（平成十六年法律第百二二号）第二十条第一項に規定する管理有料高速道路承継会社をいう。以下同じ。）	管理有料高速道路承継会社	管理有料高速道路承継会社

○東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の国土交通省関係規定の施行等に関する政令（平成二十三年政令第三百二十四号）（抄）

（補助の対象となる都市施設）

第一条 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（以下「法」という。）第三条第一項第五号の政令で定める都市施設は、次に掲げるものとする。

一 道路（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第二条第二項第一号、第四号及び第七号並びに道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第三十四条の三第一号に掲げる施設を含む。）のうち、同法第十八条第二項の規定による供用開始の公示がなされていないもの（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による告示のあったもの及び土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）による土地区画整理事業により築造されたものに限る。）で、地方公共団体又は土地区画整理組
合が管理するもの

二 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第八条第一項に規定する鉄道施設で道路と鉄道とを立体交差とするもののうち、同法第十二条第三項の規定による検査を終了していないもので、地方公共団体（同法第七条第一項に規定する鉄道事業者であるものを除く。）又は土地区画整理組合が管理するもの

三 駅前広場並びに一般公共の用に供される自動車駐車場、自転車駐車場及び鉄道を横断して設けられている通路のうち、地方公共団体が管理するもの（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和二十六年政令第百七号）第一条第七号に定めるものを除く。）

四 都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）第三十一条各号に掲げる施設（国土交通大臣の指定するものを除く。）で、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項第一号に掲げる公園若しくは緑地に設けられ、又は都市計画法第五条の規定により指定された都市計画区域内の同法第十一条第二号に掲げる施設に設けられたものうち、地方公共団体が管理するもの（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第一条第十一号に定めるものを除く。）

五 都市計画法第五条の規定により指定された都市計画区域内にある排水施設のうち、地方公共団体が管理するもの

○特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第二百二十四号）（抄）

（一般会計の負担に属する公債及び借入金から除かれるもの）

第四十一条 法第四十二条第二項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に基く大蔵省関係諸命令の措置に関する法律（昭和二十七年法律第四十三号）第九条の規定による廃止前の臨時軍事費特別会計の終結に関する件（昭和二十一年勅令第一百十号）第五条の規定に基づき旧臨時軍事費特別会計（同令第一条の規定により昭和二十一年二月二十八日においてその年度が終結された臨時軍事費特別会計をいう。）から一般会計に承継された借入金
- 二 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和三十三年法律第三十四号）第六条第一項の規定に基づき独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構から一般会計に承継された債務に係る長期借入金（同項第一号に規定する長期借入金をいう。）及び機構債券等（同項第二号に規定する機構債券等をいう。）
- 三 法附則第二百三十条第四項の規定に基づき法附則第六十七条第十号の規定により設置する国営土地改良事業特別会計から一般会計に承継された借入金
- 四 独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）第三百十条の規定による改正前の高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）附則第十条第三項の規定に基づき法附則第六十七条第一項第十二号の規定により設置する国立高度専門医療センター特別会計から一般会計に承継された借入金
- 五 特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第七十六号）附則第十二条第三項の規定に基づき同条第一項に規定する旧社会資本整備事業特別会計から一般会計に承継された借入金

○山村振興法施行令（昭和四十年政令第三百三十一号）（抄）

（基幹道路の指定等）

第五条 法第十一条第一項に規定する関係行政機関の長は、市町村道については国土交通大臣、市町村が管理する農道、林道及び漁港関連道路については農林水産大臣とする。

2 都道府県は、法第十一条第一項の規定により市町村道の新設又は改築に関する工事を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村道の路線名、工事区間、工事の種類及び工事の開始の日を告示しなければならない。工事の全部又は一部を完了し、又は廃止しようとするときも、工事の開始の場合に準じてその旨を告示するものとする。

3 法第十一条第二項の規定により都道府県が市町村道の道路管理者に代わつて行う権限は、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第四条第一項各号（第二号を除く。）に掲げるものとする。

4 前項に規定する都道府県の権限は、第二項の規定により告示する工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第三十号及び第三十一号に掲げるものについては、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。

5 都道府県は、法第十一条第二項の規定により市町村道の道路管理者に代わつて道路法施行令第四条第一項第二十三号又は第二十四号（いずれも協定の締結に係る部分に限る。次項において同じ。）に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村道の道路管理者の意見を聴かなければならない。

6 都道府県は、法第十一条第二項の規定により市町村道の道路管理者に代わつて道路法施行令第四条第一項第一号、第六号、第八号、第十一号（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十九条の二第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による入札占用指針の策定に係る部分に限る。）、第二十三号、第二十四号、第二十五号（道路法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされる協議に係る部分に限る。）又は第三十二号に掲げる権限を行つたときは、遅滞なく、その旨を当該市町村道の道路管理者に通知しなければならない。

○豪雪地帯対策特別措置法施行令（昭和四十六年政令第三百六十七号）（抄）

（道路管理者の権限の代行）

第一条 道府県は、豪雪地帯対策特別措置法（以下「法」という。）第十四条第一項の規定により市町村道の改築に関する工事を行うときは、あらかじめ、当該市町村道の路線名、工事区間、工事の種類及び工事の開始の日を告示しなければならない。工事の全部又は一部を完了し、又は廃止しようとするときも、工事の開始の場合に準じてその旨を告示するものとする。

2 法第十四条第二項の規定により道府県が市町村道の道路管理者に代わつて行う権限は、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第四条第一項各号（第二号を除く。）に掲げるものとする。

3 前項に規定する道府県の権限は、第一項の規定により告示する工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第三十号及び第三十一号に掲げるものについては、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。

4 道府県は、法第十四条第二項の規定により市町村道の道路管理者に代わつて道路法施行令第四条第一項第二十三号又は第二十四号（いずれも協定の締結に係る部分に限る。次項において同じ。）に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村道の道路管理者の意見を聴かなければならない。

5 道府県は、法第十四条第二項の規定により市町村道の道路管理者に代わつて道路法施行令第四条第一項第一号、第六号、第八号、第十一号（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十九条の二第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による入札占用指針の策定に係る部分に限る。）、第二十三号、第二十四号、第二十五号（道路法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされる協議に係る部分に限る。）又は第三十二号に掲げる権限を行つたときは、遅滞なく、その旨を当該市町村道の道路管理者に通知しなければならない。

○半島振興法施行令（昭和六十一年政令第二百四十三号）（抄）

（基幹的な市町村道等の指定等）

第二条 法第十一条第一項の政令で定める関係行政機関の長は、基幹的な市町村道については国土交通大臣、市町村が管理する基幹的な農道、林道及び漁港関連道については農林水産大臣とする。

2 都道府県は、法第十一条第一項の規定により市町村道の新設又は改築に関する工事を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村道の路線名、工事区間、工事の種類及び工事の開始の日を告示しなければならない。工事の全部又は一部を完了し、又は廃止しようとするときも、工事の開始の場合に準じてその旨を告示するものとする。

3 法第十一条第二項の規定により都道府県が市町村道の道路管理者に代わつて行う権限は、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第四条第一項各号（第二号を除く。）に掲げるものとする。

4 前項に規定する都道府県の権限は、第二項の規定により告示する工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第三十号及び第三十一号に掲げるものについては、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。

5 都道府県は、法第十一条第二項の規定により市町村道の道路管理者に代わつて道路法施行令第四条第一項第二十三号又は第二十四号（いずれも協定の締結に係る部分に限る。次項において同じ。）に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村道の道路管理者の意見を聴かなければならない。

6 都道府県は、法第十一条第二項の規定により市町村道の道路管理者に代わつて道路法施行令第四条第一項第一号、第六号、第八号、第十一号（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十九条の二第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による入札占用指針の策定に係る部分に限る。）、第二十三号、第二十四号、第二十五号（道路法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされる協議に係る部分に限る。）又は第三十二号に掲げる権限を行つたときは、遅滞なく、その旨を当該市町村道の道路管理者に通知しなければならない。

○過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第七十五号）（抄）

（基幹道路の指定等）

第七条 法第十四条第一項に規定する政令で定める関係行政機関の長は、基幹的な市町村道については国土交通大臣、市町村が管理する基幹的な農道、林道及び漁港関連道路については農林水産大臣とする。

2 都道府県は、法第十四条第一項の規定により市町村道の新設又は改築に関する工事を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村道の路線名、工事区間、工事の種類及び工事の開始の日を告示しなければならない。工事の全部又は一部を完了し、又は廃止しようとするときも、工事の開始の場合に準じてその旨を告示するものとする。

3 法第十四条第二項の規定により都道府県が市町村道の道路管理者に代わって行う権限は、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第四条第一項各号（第二号を除く。）に掲げるものとする。

4 前項に規定する都道府県の権限は、第二項の規定により告示する工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第三十号及び第三十一号に掲げるものについては、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。

5 都道府県は、法第十四条第二項の規定により市町村道の道路管理者に代わって道路法施行令第四条第一項第二十三号又は第二十四号（いずれも協定の締結に係る部分に限る。次項において同じ。）に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村道の道路管理者の意見を聴かなければならない。

6 都道府県は、法第十四条第二項の規定により市町村道の道路管理者に代わって道路法施行令第四条第一項第一号、第六号、第八号、第十一号（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十九条の二第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による入札占用指針の策定に係る部分に限る。）、第二十三号、第二十四号、第二十五号（道路法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされる協議に係る部分に限る。）又は第三十二号に掲げる権限を行ったときは、遅滞なく、その旨を当該市町村道の道路管理者に通知しなければならない。

○都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第百九十号）（抄）

（都市の再生に貢献し、道路の通行者又は利用者の利便の増進に資する施設等）

第十七条 法第四十六条第十項の政令で定める施設等は、次に掲げるものとする。

- 一 広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの
- 二 食事施設、購買施設その他これらに類する施設で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの
- 三 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第十一条の九第一項に規定する自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの

（道路管理者の権限の代行）

第二十三条 法第五十八条第四項の規定により市町村が道路管理者に代わって行う権限は、道路法施行令第四条第一項第一号、第三号（道路法第二十二條第一項の規定に係る部分に限る。）、第四号、第五号、第十九号、第二十号（道路法第四十六条第一項第二号の規定に係る部分に限る。）、次項において同じ。）、第二十五号（道路法第二十四条本文の規定による承認があつたものとみなされる協議に係る部分に限る。）、第二十七号、第二十八号、第三十号、第三十一号及び第三十六号（道路法第九十五条の二第一項の規定による意見の聴取又は通知に係る部分に限る。）並びに第四条の二第一項第二号（道路法第二十二條第一項の規定に係る部分に限る。）、第四号及び第十三号に掲げるもののうち、市町村が道路管理者と協議して定めるものとする。この場合において、当該市町村は、成立した協議の内容を公示しなければならない。

2 市町村は、法第五十八条第四項の規定により道路管理者に代わって道路法施行令第四条第一項第一号、第十九号又は第二十号に掲げる権限を行った場合には、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。

3 第一項に規定する市町村の権限は、法第五十八条第三項の規定に基づき公示される国道の新設等又は国道の維持等の開始の日から国道の新設等又は国道の維持等の完了の日までに限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第三十号及び第三十一号に掲げる権限については、国道の新設等又は国道の維持等の完了の日後においても行うことができる。

○独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第六十号）（抄）

（道路管理者の権限の代行）

第七条 機構が法第十八条第一項第一号に定める工事を施行する場合において、同条第二項の規定により機構が道路法（昭和二十七年法律第百八十八号）第十八条第一項に規定する道路管理者（以下単に「道路管理者」という。）に代わって行う権限は、次に掲げるものとする。

一 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第四条第一項各号（第一号及び第二号を除く。）に掲げるもの

二 道路法第三十一条第一項の規定により協議し、これを成立させること。

三 道路法第九十一条第一項の規定による許可を与え、並びに同条第三項及び第四項の規定により損失の補償について協議し、及び損失を補償すること。

四 共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和三十八年法律第八十一号。以下「共同溝整備法」という。）第五条第一項の規定により意見を求めること。

五 共同溝整備法第六条第一項の規定により共同溝整備計画を作成すること。

六 共同溝整備法第七条第一項及び第二項の規定による通知をし、同条第一項の規定により意見書の提出を求め、並びに同条第四項の規定により意見を聴くこと。

七 共同溝整備法第八条の規定により共同溝の建設を廃止し、及び通知すること。

八 共同溝整備法第十二条第二項の規定により申請を却下し、及び通知すること。

九 共同溝整備法第十四条第一項の規定により許可をすること。

十 共同溝整備法第十七条の規定により認可をすること。

十一 共同溝整備法第十八条第一項の規定による届出を受理すること。

十二 共同溝整備法第十九条の規定により公益物件の敷設に関する工事の中止又は公益物件の改築、移転若しくは除却を命ずること。

十三 電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号。以下「電線共同溝整備法」という。）第四条第四項（電線共同溝整備法第八条第三項において準用する場合を含む。）の規定により申請を却下すること。

十四 電線共同溝整備法第五条第二項（電線共同溝整備法第八条第三項において準用する場合を含む。）の規定により意見を聴き、及び電線共同溝整備計画又は電線共同溝増設計画を定めること。

十五 電線共同溝整備法第六条第二項（電線共同溝整備法第八条第三項において準用する場合を含む。）又は第十四条第二項の規定による届出を受理すること。

十六 電線共同溝整備法第十条、第十一条第一項又は第十二条第一項の規定による許可をすること。

十七 電線共同溝整備法第十五条第一項の規定による承認をすること。

十八 電線共同溝整備法第十六条第二項の規定により電線の敷設に関する工事の中止又は電線の改造、移転若しくは除却その他必要な措置を講ずべきことを命ずること。

十九 電線共同溝整備法第二十条第二項の規定により必要な指示をすること。

二十 電線共同溝整備法第二十一条の規定により協議すること。

二十一 電線共同溝整備法第二十六条に規定する処分をすること。

二十二 電線共同溝の整備等に関する特別措置法施行令（平成七年政令第二百五十六号）第七条第二項第一号の規定による届出を受理すること。

2 機構は、前項第一号（道路法施行令第四条第一項第六号から第八号までに係る部分、同項第十一号に規定する入札占用指針の策定に係る部分及び同項第二十五号に規定する道路法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があったものとみなされる協議に係る部分に限る。）、第五号、第八号から第十号まで、第十三号、第十四号（意見の聴取に係る部分を除く。）、第十六号、第十七号又は第二十号に掲げる権限を行おうとする場合には、道路管理者の同意を得なければならない。

3 機構は、第一項第一号（道路法施行令第四条第一項第二十三号及び第二十四号に規定する協定の締結に係る部分に限る。）に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、道路管理者の意見を聴かなければならない。

4 機構は、第一項第一号（道路法施行令第四条第一項第二十三号及び第二十四号に規定する協定の締結に係る部分並びに同項第三十二号に係る部分に限る。）、第四号、第七号、第十二号、第十四号（意見の聴取に係る部分に限る。）、第十五号、第十八号、第二十一号若しくは第二十二号に掲げる権限又は第二項の権限を行った場合には、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。

（権限の代行の期間）

第十一条 第七条から前条までの規定により機構が特定公共施設の管理者に代わって行う権限は、法第十八条第四項の規定に基づき公告される工事の開始の日から同条第五項（法第二十条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき公告される工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、次に掲げる権限は、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。

一 第七条第一項第一号（道路法施行令第四条第一項第三十号及び第三十一号に係る部分に限る。）及び第三号（損失の補償に係る部分に限る。）に掲げる権限

二 第八条第一項第七号に掲げる権限

三 第九条第一項第六号（損失の補償に係る部分に限る。）及び第八号に掲げる権限

四 前条第三号及び第五号（損失の補償に係る部分に限る。）に掲げる権限

○東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律施行令(平成二十三年政令第百十四号)
(抄)

(特定災害復旧等道路工事に係る権限の代行)

第八条 国土交通大臣は、法第六条第一項の規定により特定災害復旧等道路工事を施行しようとするときは、あらかじめ、路線名、工事の区間及び工事の開始の日を公示しなければならない。工事の全部又は一部を完了し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

2 法第六条第三項の規定により国土交通大臣が同条第一項の被災地方公共団体に代わって行う権限は、道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)第四条第一項各号に掲げる権限並びに道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第四十四条の二第七項、第五十八条から第六十二条まで及び地方道路公社法(昭和四十五年法律第八十二号)第二十九条の規定による負担金を徴収する権限とする。

3 前項に規定する国土交通大臣の権限は、第一項の規定により公示する工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第三十号及び第三十一号に掲げる権限並びに前項に規定する負担金を徴収する権限については、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。

4 国土交通大臣は、法第六条第三項の規定により同条第一項の被災地方公共団体に代わって道路法施行令第四条第一項第二十三号又は第二十四号(いずれも協定の締結に係る部分に限る。次項において同じ。)に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、当該被災地方公共団体の意見を聴かなければならない。

5 国土交通大臣は、法第六条第三項の規定により同条第一項の被災地方公共団体に代わって道路法施行令第四条第一項第一号、第六号、第八号、第十一号(道路法第三十九条の二第二項(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。))の規定による入札占用指針の策定に係る部分に限る。)、第二十三号、第二十四号、第二十五号(道路法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があったものとみなされる協議に係る部分に限る。))又は第三十二号に掲げる権限を行ったときは、遅滞なく、その旨を当該被災地方公共団体に通知しなければならない。

○福島復興再生特別措置法施行令（平成二十四年政令第百十五号）（抄）

（復興道路工事に係る権限の代行）

第六条 国土交通大臣は、法第十二条第一項の規定により復興道路工事を施行しようとするときは、あらかじめ、路線名、工事の区間及び工事の開始の日を告示しなければならない。工事の全部又は一部を完了し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

2 法第十二条第三項の規定により国土交通大臣が同条第一項の地方公共団体に代わって行う権限は、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第四条第一項第一号及び第三号から第三十九号までに掲げる権限並びに道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十四条の二第七項、第五十八条第一項、第五十九条第三項、第六十条ただし書、第六十一条第一項及び第六十二条後段並びに地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）第二十九条の規定による負担金を徴収する権限とする。

3 前項に規定する国土交通大臣の権限は、第一項の規定により告示する工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第三十号若しくは第三十一号に掲げる権限又は前項に規定する負担金を徴収する権限については、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。

4 国土交通大臣は、法第十二条第三項の規定により同条第一項の地方公共団体に代わって道路法施行令第四条第一項第二十三号又は第二十四号（いずれも協定の締結に係る部分に限る。次項において同じ。）に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の意見を聴かなければならない。

5 国土交通大臣は、法第十二条第三項の規定により同条第一項の地方公共団体に代わって道路法施行令第四条第一項第一号、第六号、第八号、第十一号（道路法第三十九条の二第二項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による入札占用指針の策定に係る部分に限る。）、第二十三号、第二十四号、第二十五号（道路法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされる協議に係る部分に限る。）又は第三十二号に掲げる権限を行ったときは、遅滞なく、その旨を当該地方公共団体に通知しなければならない。

○大規模災害からの復興に関する法律施行令(平成二十五年政令第二百三十七号) (抄)

(特定災害復旧等道路工事に係る権限の代行)

第十七条 国土交通大臣は、法第四十六条第一項の規定により特定災害復旧等道路工事を施行しようとするときは、あらかじめ、路線名、工事の区間及び工事の開始の日を告示しなければならない。工事の全部又は一部を完了し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

2 法第四十六条第三項の規定により国土交通大臣が同条第一項の被災地方公共団体に代わって行う権限は、道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)第四条第一項各号に掲げるもの並びに道路法(昭和二十七年法律第八十号)第四十四条の二第七項、第五十八条第一項、第五十九条第三項、第六十条ただし書、第六十一条第一項及び第六十二条後段並びに地方道路公社法(昭和四十五年法律第八十二号)第二十九条の規定による負担金を徴収する権限とする。

3 前項に規定する国土交通大臣の権限は、第一項の規定により告示された工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第三十号若しくは第三十一号に掲げる権限又は前項に規定する負担金を徴収する権限については、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。

4 国土交通大臣は、法第四十六条第三項の規定により同条第一項の被災地方公共団体に代わって道路法施行令第四条第一項第二十三号又は第二十四号(いずれも協定の締結に係る部分に限る。次項において同じ。)に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、当該被災地方公共団体の意見を聴かなければならない。

5 国土交通大臣は、法第四十六条第三項の規定により同条第一項の被災地方公共団体に代わって道路法施行令第四条第一項第一号、第六号、第八号、第十一号(道路法第三十九条の二第二項(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。))の規定による入札占用指針の策定に係る部分に限る。)、第二十三号、第二十四号、第二十五号(道路法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があったものとみなされる協議に係る部分に限る。)又は第三十二号に掲げる権限を行ったときは、遅滞なく、その旨を当該被災地方公共団体に通知しなければならない。

○道路の修繕に関する法律の施行に関する政令（昭和二十四年政令第六十一号）（抄）

（国土交通大臣の権限）

第四条 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第四条第一項（第一号、第三十一号、第三十四号及び第三十五号を除く。）及び第二項並びに第六条第一項及び第三項（第一号を除く。）の規定は、国土交通大臣が法第二条第一項の規定により指定区間外の一般国道の修繕をする場合について準用する。この場合において、同令第四条第二項中「第二条第一項」とあるのは「道路の修繕に関する法律の施行に関する政令第三条」と、「同条第二項」とあるのは「同条」と読み替えるものとする。

○ 中心市街地の活性化に関する法律施行令（平成十年政令第二百六十三号）（抄）

（中心市街地の活性化に寄与し、道路の通行者又は利用者の利便の増進に資する施設等）

第五条 法第九条第四項の政令で定める施設等は、次に掲げるものとする。

- 一 広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの
- 二 食事施設、購買施設その他これらに類する施設で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの
- 三 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第十一条の九第一項に規定する自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの

○国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号）（抄）

（法第十七条第一項の政令で定める施設等）

第二十四条 法第十七条第一項の政令で定める施設等は、次に掲げるものとする。

- 一 広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの
- 二 標識又はベンチ、街灯その他これらに類する工作物で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの
- 三 食事施設、購買施設その他これらに類する施設で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの
- 四 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第十一条の九第一項に規定する自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの
- 五 次に掲げるもので、競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催し（国際的な経済活動に関連する相当数の居住者、来訪者又は滞在者の参加が見込まれるものに限る。）のため設けられ、かつ、道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの
 - イ 広告塔、ベンチ、街灯その他これらに類する工作物
 - ロ 露店、商品置場その他これらに類する施設
 - ハ 看板、標識、旗ざお、幕及びアーチ

○沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第百二二号）（抄）

（県道又は市町村道に係る直轄工事）

第三十三条 国土交通大臣は、法第百六条第一項の規定により県道又は市町村道の新設又は改築に関する工事を行うときは、あらかじめ、当該県道又は市町村道の路線名、工事区間、工事の種類及び工事の開始の日を告示しなければならない。工事の全部又は一部を完了し、又は廃止しようとするときも、工事の開始の場合に準じてその旨を告示するものとする。

2 法第百六条第三項の規定により国土交通大臣が道路管理者に代わって行う権限は、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第四条第一項各号（第二号を除く。）に掲げるものとする。

3 前項に規定する国土交通大臣の権限は、第一項の規定により告示する工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第三十号及び第三十一号に掲げるものについては、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。

4 国土交通大臣は、法第百六条第三項の規定により道路管理者に代わって道路法施行令第四条第一項第二十三号又は第二十四号（いずれも協定の締結に係る部分に限る。）に掲げる権限を行うおうとするときは、あらかじめ、道路管理者の意見を聴かなければならない。

5 国土交通大臣は、法第百六条第三項の規定により道路管理者に代わって道路法施行令第六条第三項各号に掲げる権限を行ったときは、遅滞なく、その旨を当該道路管理者に通知しなければならない。

6 法第百六条第一項の規定により国土交通大臣が行う道路の新設又は改築に要する費用については、国がその十分の九・五を、道路管理者がその十分の〇・五をそれぞれ負担する。

○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）（抄）

（道路管理者の権限の代行）

第二十六条 法第三十二条第五項の規定により市町村が道路管理者に代わって行う権限は、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第四条第一項第四号、第十九号、第二十号（道路法第四十六条第一項第二号の規定による通行の禁止又は制限に係る部分に限る。次項において同じ）。

（第二十七号、第二十八号、第三十号、第三十一号及び第三十六号（道路法第九十五条の二第一項の規定による意見の聴取又は通知に係る部分に限る。）に掲げるもののうち、市町村が道路管理者と協議して定めるものとする。この場合において、当該市町村は、成立した協議の内容を公示しなければならない。）

2 市町村は、法第三十二条第五項の規定により道路管理者に代わって道路法施行令第四条第一項第十九号又は第二十号に掲げる権限を行った場合には、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。

3 第一項に規定する市町村の権限は、法第三十二条第四項の規定に基づき公示される工事の開始の日から工事の完了の日までに限り行うことができる。ただし、道路法施行令第四条第一項第三十号及び第三十一号に掲げる権限については、工事の完了の日後においても行うことができる。